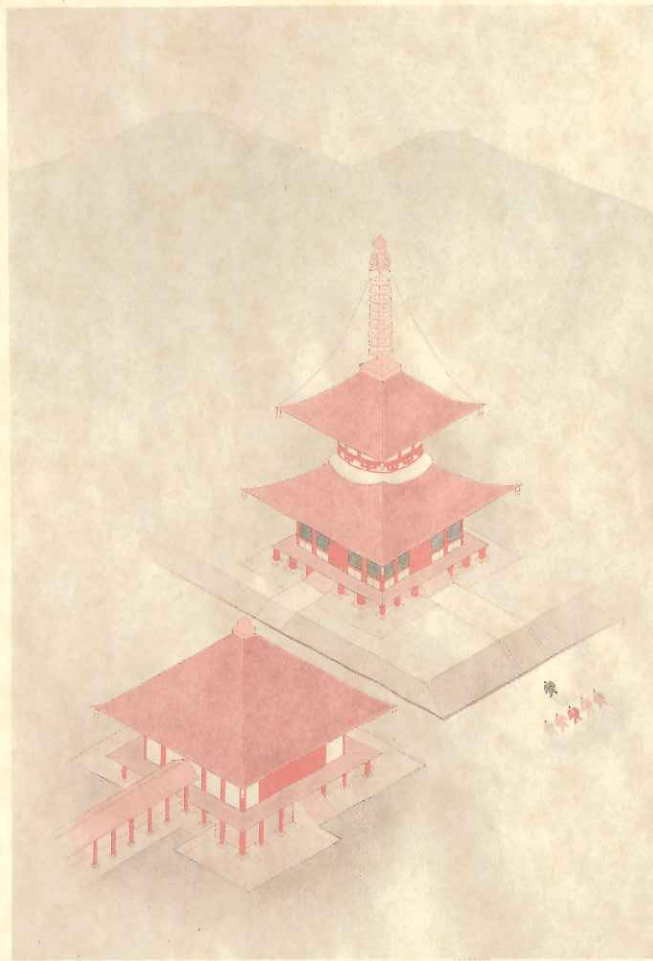


木幡浄妙寺跡発掘調査報告



1992

宇治市教育委員会

十二月大建
天道上行 宜向西行 天德在庚 庚上取土 月致在辰 用時 丁
去府在子 及宜終造 土公在庚 庚上取土 及宜避病 庚上取土 三鏡 甲上取土 庚申 庚
野鷄始鳴 月空在甲 及宜終造 庚申 庚
大歲對小歲後母倉九坎厭對重 拜官身衣市買 納財安床帳吉 遊在丙

廿一日 癸巳 水定
大將軍遷東 天天上

廿二日 甲午 金執
大歲對小歲後母倉 星柱上梁依信門戶確確廟刺頭伐 樹復攬攬埋斬草吉 日遊在丙

廿三日 乙未 金破
大歲對小歲後月德合 日出辰神系 畫卅二刻 夜五六刻 日遊在丙

廿四日 丙申 火范
沐浴 大歲對小歲後 祠祀解除伐樹葬斬草 日遊在丙

廿五日 丁酉 木定
大歲對小歲後 祠祀解除伐樹葬斬草 日遊在丙

廿六日 戊戌 土定
大歲對小歲後 祠祀解除伐樹葬斬草 日遊在丙

廿七日 己亥 水定
大歲對小歲後 祠祀解除伐樹葬斬草 日遊在丙

廿八日 庚子 木定
大歲對小歲後 祠祀解除伐樹葬斬草 日遊在丙

廿九日 辛丑 土定
大歲對小歲後 祠祀解除伐樹葬斬草 日遊在丙

三十日 壬寅 木定
大歲對小歲後 祠祀解除伐樹葬斬草 日遊在丙

『御堂閔白記』寛弘4年12月2日条 (陽明文庫蔵 国宝)



1 浄妙寺調査地全景



2 三昧堂基壇と東石

序

本書は、平成2年度に発掘調査を行いました浄妙寺跡の発掘調査報告書です。

宇治市木幡地区には、道長、頼通をはじめとする藤原氏の墳墓群が営まれており、これらの墳墓群は宇治陵として宮内庁の管理の元で残されています。浄妙寺は、これらの墳墓の菩提を弔うために、藤原道長が創建した寺で、その落慶供養の様子は『御堂関白記』や『中右記』などにも詳しく描かれています。

その後室町時代の頃に廃絶した浄妙寺は、正確な位置さえも分からなくなっていました。しかし昭和41年度に行われた木幡小学校建設にともなう発掘調査で、浄妙寺の中心である法華三昧堂の一部が発見され、寺の位置がほぼ確定されることとなりました。この際宇治市教育委員会では、校舎の位置を変更し、運動場として三昧堂の遺構の保存を計りました。今回の調査は、運動場の改修工事を行うにあたり、保存した遺構を破壊しないために三昧堂の正確な位置や、埋没深度を確認するために行ったものです。

調査の結果、法華三昧堂の全容を知ることができ、さらには東側に多宝塔の遺構も残っていることがわかりました。今回の調査成果は、藤原氏の研究、ひいては平安時代の研究においても、貴重な資料になるものと考えております。

本書は、この調査成果を関係史料とともに一冊にまとめたものです。本書が、宇治の歴史解明とともに、平安時代研究に役立つことを願うものです。

おわりになりましたが、発掘調査や整理作業を通してご協力いただいた関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成4年3月

宇治市教育委員会

教育長 岩 本 昭 造

例 言

1. 本書は、京都府宇治市木幡赤塚4番地に所在する浄妙寺跡の発掘調査報告である。
2. 発掘調査は、宇治市立木幡小学校運動場改修に伴うもので、調査経費は宇治市が負担した。
3. 本書で使用する方位は、すべて座標北である。
4. 本書の註については、IからVIまではVIの末尾に、VIIについては各論末尾に付した。
5. 本書に収録する写真は、遺構写真については宇治市教育委員会撮影分を使用し、遺物写真については写真家寿福 滋氏の撮影である。また空中写真については、国際航業株式会社に委託した。
6. 本書の執筆は、荒川 史(宇治市教育委員会)、浜中邦弘(同志社大学学生)が行い、執筆分担は下記の通りである。またVIIについては、杉山信三氏(京都市埋蔵文化財研究所所長)、西山恵子氏(宇治市歴史資料館)に寄稿いただいた。なお、付載の史料・年表の作成も西山恵子氏による。
荒川 史…………… I、II、III、IV、V、VI-2・3、VII-1、VII-2
浜中邦弘…………… VI-1、VII-2
7. 本書の編集は、宇治市教育委員会社会教育課が行い、実務を荒川が担当した。

本文目次

I. はじめに	1
II. 位置と環境	3
III. 浄妙寺の沿革と研究史	8
1. 浄妙寺の沿革	8
2. 研究史	9
3. 浄妙寺の1次調査	11
IV. 調査経過	14
V. 遺構	17
1. 土層	17
2. 三昧堂跡	17
3. 多宝塔跡	23
VI. 遺物	25
1. 瓦	25
2. 土器	40
3. 石製品・金属製品	42
VII. 考察	47
1. 浄妙寺の変遷と宇治陵	47
2. 宇治における平安期古瓦の様相と浄妙寺	55
3. 文献から見た浄妙寺	62
4. 浄妙寺の三昧堂	80
[巻末]	
参考資料	1
浄妙寺年表	4
浄妙寺史料	5

挿 図 目 次

第1図	浄妙寺位置図	2
第2図	浄妙寺と周辺の遺跡	4
第3図	二子塚古墳と木幡古墳群	5
第4図	浄妙寺周辺地形図	6
第5図	調査風景	11
第6図	トレンチ配置図	12
第7図	三昧堂平面図	13
第8図	トレンチ配置図	15
第9図	トレンチ南壁土層断面図	18
第10図	トレンチ実測図	19
第11図	三昧堂中央ピット実測図	20
第12図	東石実測図	21
第13図	三昧堂復元図	22
第14図	多宝塔トレンチ実測図	23
第15図	軒丸瓦実測図	26
第16図	軒平瓦実測図	28
第17図	軒平瓦F復元図	29
第18図	スサ入り粘土が付着した平瓦	29
第19図	文字瓦実測図	30
第20図	平瓦分類図1	31
第21図	平瓦分類図2	32
第22図	平瓦分類図3	33
第23図	平瓦分類図4	34
第24図	丸瓦A類実測図	35
第25図	丸瓦B類実測図	36
第26図	丸瓦B類実測図	37
第27図	不明道具瓦実測図	38
第28図	鬼瓦実測図	39
第29図	隅切瓦実測図	39
第30図	土器実測図	40

第31図	青銅製品実測図	41
第32図	石鍋実測図	41
第33図	鉄製品実測図 1	42
第34図	鉄製品実測図 2	43
第35図	鉄製品実測図 3	44
第36図	浄妙寺と宇治陵の分布	50
第37図	軒瓦出土状況図	56
第38図	平安時代における宇治の主要寺院	58
第39図	鶴林寺太子堂(法華堂)背面	81
第40図	鶴林寺常行堂	81
第41図	延暦寺西塔常行堂・法華堂実測図	82~83

付 表 目 次

付表 1	平安時代の法華三昧堂	52
------	------------	----

付 図 目 次

付図 1	浄妙寺関連主要遺跡地図(1)	84
付図 2	浄妙寺関連主要遺跡地図(2)	85
付図 3	法成寺軒瓦(鴨沂高校所蔵)	86
付図 4	法成寺・三室戸寺軒瓦	87

図 版 目 次

図版 1	浄妙寺跡空中写真
図版 2	(1) 浄妙寺跡空中写真 (2) 木幡出土越州窯青磁水注(京都国立博物館蔵 重要文化財)
図版 3	(1) 昭和41年度発掘調査の状況(東から) (2) 昭和41年度発掘調査の状況(西から)
図版 4	(1) 調査風景(南から) (2) 三昧堂基壇全景(北西から)
図版 5	(1) 三昧堂基壇全景(北から) (2) 三昧堂基壇全景(東から)
図版 6	(1) 基壇北辺東石出土状況(東から) (2) 基壇東辺東石出土状況(北から)

- 図版7 (1) 束石 N1 (3) 束石 S1
(2) 束石 N2 (4) 束石 S2
- 図版8 (1) 束石 E1 (3) 束石 E3
(2) 束石 E2 (4) 束石 W1
- 図版9 (1) 束石据え付け状況 (N1 西から)
(2) 束石据え付け状況 (E2 南から)
- 図版10 (1) トレンチ南壁土層断面 (トレンチ中央)
(2) トレンチ南壁土層断面 (トレンチ西側)
- 図版11 (1) 三昧堂基壇中央ピット (南から)
(2) 三昧堂南辺遺物出土状態 (東から)
- 図版12 (1) 三昧堂南辺軒平瓦出土状態
(2) 三昧堂東辺土器出土状態
(3) 多宝塔土壇遺物出土状態 (西から)
- 図版13 (1) 多宝塔土壇軒平瓦出土状態
(2) 多宝塔基壇検出状況 (東から)
- 図版14 軒丸瓦
- 図版15 軒丸瓦・軒平瓦
- 図版16 軒平瓦
- 図版17 (1) 平瓦 A1類 (凸面)
(2) 平瓦 A1類 (凹面)
- 図版18 (1) 平瓦 A2～4類・C類・D類 (凸面)
(2) 平瓦 A2～4類・C類・D類 (凹面)
- 図版19 (1) 平瓦 B類 (凸面)
(2) 平瓦 B類 (凹面)
- 図版20 (1) 丸瓦 A類 (凸面)
(2) 丸瓦 A類 (凹面)
- 図版21 (1) 丸瓦 A類
(2) 丸瓦 B類
- 図版22 (1) 不明道具瓦 (凸面)
(2) 不明道具瓦 (凹面)
- 図版23 鬼瓦・文字瓦・隅切瓦
- 図版24 土器・石鍋
- 図版25 (1) 磁器
(2) 青銅製品
- 図版26 (1) 鉄製品
(2) 鉄製品

I. はじめに

藤原道長がまだ若かりし頃「我若向後至大位、心事相諧者、争於茲山脚、造一堂修三昧」と願った木幡浄妙寺の建立が成ったのは、寛弘2年(1005)10月のことである。浄妙寺は、藤原氏一門の埋葬の地である木幡に、その菩提をとむらうために造られた寺である。その後木幡には、藤原氏最高の栄華をほこった道長・頼道をはじめとして、多くの人々がこの地に埋葬され、そしてその供養を行う浄妙寺も繁栄していったのである。

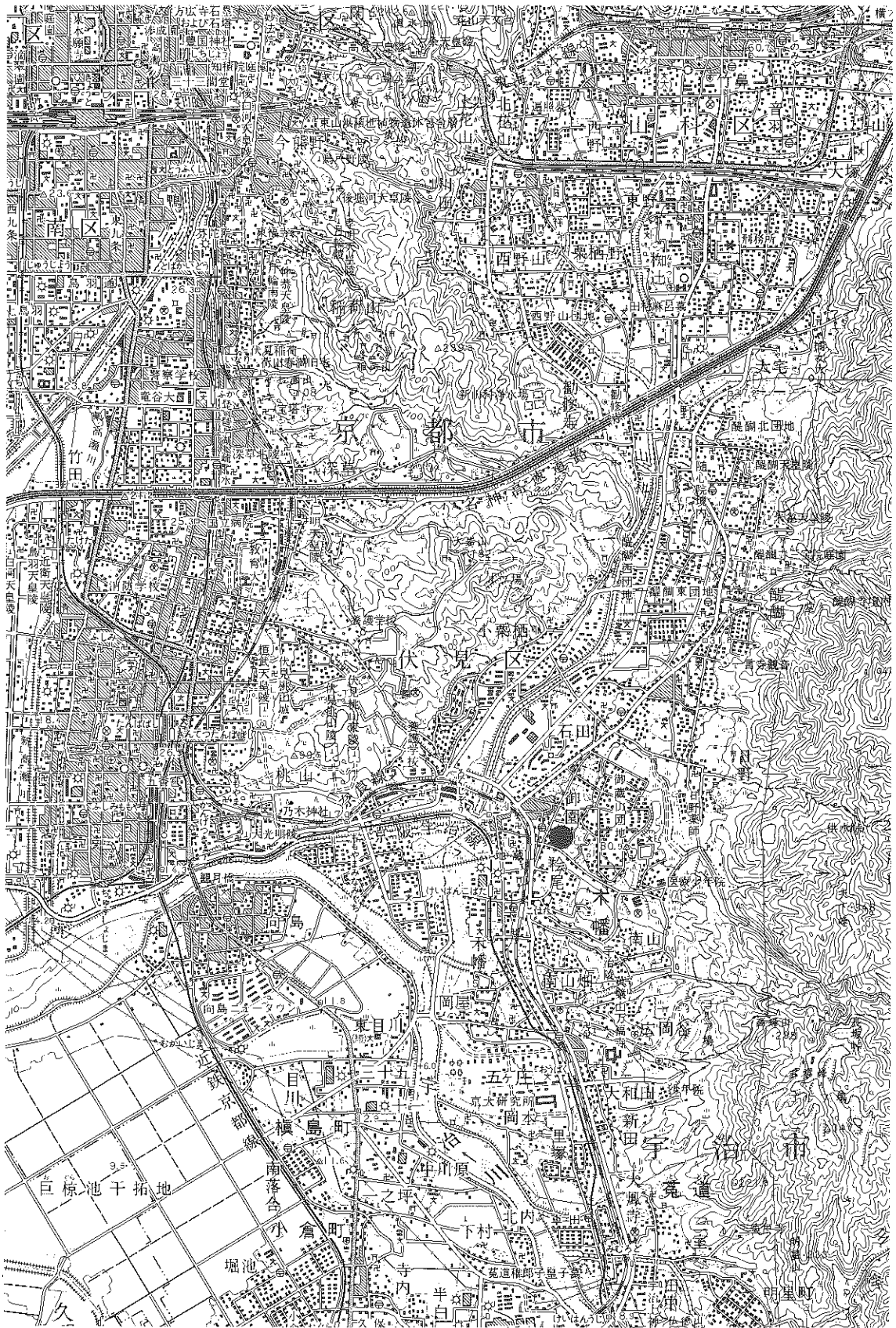
しかし摂関政治の衰退、その後の武家社会の到来は、浄妙寺の繁栄に陰を落とし、室町時代には焼亡したと考えられている。

この浄妙寺は、藤原氏研究の中でも重要視され、文献史学においては古くから多くの研究が行われていた。しかし考古学的には、1966年に寺の中心建物である三昧堂の一部を発見した調査以来、具体的内容を知り得る調査はなく、小学校のグラウンドの下に眠り続けてきたのである。

平成2年、木幡小学校グラウンドの改修工事が行なわれることとなり、この工事によって地下に保存されている三昧堂が破壊されないよう、その深度や範囲を知るための調査が行われることとなった。この調査によって、三昧堂の全容を検出することができ、さらにこれまで知られていなかった多宝塔と考えられる土壇の一部も検出することができた。本書はこの調査の成果をまとめたものである。

もとより浄妙寺伽藍は、この2つの堂塔のみではなく、鐘楼をはじめとする多くの堂舎があったことが知られており、今回の調査で浄妙寺の全容を知り得たわけではない。しかし、今回の調査で得られたいくつかの新しい知見によって、これまで持たれていた浄妙寺像を修正することが可能になったと考えている。

なお、現地調査から本書刊行に至る間、多くの方々より御指導・御協力をたまわった。記して謝意を表す。



第1図 浄妙寺位置図

Ⅱ. 位置と環境

A 地理的環境

浄妙寺は、行政区画では宇治市木幡赤塚4番地に所在する。

現在の宇治川は、宇治から北に流れをとり、木幡付近でやや北西に流れを変え、京都市桃山付近で山科川と合流し、西流する。この山科川との合流点付近は、かつては広大な低湿地を形成しており、現在の木幡池にその名残りを留める。

木幡は、標高297mの高峰山から派生する低い丘陵部と、ここから流れ出る堂の川、弥陀次郎川によって形成された扇状地性微高地、そして先に述べた低湿地部分から成る。高峰山から派生する丘陵は、法界寺のある日野の谷との境を成し、北西もしくは西に傾斜する緩斜面となっている。現在はその多くが住宅地となっているが、この丘陵部が木幡山と呼称されていた場所と考えられる。これに続く扇状地性微高地は、五ヶ庄から木幡に至る広範な地域に認められ、平坦面を形成しているが、ここには浄妙寺をはじめとし多くの遺跡が存在している。

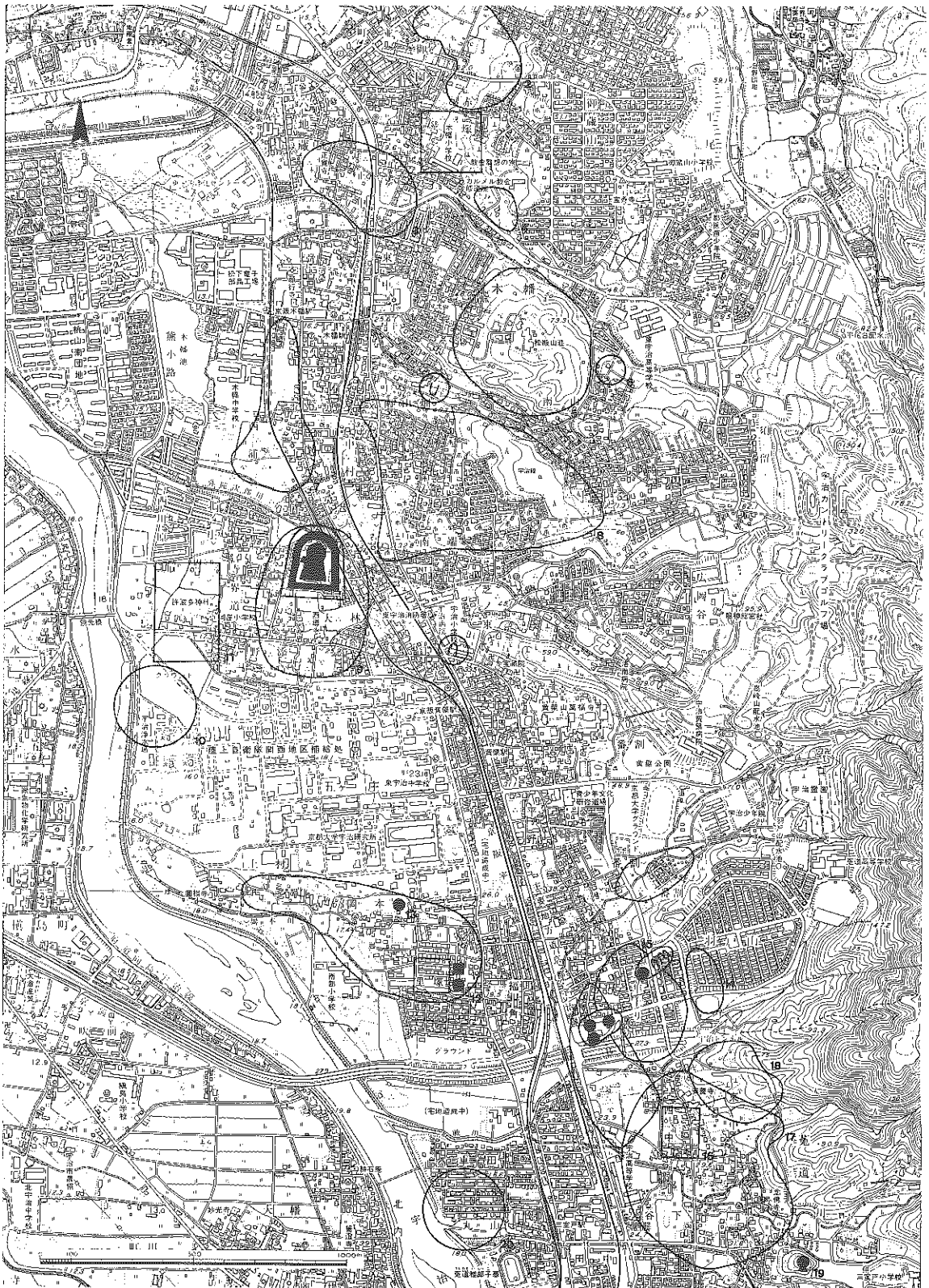
B 歴史的環境

五ヶ庄から木幡に至る扇状地性微高地は、宇治市内でも最も古くから人々の居住していた地域であった。浄妙寺の南西1.4kmの地点にある五ヶ庄二子塚古墳からは、黒曜石製のナイフ形石器が出土している。¹⁾ 墳丘盛土中からの出土であるため、遺跡の位置は特定できないが、古墳の周辺に旧石器時代の遺跡があるものと考えられる。

縄文時代では、浄妙寺の南3kmにある菟道西隼上り遺跡から、草創期と考えられるポイントと早期押型文土器・晩期長原式土器が出土している。²⁾ また先述した二子塚古墳周堤からは、後期と考えられる粗製深鉢が、また古墳の南にある寺界道遺跡³⁾では晩期の貯蔵穴が検出されている。いずれも標高20~30m程度の微高地上に遺跡があるが、土器片のみの資料が多く、遺跡の実体は不明な点が多い。

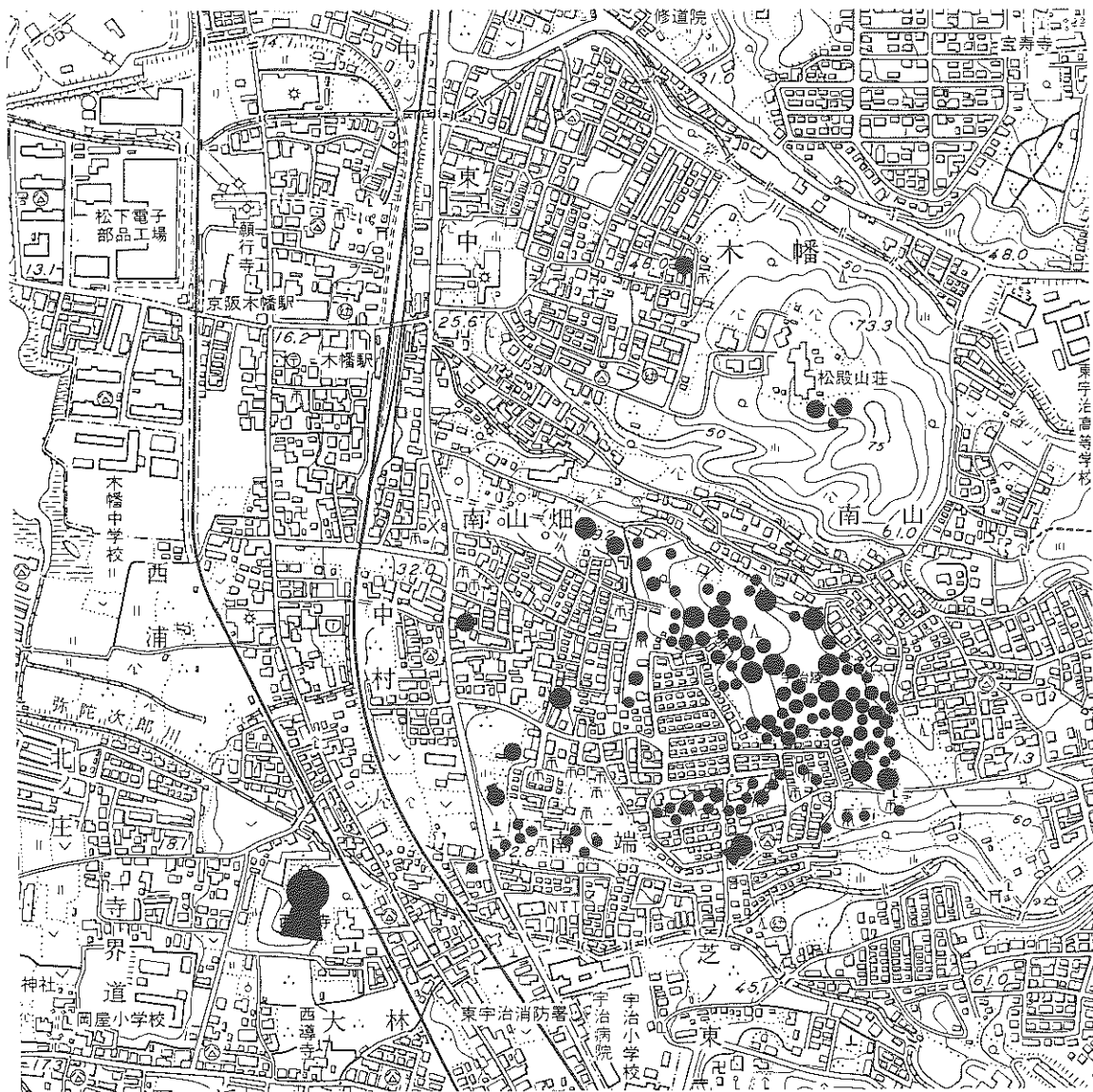
弥生時代の遺跡も現時点ではあまり確認されていない。宇治川東岸域においては、浄妙寺の南東約3kmの丘陵上にある羽戸山遺跡⁴⁾が知られるのみである。この遺跡では後期の竪穴式住居跡・土壙墓・祭祀跡を検出しており、高地性集落と考えられている。

古墳時代では、現在のところ宇治川東岸域では前期古墳は確認されていない。中期にはいと、宇治川の谷口部に二子山古墳⁵⁾が築造される。二子山古墳は円墳と方墳の2基の古墳の総称で、円墳である北墳は直径40m、方墳である南墳は34mを測る。二子山北墳は、木棺直葬1基、粘土槨2基の3基の主体部を持ち、鏡・甲冑・武器類・農工具類など豊富な副葬品



第2図 浄妙寺と周辺の遺跡

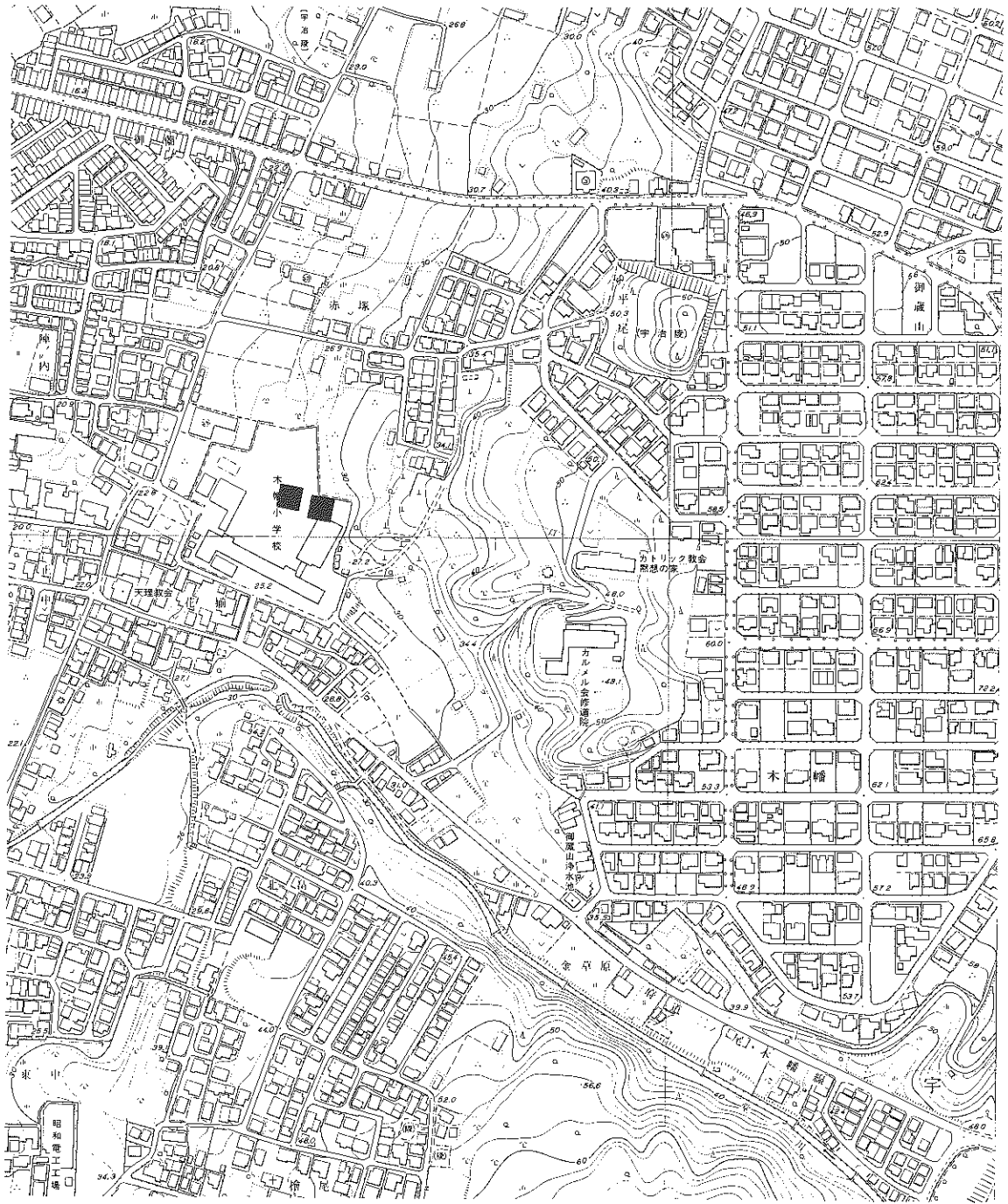
1. 浄妙寺跡
2. 赤塚遺跡
3. 木幡遺跡
4. 金草原遺跡
5. 松殿跡
6. 京極殿跡
7. 西浦遺跡
8. 宇治陵・木幡古墳群
9. 寺界道遺跡・二子塚古墳
10. 岡屋津推定地
11. 宇治郡衙推定地
12. 岡本遺跡
13. 瓦塚古墳
14. 羽戸山遺跡
15. 隼上り瓦窯跡
16. 大鳳寺跡
17. 菟道遺跡
18. 東中遺跡
19. 池山古墳
20. 三室津推定地



第3図 二子塚古墳と木幡古墳群

が出土した。南墳は、木棺直葬の主体部1基を持ち、こちらにも鏡・甲冑・武器・馬具などの副葬品を持つ。築造時期は、北墳が5世紀中葉、南墳が5世紀後葉と考えられている。二子山南墳が築造されたのとはほぼ同じ頃、二子山の北西約700mの微高地上に瓦塚古墳が築造される。瓦塚古墳は、直径約30mの円墳で、礫槨の第1主体と木棺直葬の第2主体を持つ。ここからは玉杖形金銅製品・馬具・玉類などが出土している。中期における宇治川東岸域の古墳の動向は、主要古墳が南部にあり、そして豊富な副葬品を持つにもかかわらず前方後円墳が築造されない傾向が認められる。

6世紀にはいると、これまで顕著な古墳がなかった北半部に、全長112mの二子塚古墳が築造される。二子塚古墳は、大正年間に後円部が破壊され、副葬品などの具体的内容は不明であるが、6世紀代では京都府下最大の規模を持ち、二重周濠を有する。そして二子塚古墳



第4図 浄妙寺周辺地形図

が築造された頃から、その東側の丘陵に木幡古墳群の築造が始まる。木幡古墳群は、現在そのほとんどが宮内庁の管理する宇治陵の中にあり、具体的内容は不明であるが、総数約120基を数え、南山城地域では最大の群集墳である。これまで断片的に調査された資料や測量図などから判断すると、横穴式石室墳や木棺直葬墳が混在しているようである。これとは対象的に、中期に主要古墳の見られた南半部では、隼上り古墳群⁶⁾・隼上り東古墳⁷⁾の4基が後期古墳として確認されているのみで、地域的な逆転現象が認められる。

飛鳥・奈良時代にはいると、浄妙寺の南東約3kmの丘陵斜面で、隼上り瓦窯⁸⁾の操業が始まる。この隼上り瓦窯は4基の窯からなり、主に飛鳥豊浦寺の創建瓦を焼成していた。これとほぼ同時期には、隼上り瓦窯の南1kmにある池山瓦窯⁹⁾では、隼上り瓦窯と同範の瓦を焼いているが、残念ながら土取りにより破壊され、その詳細はわからない。この隼上り瓦窯以降、南山窯・北山畑瓦窯・岡本瓦窯・芝ノ東窯・滋賀谷窯などの瓦窯・須恵器窯が造られ窯業生産が盛んになる。

寺院では、現在発掘調査で確認されているものでは大鳳寺¹⁰⁾・岡本廃寺¹¹⁾がある。大鳳寺は法起寺式伽藍配置の白鳳寺院で、創建瓦に川原寺式のセットを持つ。岡本廃寺も大鳳寺とはほぼ同時期に創建された寺院であるが、伽藍配置が法隆寺式である点や、講堂が掘立柱建物である点、創建瓦に大鳳寺とは異なる川原寺式と法隆寺式に類似する瓦を持つ点など、大鳳寺との相異点も指摘される。

平安時代には、宇治の地は歴史的に新しい展開を見せる。つまり南部では宇治川谷口部を中心に、貴族達の別業が数多くつくられる。また北部の木幡周辺は、平安時代後期以降藤原氏の葬送の地として墓が営まれていく。

宇治川谷口部の別業は、平等院の前身である宇治殿・小松殿・西殿などが造られるが、その多くは市街地の地下に埋没し、詳細はほとんどわかっていない。わずかに藤原頼通によって寺院となり、現在までその姿を伝える平等院にその名残を留めるのみである。また平安末期のものではあるが、浄妙寺の南西500mのところにある松殿跡は、現在も土塁跡などが残り、当時の別業の様子を伝えてくれる。

藤原基経以来営まれ続けた藤原氏の墳墓群は、現在陵墓参考地として保存されているが、指定地以外にもかなりの数が営まれていたことが考えられる。浄妙寺の東に隣接する金草原遺跡からは、現在国の重要文化財に指定されている越州窯の青磁水注が出土している。この青磁水注は、墳墓の副葬品と考えられており、浄妙寺周辺にもかなりの数の墳墓が埋没しているものと思われる。

今回報告する浄妙寺は、この墳墓群を供養するために建立された寺であるが、浄妙寺以外にも木幡周辺には平安時代にさかのぼる寺院があったことがうかがわれる。坂上田村麿の創建とされる観音院本願寺、浄妙寺の多宝塔を建立する際にその金具を使用したとされる普門寺など、いくつかの寺院が文献に登場する。観音院本願寺は、別の創建伝承を持つ観音寺・観音教院・観音院などとの混同があり、正確な位置や内容は明らかになっていない。普門寺については浄妙寺塔建立の記事にしかその名が見えず、さらにその内容は不明である。いずれにせよ平安時代の宇治は、北部と南部でその性格を異にしながらも、中央貴族、特に藤原氏との強い関係の中で発展するのである。

Ⅲ. 浄妙寺の沿革と研究史

1. 浄妙寺の沿革

浄妙寺の沿革については、様々な文献資料からその概要を知ることができる。詳しくは考察で述べるので、ここでは簡単な流れのみ述べていきたい。

浄妙寺は、寛弘2年(1005)藤原道長によって建立された。この建立の動機は造寺願文によって知ることができる。これによれば、道長が幼い頃、基経以来藤原氏の墓所となっていた木幡の地を、父兼家に連れられて訪れた。この時木幡墓所の荒れ果てた様子を見た道長は、将来高位についたならば、木幡の地に一堂を建て三昧を修めることを心に誓ったという。そしてこの年ついにそれが実現したのである。

浄妙寺の伽藍は、2年後の寛弘4年(1007)に多宝塔が完成し、体裁が整ったようである。塔供養を行った際の願文によれば、浄妙寺には中心建物である法華三昧堂・多宝塔・鐘楼・僧房・庖浴といった建物が建っていたことがわかる。これらの建物の配置は、藤原師実が嘉保元年(1094)に父の頼通の墓に詣でた記事によって、ある程度復元することができる¹²⁾。師実はまず浄妙寺南門前廊で剣をとり、手を洗っている。頼通が康平5年(1062)に道長の墓に詣でたときも同様の手順で行っているが、この時の記事では南橋殿に於いて剣をとっている。このことから南門前廊というのがこの南橋殿にあたるものと思われる。つまり浄妙寺の南門の前には川があり、この川には橋殿あるいは前廊と言うべき屋根のそなわった橋がかけられていたことがわかる。師実は墓に詣でたあと、三昧堂南庇で諷誦を行っているが、この時の料布を塔の西砌に置いている。この位置関係から三昧堂の東側に多宝塔があったものと思われる。さらに三昧堂の西には渡殿が、そしてその西には南北行廊があったことがわかる。

この後浄妙寺には、道長・頼通をはじめとして、藤原氏の一門が埋葬されることになる。そして摂関家の墓所を守る寺として繁栄していったものと思われる。しかし公家の没落と、武士の台頭という時流には、浄妙寺とて抗しきれず、鎌倉幕府が成立した建久3年(1192)藤原氏によって受け継がれてきた浄妙寺別当職が聖護院官家に移ることとなる。

鎌倉以後の浄妙寺については、文献にもあまり登場せず、その消息については不明な点が多い。しかしいくつかの文献から、室町期まで存続していたことは確かである。浄妙寺の廃絶については諸説があり、永禄4年の日付のある古市胤栄の「木幡荘木幡寺浄名寺廟墳図」では、建武炎上としている。吉田東五は、延慶年間(1308～1310)に焼け、南北朝期に絶えたとしている。しかし永享3年(1431)に、浄妙寺執行職をめぐる訴訟が起きており、南北朝以

後も存続していることが明らかになった。現在は、『碧山日録』にある寛正3年(1462)に一揆の放火により焼亡し、廃絶したとする説が有力である。

2. 研究史

浄妙寺については、建立の経過等多くの文献が残っており、また藤原氏の全盛を迎えた道長・頼通の墓所もあることから、多くの研究が行われている。

浄妙寺に関する研究で最も古いものは、古市胤栄の『木幡莊木幡寺浄名寺廟墳図』がある。これには「山城州木幡莊木幡寺浄名寺建武炎上前寺面木幡寺境内存在廟墳高位之分 下位之部省之 爲萬世図画之備不朽置所者也」とあり、これを作成した企図が書かれている。図には木幡寺として築地の中に17棟の建物が描かれており、さらに大きな築地を巡らし寺の南に107基の墳墓が描かれている。さらに寺の北側に川があり、その川を渡った対岸に6基の墳墓が描かれている。浄妙寺の伽藍配置は、前項でも述べたとおり、寺の南側に川がありこの図とは矛盾する。現在尊勝寺跡と考えられている木幡北山畑付近に、かつて観音寺藪と呼ばれていたところがあり、これを浄妙寺跡と考えたものと思われる。またこの図には永禄4年(1561)の日付けがあるが、現在はこれももっと下るものと考えられている。

次に浄妙寺について書かれたものとしては『山州名跡志』と『山域名勝志』がある。いずれも正徳元年(1711)に書かれたもので、地誌として著名なものである。『山州名跡志』には、「從六地蔵町到宇治辻南一町余。又到東二町許。比所爲葬所(後略)」とあり、ほぼ今回調査した木幡赤塚付近を浄妙寺跡と見做しているようである。また、浄妙寺の項の最後には、「所載舊記當寺在官家墳多。是又滅亡。」とあることから、周辺における墳墓の痕跡は、すでにあまり認められなかったのかもしれない。『山域名勝志』には、「土人云木幡村東北山麓有大門跡塔壇等、村内有葬所名浄メン寺、是皆舊跡也(後略)」とあり、地元には門や塔跡の伝承が残っていたことがわかる。さらにその付近に浄メン寺と呼ばれる墓があり、これは調査地の東側丘陵上に「ジョウメンジバカ」と通称される墓があることから、やはり木幡赤塚付近を浄妙寺跡としているようである。

明治33年の『大日本地名辞書』では、浄妙寺の位置を「木幡の東北御蔵山の麓」とし、前出の木幡赤塚付近の説をとっている。またその廃絶については、「延慶中に焼け、いて南北の争乱あり遂に復興の運に会せずして止む。」としている。延慶年間焼失の記事は、いずれからとったものかは不明であるが、おそらく延慶2年(1309)に焼失したと伝えられる尊勝寺と混同したものと思われる。この後に書かれた『宇治誌』などにおいても、この吉田東五説をとっているが、前項の沿革でも述べたとおり、浄妙寺が南北朝以後も存続していることは明らかであり、誤りであろう。

昭和に入ると浄妙寺研究も多くなり重要な論考も増えてくる。まず昭和13年(1938)には、植松雅俊の「木幡家と浄妙寺」が発表された¹³⁾。この論文では、先にふれた『木幡荘木幡寺浄名寺廟墳図』の墳墓に書かれた人名を手がかりに、浄妙寺への埋葬がいつ頃まで行われたかを探ろうとするもので、ここでは文明3年(1471)に出家した藤原(木幡)雅遠までとしている。しかし、先にも述べたように『浄名寺廟墳図』自体が史料的に疑問が残るため、多くの問題を残している。

昭和17年(1942)には、浄妙寺研究の上でも最も画期的な林屋辰三郎の「藤原道長の浄妙寺に就いて」が発表された¹⁴⁾。林屋は、藤原北家の祖でもある冬嗣・基経の葬送地が宇治郡と書かれており、木幡と書かれるのは道長の父母である兼家・時姫以降であることに着目し、木幡墓所が形成されるのは浄妙寺建立以後であると説いた。そして道長が浄妙寺を建立した真の意図は、冬嗣・基経以来の墓所を弔う寺を造ることによって、道長の一統が藤原北家の主流であることを知らしめることにあったとし、浄妙寺の持つ政治性を指摘したのである。

この林屋説に対しては、いくつかの反論が行われている。堅田修は「藤原道長の浄妙寺について—撰関時代寺院の一形態に関する考察—」において¹⁵⁾、まず冬嗣の墓地の位置について考察を行った。冬嗣の墓は、『日本紀略』には愛宕郡深草山とあり、『延喜式』には山城国宇治郡とある。林屋はこの記述の相違をもって、冬嗣の墓を深草とし、冬嗣が木幡に葬られたのではないことを説明した。堅田はこの違いを2ヶ所の墓と考えた。つまり埋葬と詣り墓である。このことから、冬嗣の墓が木幡になかったとする必要はなく、浄妙寺については造寺願文などに見られるとおり、道長の宗教的意図によって建立されたものと説いた。そして浄妙寺を墓寺とし、撰関期以後の寺院形態の変質を述べた。

波多野忠雅は、「藤原道長浄妙寺廟墳考」¹⁶⁾・「藤原道長浄妙寺創建考」¹⁷⁾など一連の論文を発表し、主に基経の墓地の位置の検討を行っている。波多野は様々な文献の検討から、基経はそれまで藤原氏の墓所であった鳥辺野が手挟になったため、冬嗣が葬られた木幡山を新たな藤原氏の墓地と定めた。このため基経自身も、小野で殯をし、深草山で荼毘に付したあと木幡山に葬られたとし、林屋が「冬嗣の墓所が深草山と断定せらるれば、基経のそれをのみ木幡山なりと固執することは絶対に許されない。」と述べたことへの反論とした。

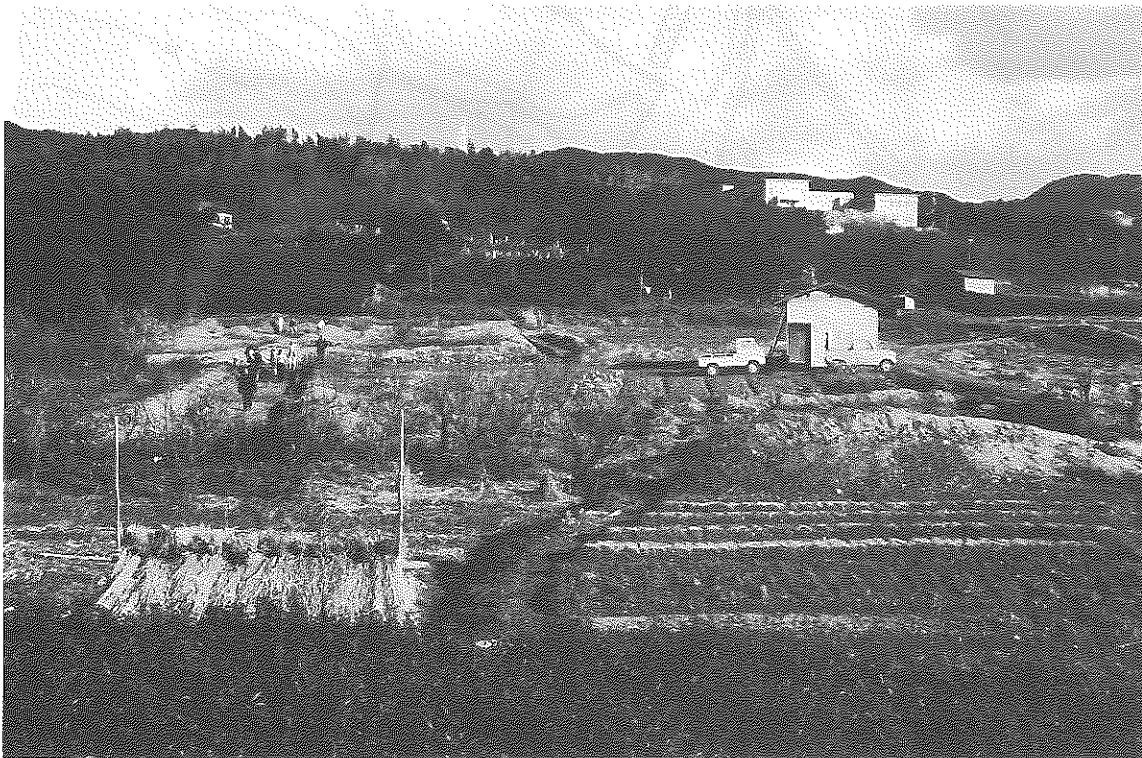
3. 浄妙寺の1次調査

昭和41年(1965)、木幡赤塚の畑地に小学校の新設計画が持ち上がった。この地が浄妙寺跡の推定地であるとの指摘を受けた宇治市教育委員会では、浄妙寺跡発掘調査委員会を結成し、発掘調査を行うこととなった。当初の調査予定面積は400㎡で、調査期間は昭和42年1月26日から2月8日までであった。

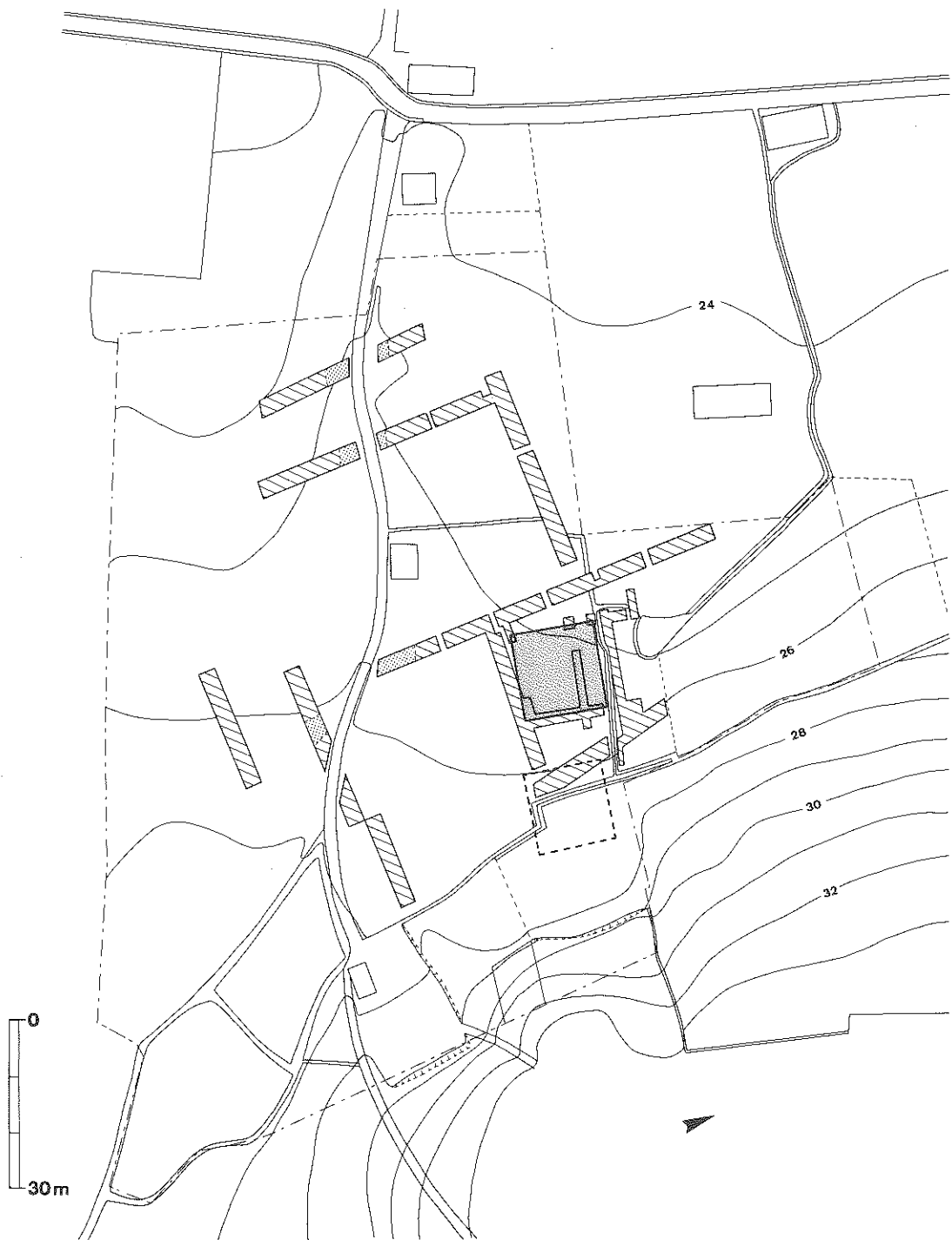
調査は校舎建設予定地の西部から、順次に東に向かってトレンチ掘削を行っていった。まず最初に確認されたのは堂の川の旧流路で、浄妙寺南門の前を流れていた川がこれにあたるものと考えられた。このため川の北方に三昧堂の遺構が存在することが予想され、川の北方にあたる山麓の平坦面を中心にトレンチ調査を進めた。しかし、第1回の調査委員会が行われた2月2日の段階までには、瓦片の出土は見たものの建物と考えられる遺構は発見できず、この委員会では浄妙寺の中心伽藍は小学校の敷地よりさらに北方にあり、敷地内では遺構のある可能性は少ないとして、2月6日で調査を打ち切ることとした。

ところが調査終了予定日の2月6日、この日新たに設定したトレンチから、焼土と共に東石と考えられる花崗岩を検出し、ここに始めて浄妙寺に関係すると思われる建物跡を発見したのである。

東石の発見により、建物の東限がほぼ確定できたため、トレンチを南北に拡張し、翌7日



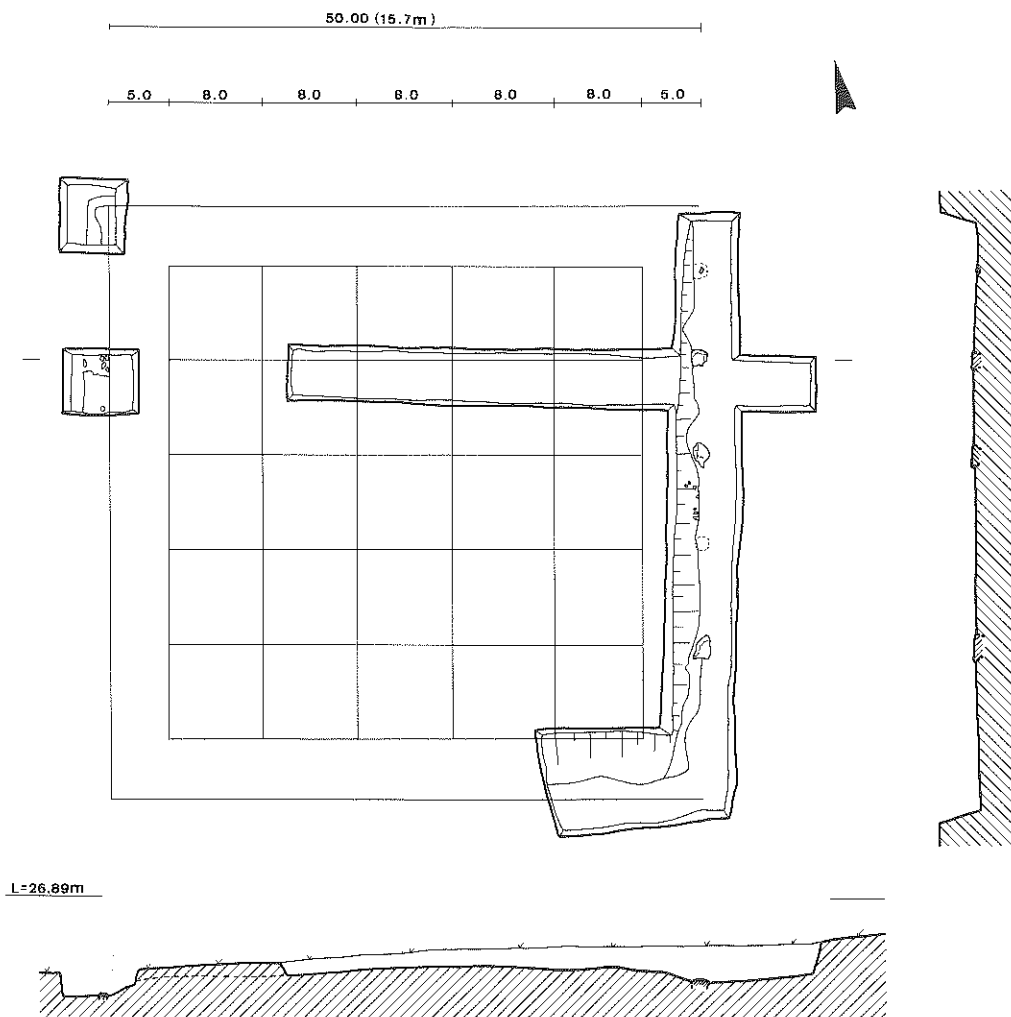
第5図 調査風景



第6図 トレンチ配置図

にはさらにもう1個の東石を発見した。この調査結果を受けた浄妙寺跡発掘調査委員会では、検出された遺構が浄妙寺三昧堂である可能性が高いとし、この遺跡の重要性を鑑み、遺跡保存の方策の検討を始めた。

調査は5日間期間延長し、2月11日にすべての作業を終了した。この間、東石を発見したトレンチをさらに拡張し、東側の東石の列と建物の基壇の南東コーナーを確認するに至った。



第7図 三昧堂平面図

建物の西側では、束石などの明確な遺構は確認できなかったが、2ヶ所の小規模のトレンチで地山が落ちる状況を確認した。これによって、検出した建物が1辺15.7mの方形の建物であり、五間四方の建物であることが推測された。そして、平安期にあつて五間四方の建物としては、三昧堂形式の建物であることが考えられ、浄妙寺の記述にありことから、これが浄妙寺の三昧堂であろうと推測されたのである。しかし、この調査では基壇上の礎石の痕跡を確認することができず、確定するには至らなかった。

調査後、検出した束石などはビニールシートで保護し、埋め戻された。そしてちょうど堂のかかる位置に建設が予定されていた校舎は、設計変更によって50mずれた学校敷地の南側に建設されることになった。そして三昧堂の遺構は、校庭の下に埋もれて保存されることになったのである。¹⁸⁾

IV. 調査経過

宇治市教育委員会では、市内小学校のうち数校で水はけの悪い運動場があり、配水管を埋設して改良する工事を平成2年度から着手することとなった。この工事の対象となった小学校のひとつに木幡小学校も含まれていた。工事は、校庭内の水を集める主管を地下約1mに埋設し、そこに至る枝管を校庭内のほぼ全域に地下30～50cmの深さに埋設するというもので、地下に保存されている三昧堂の遺構の正確な位置と深さが問題となってきたのである。そこで、平成2年度において発掘調査を行い、三昧堂の正確な位置と深度を明らかにするとともに、堂の全面調査を行うことによって堂の内容を明らかにすることとなったのである。

A 調査の概要

調査は、調査地が学校内ということもあり、7月9日からバリケードなどの安全対策を行い、7月11日から本格的な重機掘削にはいった。昭和42年の調査の際に、三昧堂の南北に東西方向のトレンチを設定していることから、まず南北方向に細いトレンチを掘り旧調査のトレンチの跡の検出に努めた。トレンチの痕跡はすぐに確認でき、このトレンチを追って重機で拡張していったが、この際先の調査で確認した基壇の東側に別の造成された平坦面があり、こちらにも整地層や瓦の散布が認められることがわかった。重機掘削は、調査が夏休み期間中に限られていたこともあり、遺構面あるいは焼土層直上まで行い、その後人力掘削に移った。

三昧堂基壇は、西側が耕作などにより削平を受けていたが、概して遺存状況が良く、特に堂の南辺では厚い炭化物層と瓦の堆積が認められた。そして各辺で縁の東石の一部を、基壇上面では礎石の抜き取り痕を検出し、ほぼ堂の規模を復元することが可能となった。

新たに発見した平坦面については、一部を検出したのみであったが、瓦や火を受けた痕跡が認められ、何らかの建物が建っていたことは明らかであった。文献の記述からは、三昧堂の東に多宝塔があることが推測されており、この平坦面に塔があった可能性が高いものと考えられた。しかし調査地の東側には体育館と遊具があり、大規模な拡張は不可能な状態であった。そこで、遊具の一部を移設し、幅約2.5mのトレンチを東にのぼし、建物の規模・性格を明らかにしようとした。しかし遺構面が浅く排水溝などの攪乱が多く、明確にし得なかった。

遺構の状況がほぼ明らかになってきた8月11日、現地説明会を行い、約200名の参加があった。また8月24日には空中写真測量を行い、翌日から埋め戻し作業にはいった。

埋め戻しには、遺構面の通水性を考え、ビニールシート等は敷かず、真砂土を最初に入れ、



第8図 トレンチ配置図

中間部のみ排土を埋め戻した。この際に、堂の形状に沿ってコンクリートブロックの標識を埋め、工事の際にその位置がわかるよう配慮した。そして最後に校庭用の真砂土を入れ、8月31日にすべての作業を終了した。

B 調査体制

本調査における調査体制は下記のとおりである。

調査責任者	宇治市教育委員会 教育長	岩本昭造
調査指導者	京都市埋蔵文化財研究所 所長	杉山信三
	京都府埋蔵文化財調査研究センター 次長	中谷雅治

	京都府教育庁指導部文化財保護課	記念物係長	杉原和雄
	京都府立山城郷土資料館	館長補佐	高橋美久二
調査担当者	宇治市教育委員会	社会教育課 主事	杉本宏
	同	社会教育課 主事	荒川史
調査事務局	同	参事	頼成綾子
	同	社会教育課 課長	池田正彦
	同	社会教育課 文化係長	吉水利明
	同	社会教育課 主任	山本敦子
	同	社会教育課 主事	前田暢
調査補助員………	内田貴則・大下裕史・竹村 充・浜中邦弘・福島孝行・堀 泰隆		
調査整理員………	今井聡子・今西礼子・久保千恵子・小林利恵・志村みどり・立花 かおり・長谷川陽子・深見孝恵・宮川千代実・山岡万里子		

なお、現地調査から本書刊行に至るまで、下記の方々のご教示を得た。記して謝意を表する。

角田文衛・江谷 寛(古代学協会)・村井康彦(国際日本文化研究センター)・高橋康夫(京都大学)・吉田 理(京都府教育委員会)・隴谷 寿(同志社女子大学)・山田邦和・寺升初代(京都文化財団)・吉村正親(京都市埋蔵文化財研究所)・西山恵子(宇治市歴史資料館)

[順不同・敬称略]

V. 遺 構

今回の調査で検出した遺構は、昭和42年度の調査で検出した基壇と、その東側の別の建物のものであると思われる土壇である。昭和42年度に検出した基壇は、後に詳述するが五間四面の建物であり、三昧堂基壇と考えられる。この三昧堂基壇の東に位置する土壇については、一部を検出したのみであり、またその大部分が攪乱を受けていたため、現在の資料ではその性格を明確にしがたい。しかし文献の検討から、三昧堂の東に多宝塔があった可能性が高いため、ここでは西の基壇を三昧堂跡、東の土壇を塔跡として述べていきたい。ただし塔跡については疑問の残る点もあり、これについては後述したい。

1. 土 層

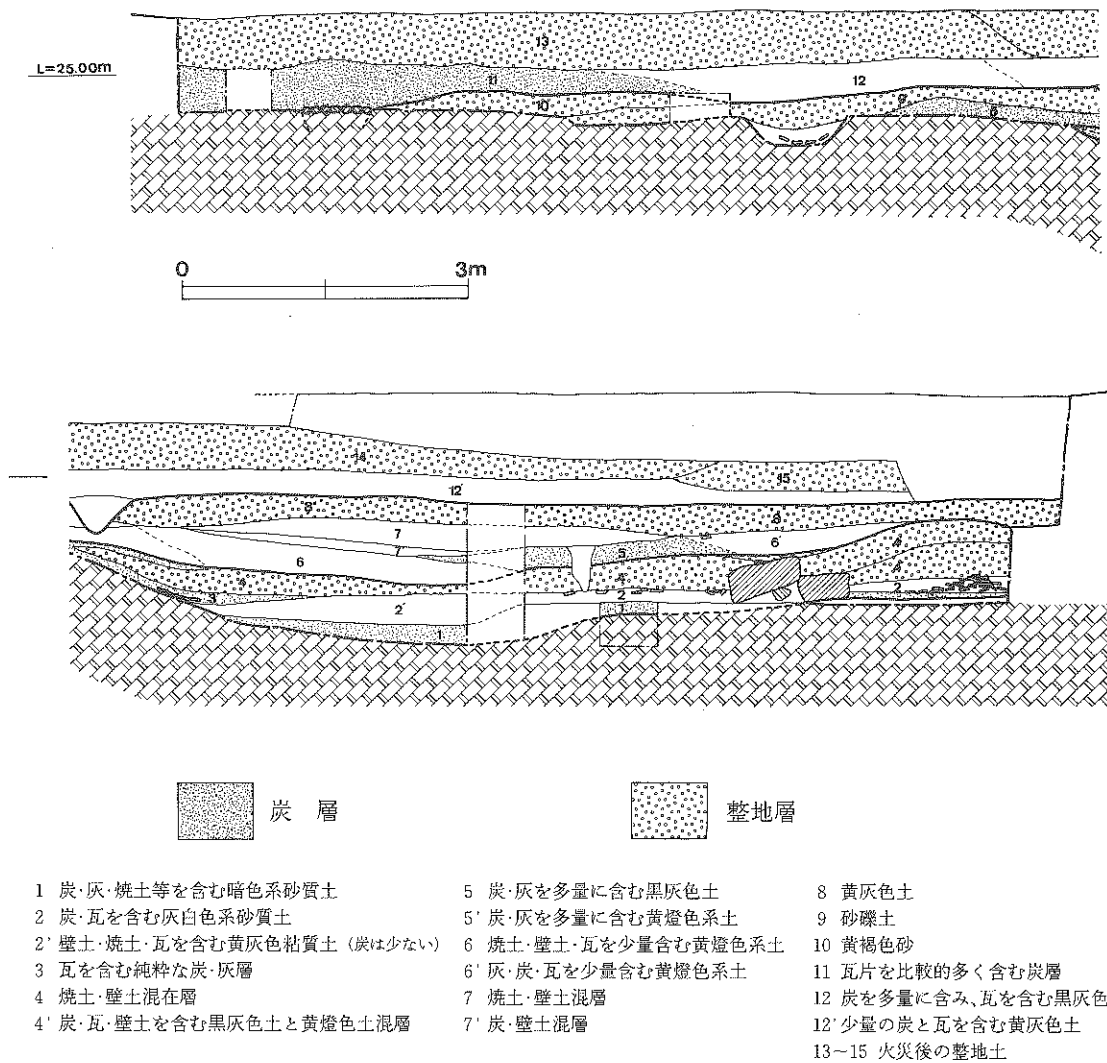
第9図は、トレンチ南壁の土層図である。最上層はグラウンドとその造成に伴う盛土及び小学校造成以前の耕作土層である。その下層には黄色あるいは黄灰色の厚い砂質土層が見られる。この層中には遺物等もほとんどなく、整地層と考えられる。この整地層の下層には、特にトレンチ東側に顕著であるが、最大で約50cmの厚さで炭化物の層がある。この層中には多量の瓦片が含まれており、この層が三昧堂が焼亡した際の火災層と考えられる。

トレンチ東側では、この火災層の下層は地山及び整地層となっており、火災層は1層しか認められない。しかし三昧堂南西コーナー付近の落ち込み部では、この火災層と対応する層の下層に、整地層をはさんでさらに2層の火災層を検出した。これにより浄妙寺三昧堂が3度の火災を受けたことが判明した。そして先の2度の火災においては、高い部分については焼土等の清掃を行い、落ち込み部分については黄褐色系の土を埋め込み整地している。さらに3度目の火災の後には、全面に黄色系の土を置き整地を行っているが、その整地層の上層からは遺物等はほとんど認められず、再び再建された痕跡は認められない。

2. 三昧堂跡

基壇 三昧堂跡の基壇は亀腹基壇である。基壇は概して東側が残りが良く、西側ほど削平を受けていた。これは学校建設以前の地形が、西に向かって下がる緩斜面であったため、西側ほど耕作による削平を受けたものと思う。

基壇の規模は、西辺がゆるやかな斜面となっているため下端のラインを確定できないが、東西・南北とも15.7m前後の正方形を呈する。基壇の高さは、基壇上に礎石が残っていないため、当初の状況は復元し難いが、現存する高さは最高所で約80cmである。

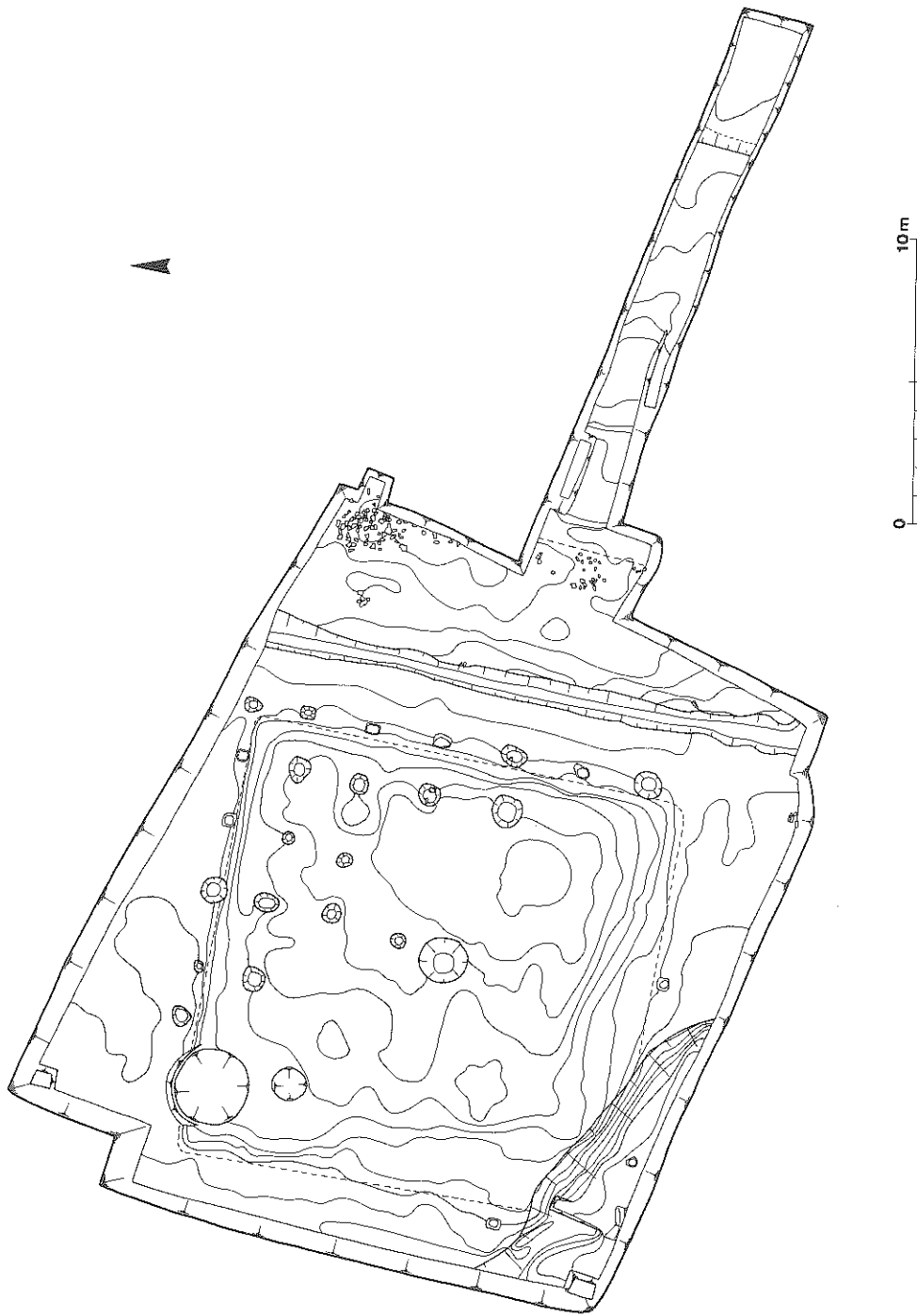


第9図 トレンチ南壁土層断面図

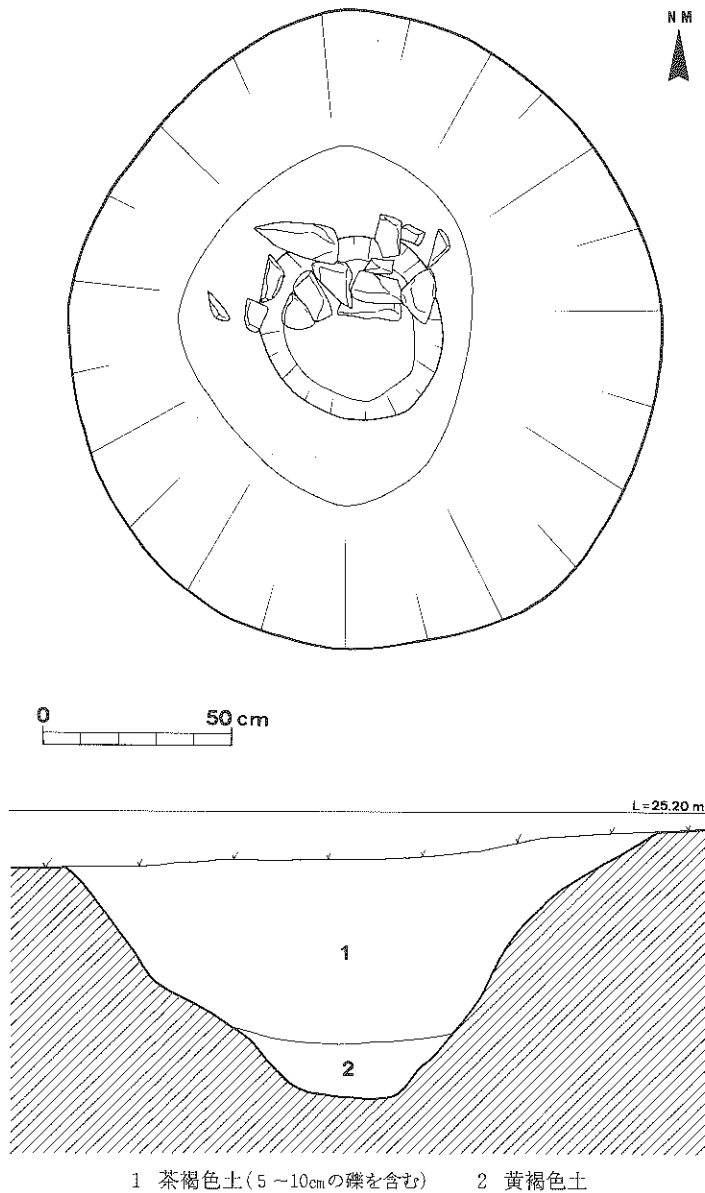
基壇の築成については、今回の調査が保存を目的としたものであるため断割を行っておらず、詳細については不明であるが、主に小礫・砂・粘土によって築成されている。周辺の地山面などと比較してもかなり固く、版築等の方法により敲きしめられているようである。基壇の外表は、北西コーナー付近でわずかに漆喰の痕跡が残っており、全面に漆喰が塗られていたものと思われる。

基壇上面では、礎石はすべて抜き取られていたが、9か所にわたって礎石の抜き取り痕を検出した。抜き取り痕は基壇東部ほど残りが良く、ことに東辺の1列はすべての抜き取り痕を検出し、建物の復元が可能となった。抜き取り痕は、直径約40cmから90cmで、深さは最も深いもので20cmである。

基壇のほぼ中央、内陣にあたる部分では、直径約170cm、深さ約62cmのピットを1基検出した。検出した位置から、鎮壇具の埋納坑と考えられる。しかし、ピット内からは礫や瓦片



第10図 トレンチ実測図



第11図 三味堂中央ピット実測図

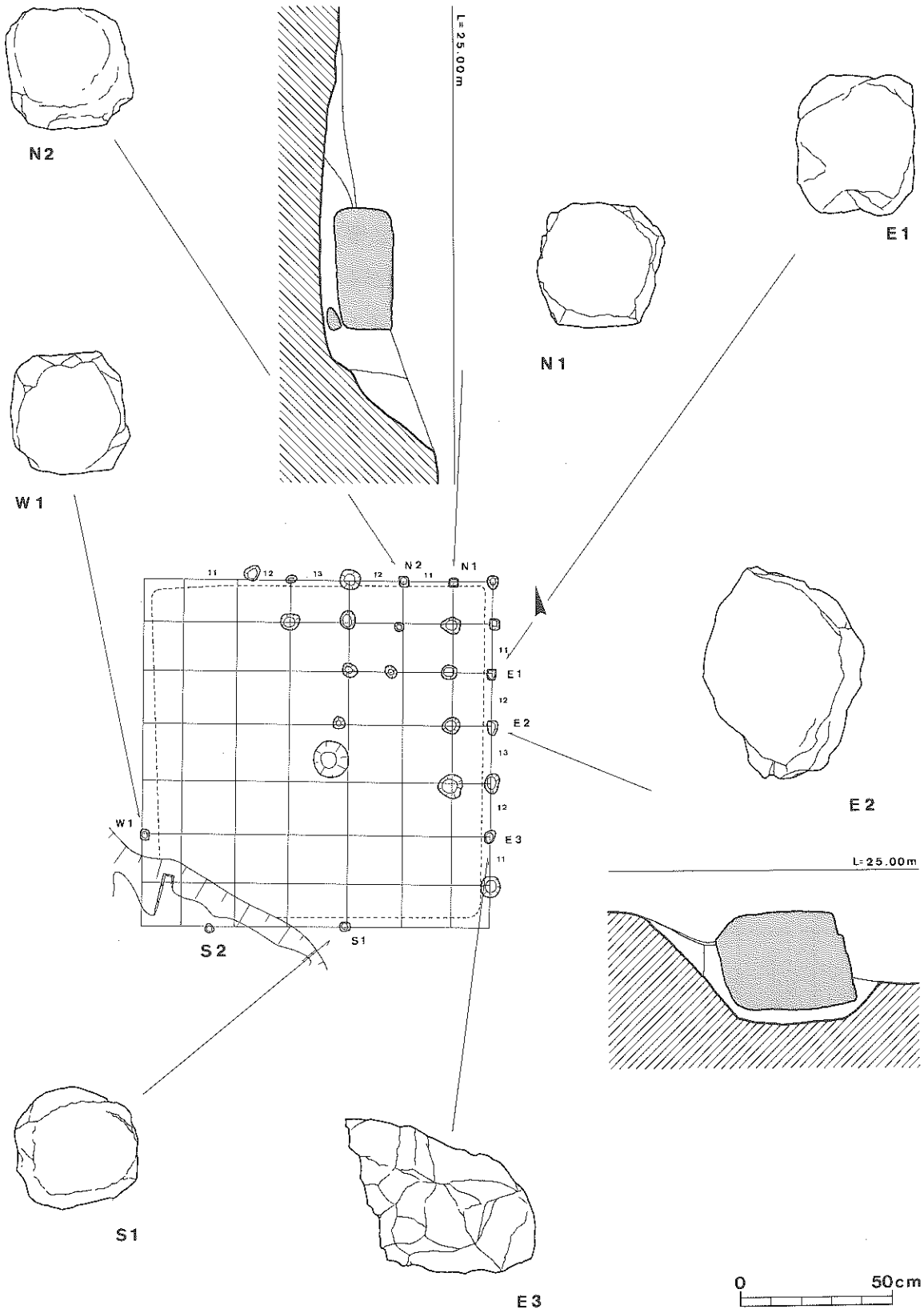
が出土したのみで、鎮壇具と考えられる遺物はなかった。ピット内から出土した瓦は火を受けた痕跡があり、型的にも三味堂基壇周辺から出土した瓦と一致するため、堂焼失後に鎮壇具を抜き取られたものと考えられる。

東石基壇の周囲では、縁を支える東石を検出している。石が残っていたのは、北辺で2か所、東辺で3か所、南辺で2か所、西辺で1か所の合計8か所である。このほか抜き取り痕を7か所で検出している。

石材は8か所中6か所で花崗岩の切石が使用されている。これらは一辺約35cmの方形の石材で、10cm前後の面取りを行っている。石材の厚さは20cm前後である。いずれも表面が剝離するなどして、火を受けた痕跡が明瞭である。残りの2か所ではチャートの自然石が使用されている。おそらく廃絶

以前の火災で花崗岩の東石が割れたために補修されたものと思われる。

石材の裾え付けは、築成した基壇の斜面を「コ」の字状に掘り、直径5cm前後の根石を置いて石材を裾える。そして周辺の基壇の傾斜に合わせて土を埋め戻し、固定させている。花崗岩とは異なりチャートの東石では、形態も大きさも不揃いのため、形に合わせて基壇を掘り、高さを合わせている。なお遺存している東石は、ほとんどが地山もしくは基壇上に裾えられているが、南辺西側の東石については、第1回火災後の整地層中に裾えられている。そして第2回目の火災層が東石をおおう状態で検出している。このことから再々建三味堂ではこの東石は使用されなかった可能性がある。



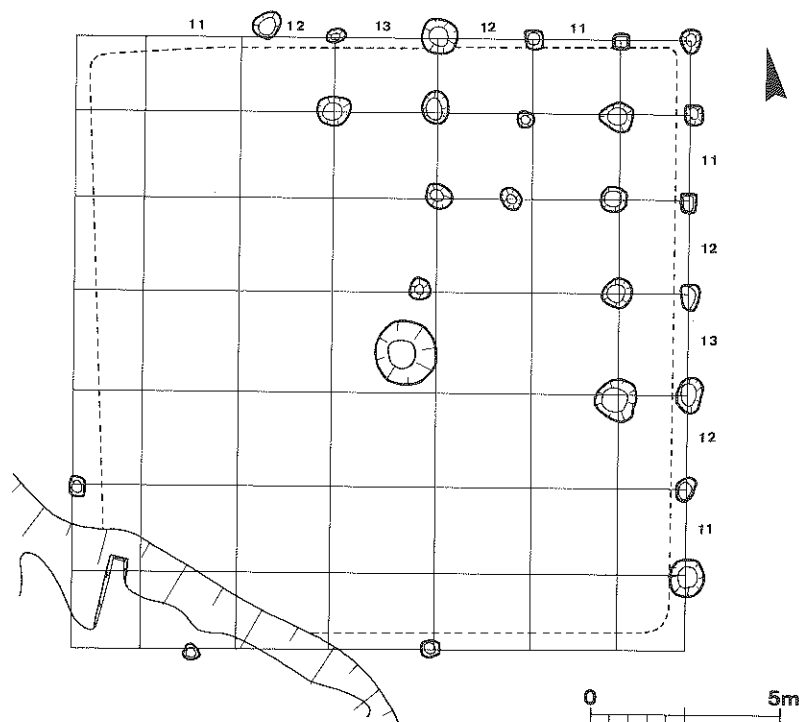
第12図 東石実測図

基壇周辺の状況 基壇周辺には、土層の項で述べたとおり火災による炭化物の層が堆積する。特に基壇の南辺にはこれが顕著で、炭層の堆積は厚さ約50cmに及び、瓦の出土もこの地区が最も多かった。このことを積極的に評価すると、堂は火災の際南側に倒壊したことが考えられる。しかし基壇の周囲を観察すると、東石の中心から約1.2mの幅で土が焼けた状況を見ることができる。この焼土は基壇の四周で見られるが、特に北辺と東辺に明瞭である。東石から1.2mという距離は、延暦寺西塔に現存する法華三昧堂・常行三昧堂の軒の張り出しとほぼ一致している。このことから考えると、屋根がそのまま真下に焼け落ちたため、屋根の形状どおりに焼土となったとすることができる。そして南辺の炭層は、焼亡後の整理の際に、堂の南側に投棄した可能性が考えられる。ここでは2つの可能性を指摘しておきたい。

このほか、堂の周囲で検出した遺構としては、基壇南西コーナー付近の落ちがあげられる。この落ちは堂の南西コーナーを削るような状態であり、埋土に火災層があることから創建当初からこのような形状であったことはまちがいない。検出した面積がわずかであるため、その性格を特定することは難しいが、西向きの緩斜面を雛壇造成した際の自然地形の名残りか池の可能性が考えられる。

また堂の南前庭では、河原石を埋土とする小ピットや、土層断面に垂直方向に炭が並ぶ部分がある。これらは堂前面に植栽された植木の類と考えられる。

三昧堂の復元 三昧堂の規模を、遺存する東石等から復元してみたい。まず東石が2か所



第13図 三昧堂復元図

並んで遺存している地点は北辺と東辺であるが、東石の中心間の距離は北辺では2.31m、東辺では2.52mを測る。また抜き取り痕であるため不正確であるが、内々陣の間は約2.7mを測る。また縁の張り出しは約1.85mを測る。これらの数値の内、内々陣、縁の張り出しについては抜き取り痕を使ったものであるため正確なものとは言えないが、それぞれ9尺・6尺

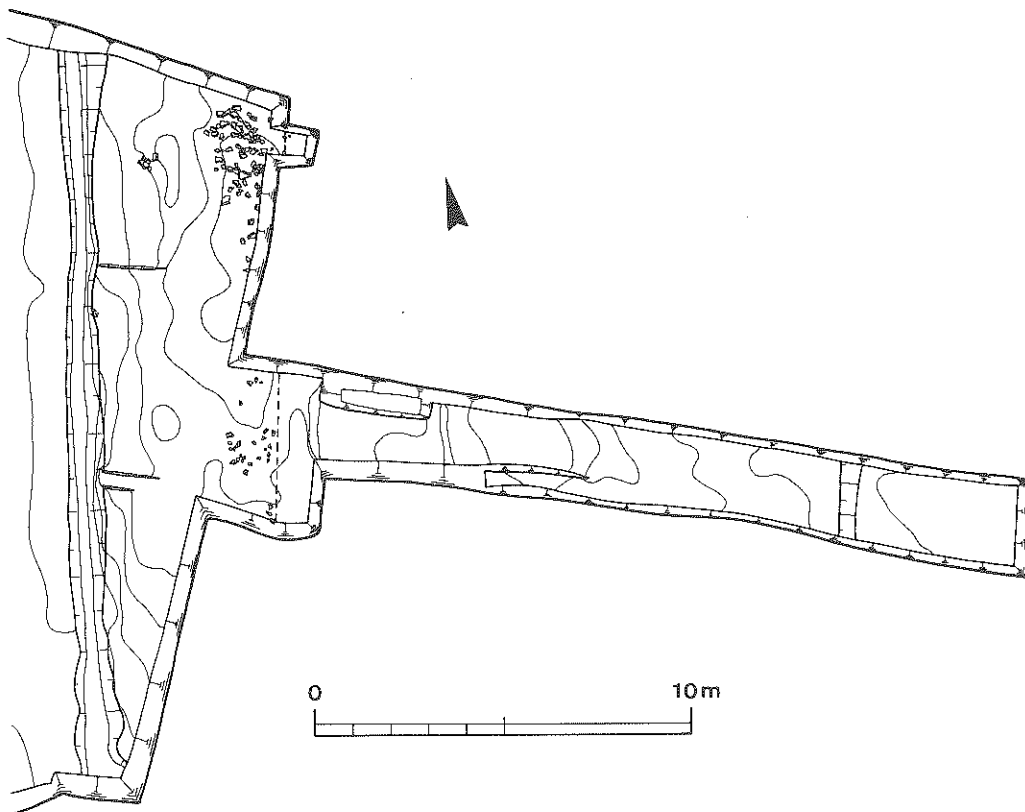
という数字に置き換えることができる。しかし、その他の柱間については一定の尺に置き換えることができず、建物の設計が定数法によるものではない可能性が高い。とすると枝割り法によって設計されたことが考えられるが、おそらく7寸を一枝とする枝割り法によったものであろう。これによって建物を復元すると、41尺余りの建物となる。

3. 多宝塔跡

土壇 多宝塔土壇は、三昧堂東辺東石から約2m隔ててある。検出したのは南北約18.5mである。丘陵の斜面をカットして方形に成形したもので、現在の地形では東西約26mの平坦面がある。高さは約0.4mである。

土壇上では、地山の粘土と同様の土の整地層を、約10cmの厚さで検出した。この整地層中にも多量の瓦が含まれており、今回の調査で出土した軒瓦のうち古式のものはこの層中から出土したものが最も多い。瓦の出土状態にはかたよりが見られ、土壇の上端から東に約4.6mの範囲内に限られている。整地層下層の土壇面は、三昧堂同様火を受けた痕跡があり、多宝塔も焼失したことを物語っている。

土壇の西辺には、土壇下端に沿って幅約50cm、深さ約10cm～17cmの南北溝が走っている。この溝からは、塔に使用されたとと思われる青銅製品や瓦などが出土している。土壇の下端付



第14図 多宝塔トレンチ実測図

近は、丘陵の傾斜変換点をカットしているためか、調査中地下水の湧水が見られた。おそらくこの溝は、こうした地下水の排水溝であったものと思われる。

基壇 土壇の部分は三昧堂よりも遺構検出面が高く、運動場の整地土直下で検出している。このため攪乱や削平を受けており、明確な基壇・礎石等は検出できなかった。しかし土壇上端から東に約20mの地点で、地山の粘土層から砂礫を含む層にかわる部分を検出しており、この層が粘土層より10cmほど高くなることがわかった。この砂礫を含む層は、よくしまった層で、三昧堂の基壇土と類似する。そこでこの地点をわずかに残った塔基壇の東端と考えた。さて基壇の西端であるが、こちらでは明確な基壇土を検出しなかった。しかし先に述べた瓦の出土状態から、出土範囲に限られることが建物基壇の位置と何らかの関係があるものと考えられ、かりに瓦の出土が切れる線を基壇の西辺とすると、東西約15.6mの規模の基壇を復元することができる。

多宝塔の問題点 多宝塔部分の調査は面積も小規模であり攪乱も多いことから、調査において多宝塔であるという確証は得られなかった。にもかかわらず多宝塔として記述を進めてきたのは、杉山信三が『中右記』の師実が頼通の墓に詣でた記事から伽藍配置を復元した案に従ったものである。¹⁹⁾

前項で述べたとおり、遺構の状況から推測される基壇の規模は約15.6mであり、これは法華三昧堂の基壇とほぼ同じである。このことから当初延暦寺西塔のように法華三昧堂の横に常行三昧堂が建っていた可能性を考えた。しかし文献には、浄妙寺に常行三昧堂があったことをうかがわせる記事はなく、やはり最も可能性の高いものは多宝塔であると判断した。そして、林屋辰三郎が指摘する²⁰⁾ように、多宝塔が道長の当初の計画にはなく、急遽造られることになったのであれば、他に平坦地があるにもかかわらずあえて丘陵をカットして造成しているこの地点が多宝塔の位置として適当とも考えられる。

しかし、他の堂の状況がわかっていない現段階では断定することはできず、今後の調査に期待したい。

VI. 遺 物

1. 瓦

今回の発掘調査で出土した瓦類は、コンテナで約70箱にのぼる。平瓦が最も多くその8割強を占め、ついで丸瓦が2割弱、そして軒丸瓦・軒平瓦・鬼瓦・隅切瓦などとなっている。軒丸瓦・軒平瓦については、整理作業が終了しているが、丸瓦・平瓦についてはその概要を知るにとどまっている。以下、瓦類について述べていくが、用いる部分名称は奈良国立文化財研究所の報告²¹⁾に準拠する。

A 軒丸瓦

軒丸瓦は、10種11点が出土した。以下、軒丸瓦A～Jの形式に分類して述べる。

軒丸瓦A(第15図1) 単弁六葉蓮華文軒丸瓦と思われる。中房は不明であるが、中房を巡る圏線は太い。花卉は幅が広く、楕円形状を呈する。花卉の外側には中房の圏線同様、太い圏線が巡る。瓦当裏面は剝離しており不明である。多宝塔西北部より1点出土している。復元直径約12cm、色調は暗灰色、やや軟質、胎土に白色の砂粒を多く含む。

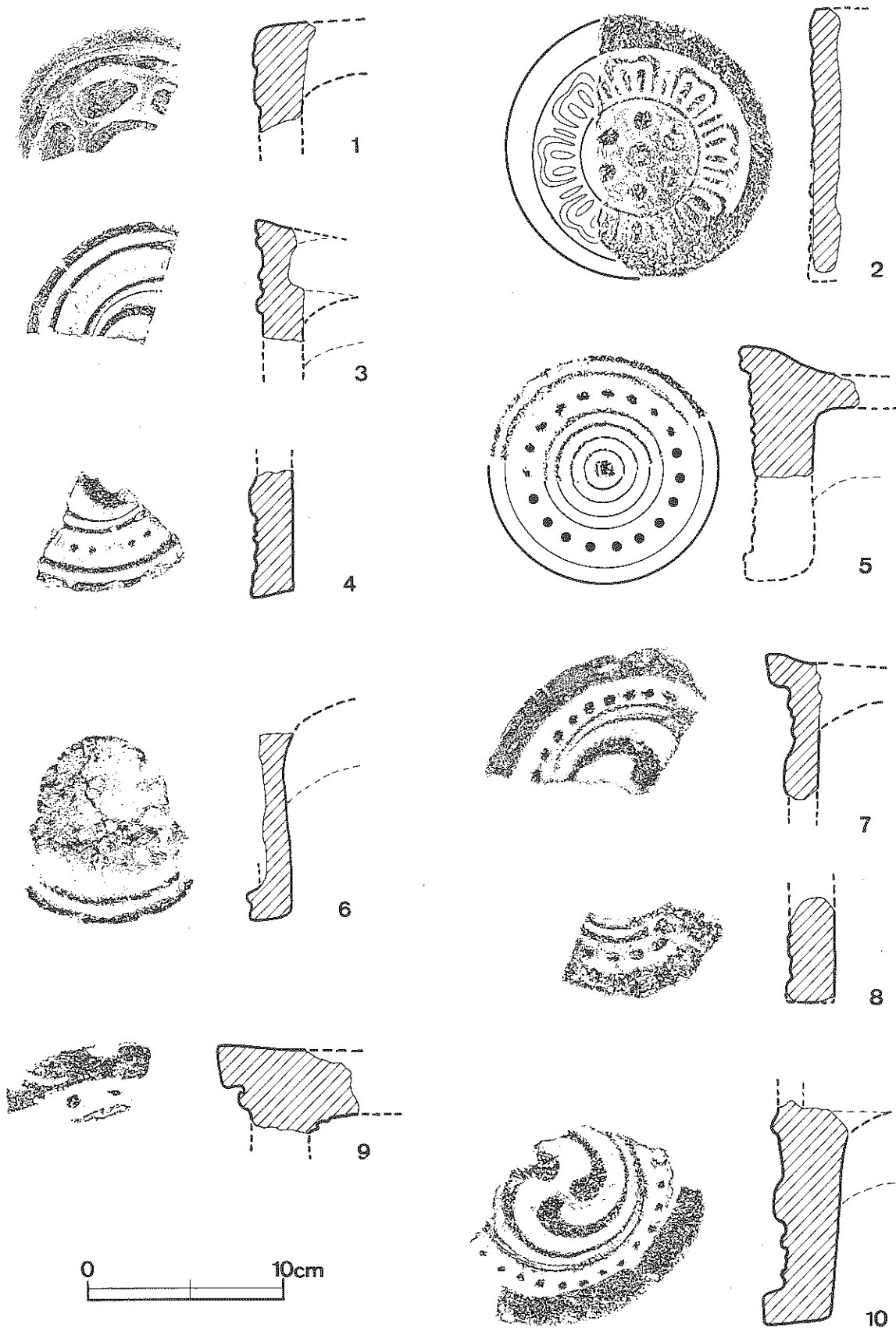
大谷中高等学校地内(今熊野池田瓦窯)²²⁾、内裏跡出土瓦²³⁾と同範であり、深草廃寺²⁴⁾、三橋小学校地蔵瓦²⁵⁾に類例が知られる。

軒丸瓦B(第15図2) 複弁蓮華文軒丸瓦である。復元すると八弁となる。全体的に肉付けがなく、線彫りである。複弁・間弁ともかなり型式化している。中房は大きく、1+6の大粒の蓮子を配し、1条の圏線により画される。瓦当裏面は剝離しており不明である。多宝塔整地土中より1点出土している。復元直径12.8cm、色調は淡青灰色、軟質である。

軒丸瓦C(第15図3) 三巴文を内区主文とし、内区と外区は1条の圏線で画される。外縁が重圏文状となる。三昧堂南辺より1点出土している。復元直径14cm、色調は青灰色、硬質である。類似した文様が平等院出土瓦²⁶⁾に見られる。

軒丸瓦D(第15図4) 基本的な文様構成は軒丸瓦Cと変わらない。三巴文を内区主文とし、内区と外区を1条の圏線で画す。外縁は重圏文状を呈する。外区内縁に珠文が2個1単位として、一定の間隔を保ちながら配する。三昧堂南辺より1点出土している。復元直径約14cm、色調は青灰色、硬質である。

軒丸瓦E(第15図5) 内区には4条の重圏文を巡らし、外区内縁には珠文を密に配す。外縁は重圏文状となる。瓦当裏面はナデにより仕上げられる。三昧堂南辺より1点出土している。復元直径約12cm、色調は青灰色、硬質である。管見の及ぶ限り類例は見られない。



第15图 軒瓦瓦实测图

軒丸瓦 F (第15図6) 外縁は重圏文状となる。瓦当裏面はナデにより仕上げられる。三昧堂北西より1点出土している。復元直径14.4cm、色調は黒灰色、やや軟質である。

軒丸瓦 G (第15図7) 内区主文は三巴文と思われる。外区内縁は1条の太い圏線で画され、珠文を密に施す。外縁は直立縁である。多宝塔整地層より1点出土している。復元直径13.4cm、色調は灰白色、硬質である。

軒丸瓦 H (第15図8) 三巴文を内区主文とする。外区内縁は1条の圏線で画され、大粒の珠文を密に施す。外縁はやや内傾する。三昧堂南辺より2点出土している。復元直径約16cm、色調は淡青灰色、やや軟質である。

軒丸瓦 I (第15図9) 内区は不明である。外区内縁は1条の圏線で画され、大粒の珠文を疎に施す。外縁はやや内傾する。三昧堂北辺より1点出土している。復元直径約14cm、色調は暗灰色、硬質、胎土に白色の砂粒を多く含む。

軒丸瓦 J (第15図10) 三巴文を内区主文とする。外区内縁は1条の圏線で画され、珠文を密に施す。外縁は直立縁である。復元直径15.2cm、色調は黒灰色、硬質である。

B 軒平瓦

軒平瓦は7種10点が出土した。以下、軒平瓦をA～Gの型式に分類して説明する。

軒平瓦 A (第16図11) 均整唐草文軒平瓦である。唐草を弧状に描く。凹面には布目跡が残る。緩やかな曲線顎である。瓦当面には範の木目がよく残る。多宝塔整地層より1点出土している。色調は青灰色、硬質、胎土に白色の砂粒を多く含む。法勝寺(白河院)²⁷⁾、高陽院²⁸⁾に同範が知られる。

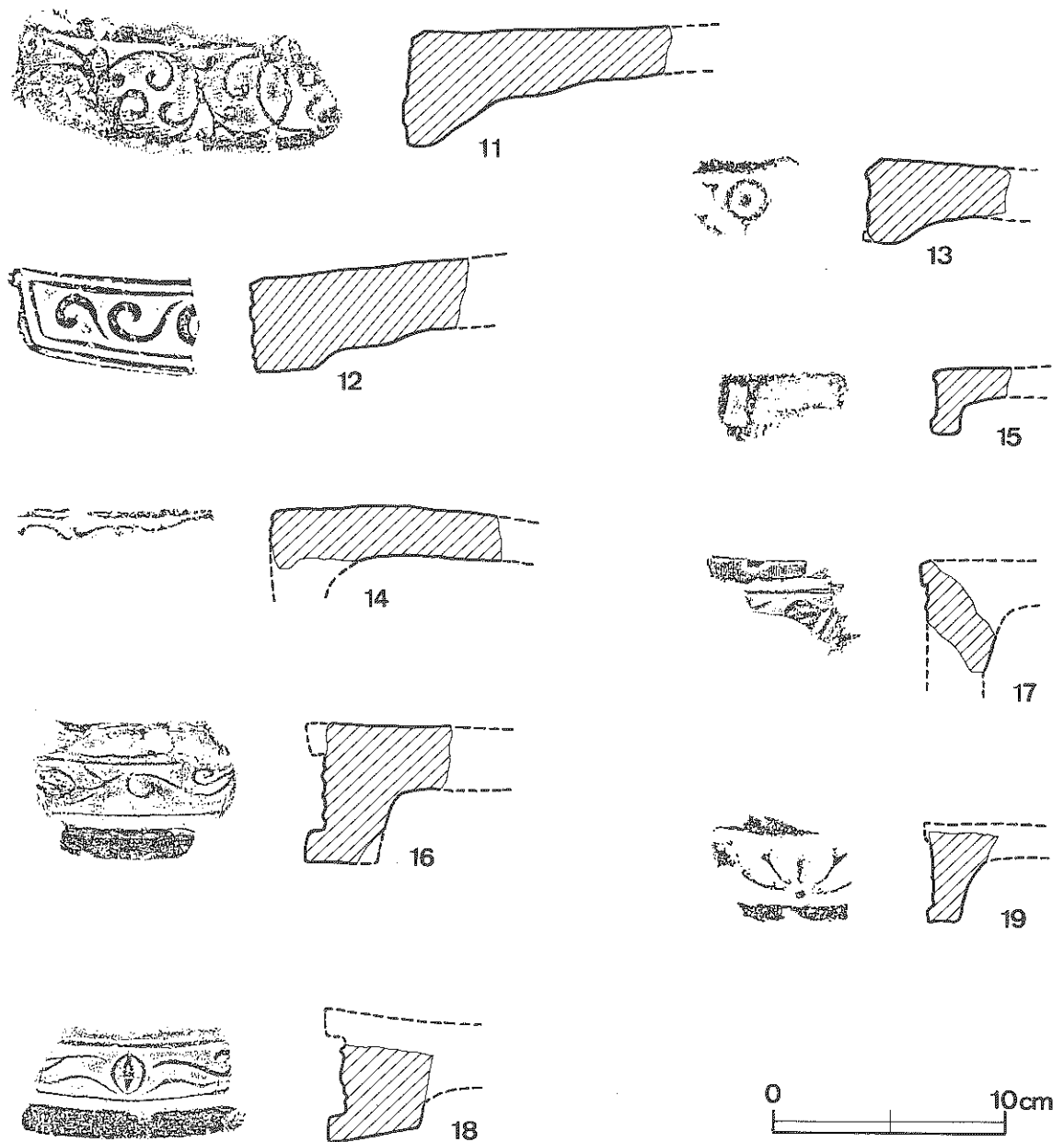
軒平瓦 B (第16図12) 浄妙寺付近で表採された瓦である。均整唐草文を主文とする。外区は重圏文状となる。凹面には布目跡が残る、凸面には縄叩き・指圧痕が残る。やや曲線顎である。色調は暗灰色、硬質である。

軒平瓦 C (第16図13) 素文縁で有心円形花文を連ねるものである。凹面には布目跡が残る。浅い段顎である。三昧堂北西より1点出土している。色調は青灰色、硬質である。平等院²⁹⁾、三室戸寺³⁰⁾、東福寺³¹⁾などに類例が知られる。

軒平瓦 D (第16図15) わずかな破片であるが、剣頭文が確認できる。段顎。折り曲げ技法によって制作される。三昧堂北西より1点出土している。色調は青灰色、やや硬質である。

軒平瓦 E (第16図14) わずかな破片であるが、唐草文軒平瓦と思われる。凹面には布目跡が残る。多宝塔北西整地層から1点出土している。色調は黄褐色、胎土は粗く、やや軟質である。

軒平瓦 F (第16図16～18) 唐草文軒平瓦である。中心飾に蕾状花頭を配し、左右に唐草が三反転する。唐草末端にも蕾状花頭を置く。1条の圏線が巡り、素文縁である。段顎。瓦当



第16図 軒平瓦実測図

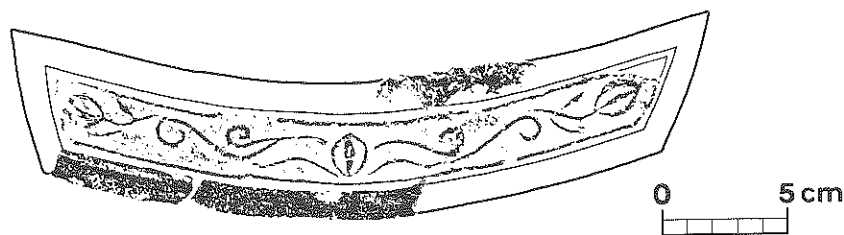
部には離れ砂が若干付着する。5点出土し、軒平瓦の中で最も多い。3点が三昧堂南辺、2点が三昧堂北西より出土した。色調は淡青灰色、硬質である。

軒平瓦G(第16図19) 中心飾から左右対称の短い上向きの唐草のみ判読できるが、全体の様相は不明である。三昧堂北辺上層より1点出土している。色調は暗黒灰色、硬質である。近世期のものである。

以上の軒瓦は各形式のほとんどが1点のみの出土であり、平瓦・丸瓦に対して軒瓦の出土量が今回の調査では少ないことが注意される。またこのため軒瓦の組み合わせが分かるものは少ないが、軒平瓦F・Gに対して軒丸瓦E・Iのセットが考えられる。

C 平瓦

今回の調査で出土した平瓦は、三昧堂周辺1799点、多宝塔周辺396点の計2185点であり、他の瓦類に比べ圧



第17図 軒平瓦F復元図

倒的に多い。しかし火災により変色した瓦が多く、ほとんどが細片であった。また屋根に瓦を葺く際に使用するスサ入り粘土が付着したのもみられる(第18図)。これらの破片から本来の法量を推定すると、均一制に乏しく、かなりのばらつきを持つことが判明した。またこれらの平瓦すべてが、基本的に一枚作りによる成形であることがわかった。

なお、平瓦は凸面に残る成形の痕跡から、叩き目を残すA類、離れ砂のみを残すB類、ナデ調整を施すC類、無調整のD類に大別できる。A類はさらに叩きの痕跡から1～4類に分けることができ、A類・B類は、凹面に残る痕跡からさらに細分が可能である。ここで分類上の問題点としてあげられるのが、平瓦の中で凸面に叩きと離れ砂が同時併用されているもの、凹面に布目と離れ砂が同時併用されているものが数多く見られたことである。今回、叩き、布目を優先して分類を行ったため、これらの瓦は平瓦A類に分類されている。したがって実際に離れ砂を使用する瓦は、平瓦B類で掲げた数より増えることになる。この種の瓦の扱いは今後の検討課題としておきたい。

以下、この分類により説明を進める。

① 平瓦A類

(平瓦A1) 凸面に縄叩きを施すものである。総数177点と、B類について多い。三昧堂、多宝塔付近ともにまんべんなく出土する。凹面の調整痕跡によりさらに3つに細分できる。つまり、布目跡を残すもの、離れ砂を施すもの、縄叩きを施すものの3種である。この内、布目跡を残すものが大半を占める。縄叩きを施すものは特殊なタイプと言え、5点のみ出土している。詳細に観察すると、先に凹面を叩いた後、凸面を叩き整形している。

(平瓦A2) 凸面に格子叩



第18図 スサ入り粘土が付着した平瓦

きを施すものである。凹面には布目跡を残す。1点のみ出土している。細片で摩滅が激しく、詳細は不明である。色調は黄褐色、やや軟質である。

(平瓦 A3) 凸面に条線文叩きを施すものである。凹面には布目跡を残す。4点出土している。厚さは1.5cm程度、色調はすべて暗青灰色である。今回出土した平瓦の中では、最も焼きがよく堅緻である。

(平瓦 A4) 凸面に平行叩きを施し、凹面にも平行叩きを施すものである。1点のみ出土している。厚さは1cm弱と、他の平瓦に比べ薄い。詳細に観察すると、叩きを何回も重ねるように行い、仕上げたと見られる。色調は灰白色、硬質である。

② 平瓦B類

凸面に離れ砂を施すものである。総計410点と最も多く出土し、三昧堂周辺に多く出土する。凹面の調整痕から、さらに3種に分類することができる。つまり、凹面に布目跡を残すもの、離れ砂を施すもの、叩きないしはケズリを施すものの3種である。叩きないしケズりを施すものの成形には、同時に離れ砂を使用した可能性がある。これらの3種の内、布目跡を残すものはわずかであり、後2者が大半を占める。

③ 平瓦C類

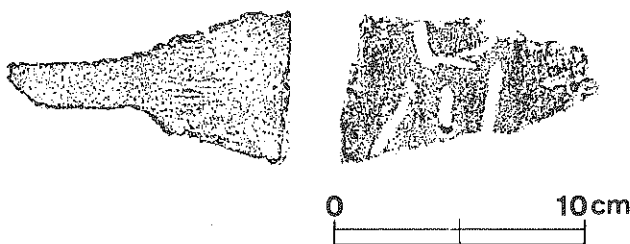
凸面にナデを施し、凹面に布目跡を残すものである。2点出土している。1点には凸面に指頭圧痕が残る。側面はかなり乾燥した後にケズリ仕上げをしている。いずれも破片であるため、全容はうかがえない。色調は灰白色、硬質である。

④ 平瓦D類

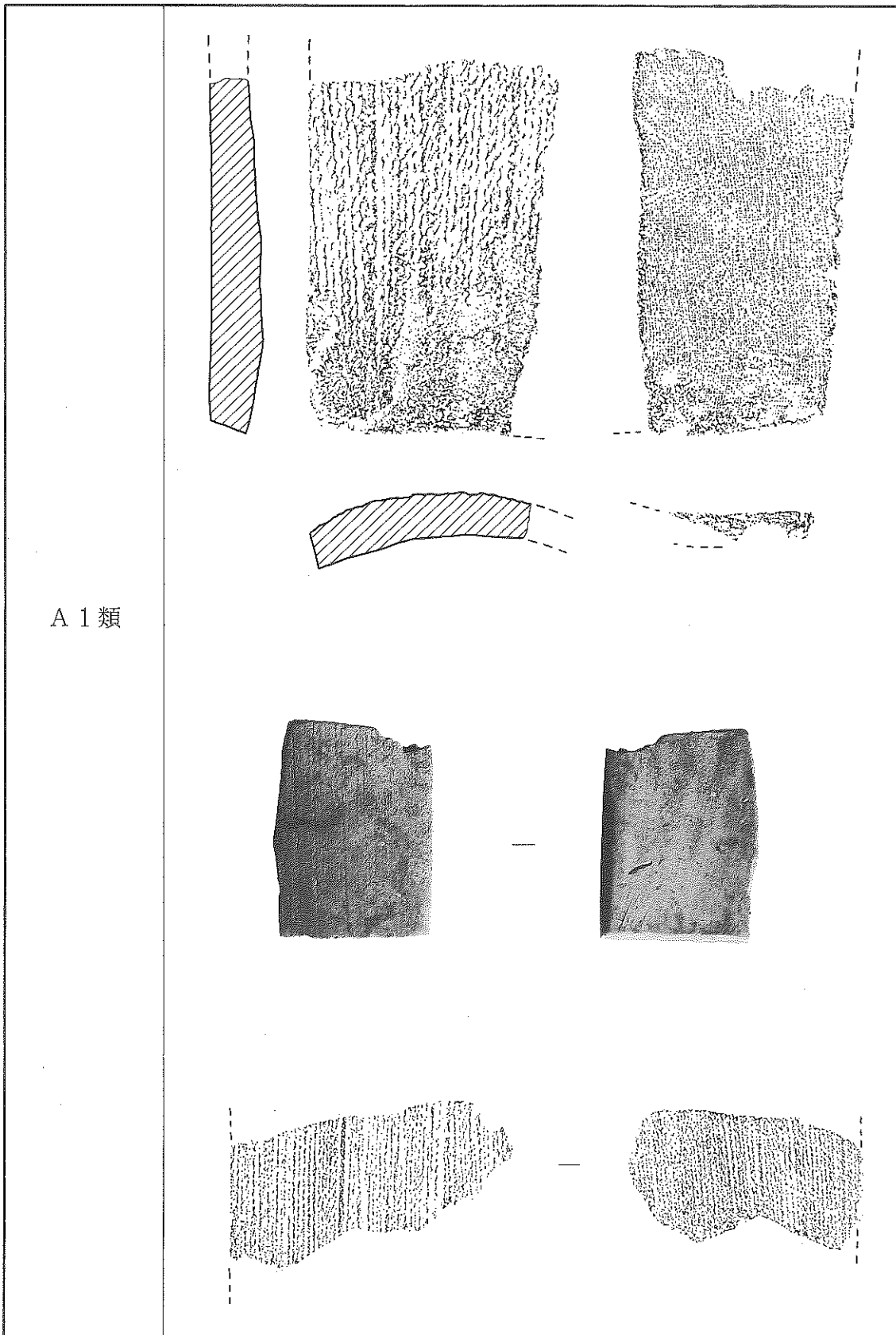
調整痕が見られないものである。1点のみ出土している。厚さ1cm弱の薄手の瓦である。色調は灰白色、軟質である。全容がうかがえないため詳細は不明であるが、部分的に砂粒が付着し、離れ砂を使用している可能性がある。

最後に、分類からは外したが、三昧堂の北辺から棧瓦が多量に出土している。近世のものである。三昧堂の北側に別の建物があり、棧瓦がこの建物のものだとするならば、浄妙寺は近世段階まで残っていたことになるが、今回の調査ではこの点は明確にできなかった。

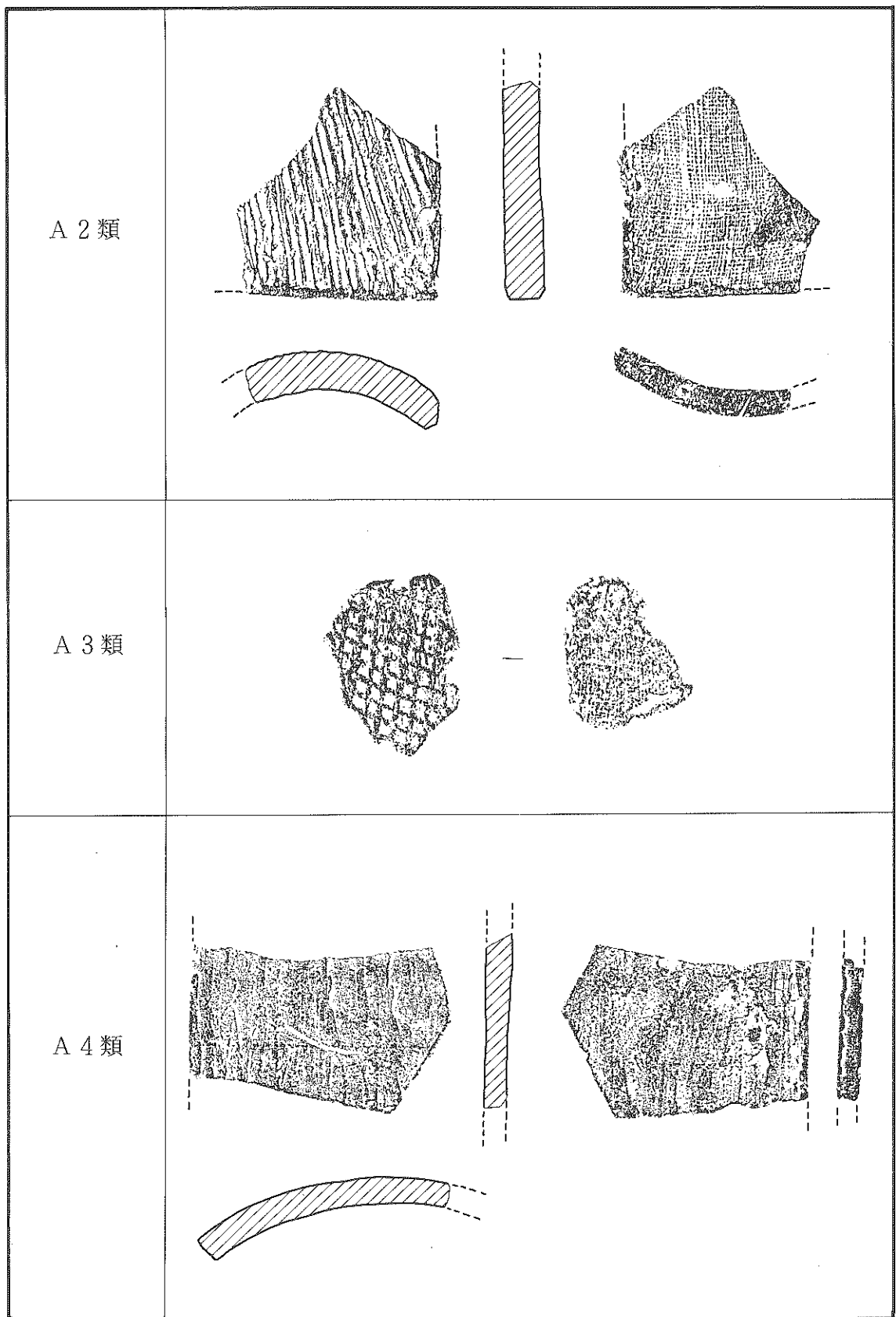
また、今回出土した平瓦の中で、文字瓦が1点出土している。平瓦の凹面部分に、ヘラで刻んでいる。破片であるため全体をうかがうことはできないが、「川」と考えられる文字のみ判読できる。両面には離れ砂が付着する。色調は淡青灰色、硬質である。



第19図 文字瓦実測図

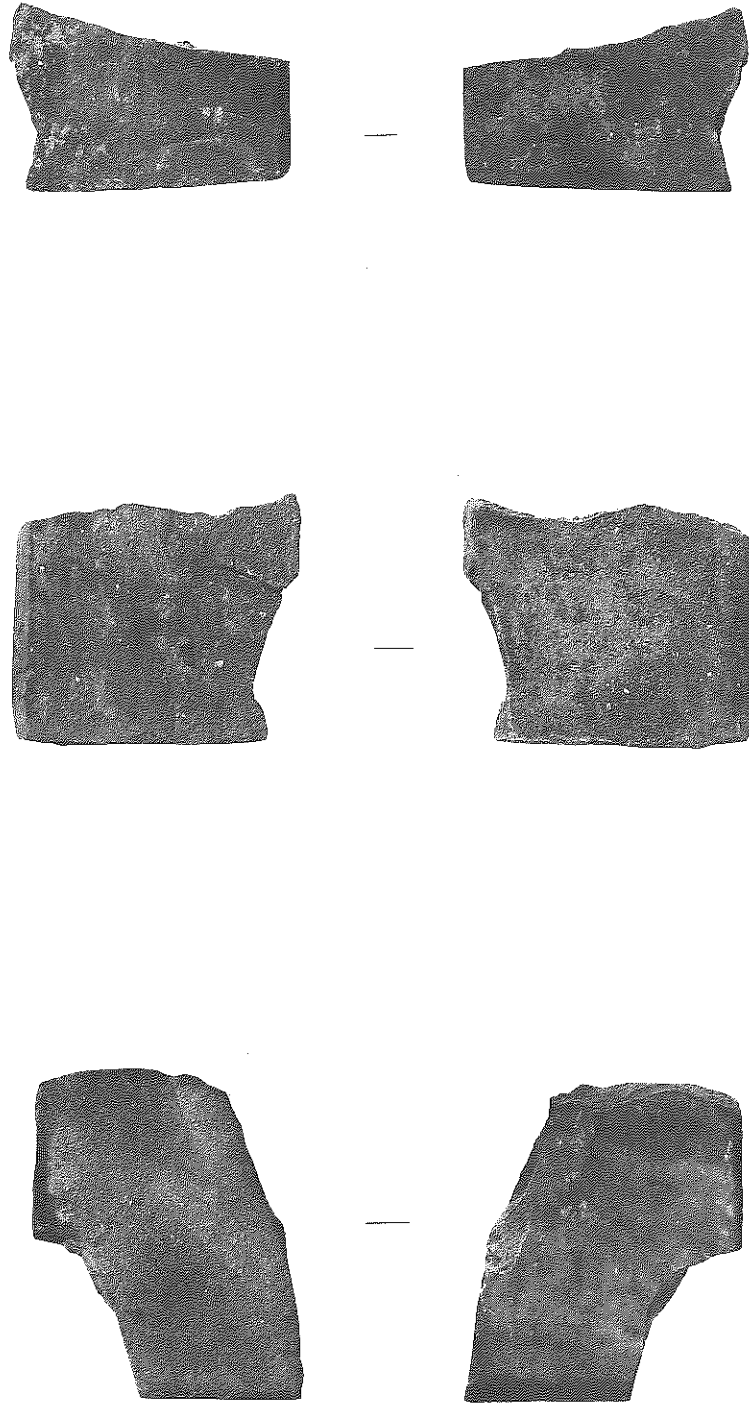


第20図 平瓦分類図1 (縮尺3分の1)

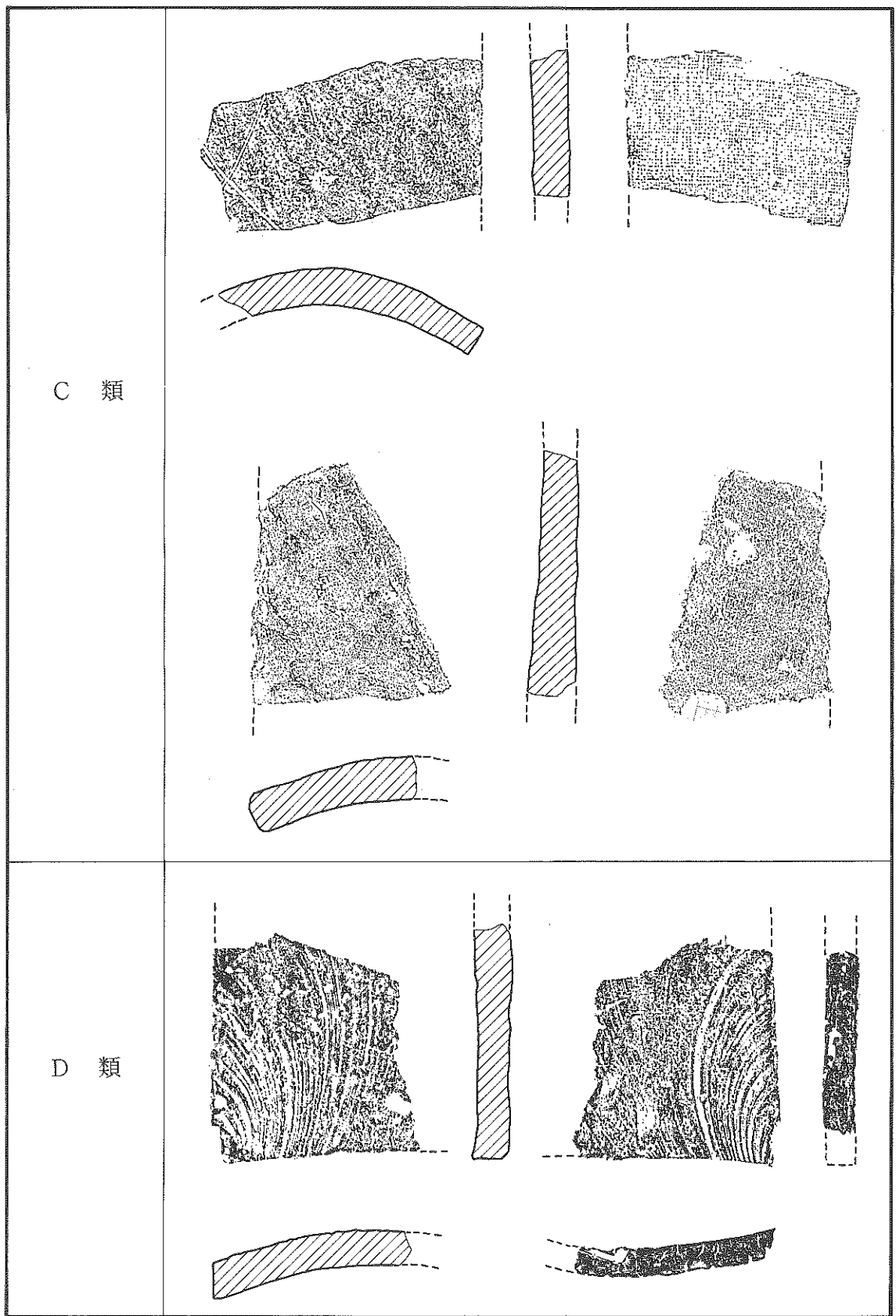


第21図 平瓦分類図2 (縮尺 3分の1)

B 類



第22図 平瓦分類図3 (縮尺3分の1)



第23図 平瓦分類図4 (縮尺3分の1)

D 丸瓦

今回の調査で出土した丸瓦は総数515点で、量としては平瓦に次いで多い。しかし平瓦と同様、ほとんどが細片であり、摩耗が著しい。確認できる限りにおいては、すべて玉縁を有するものである。

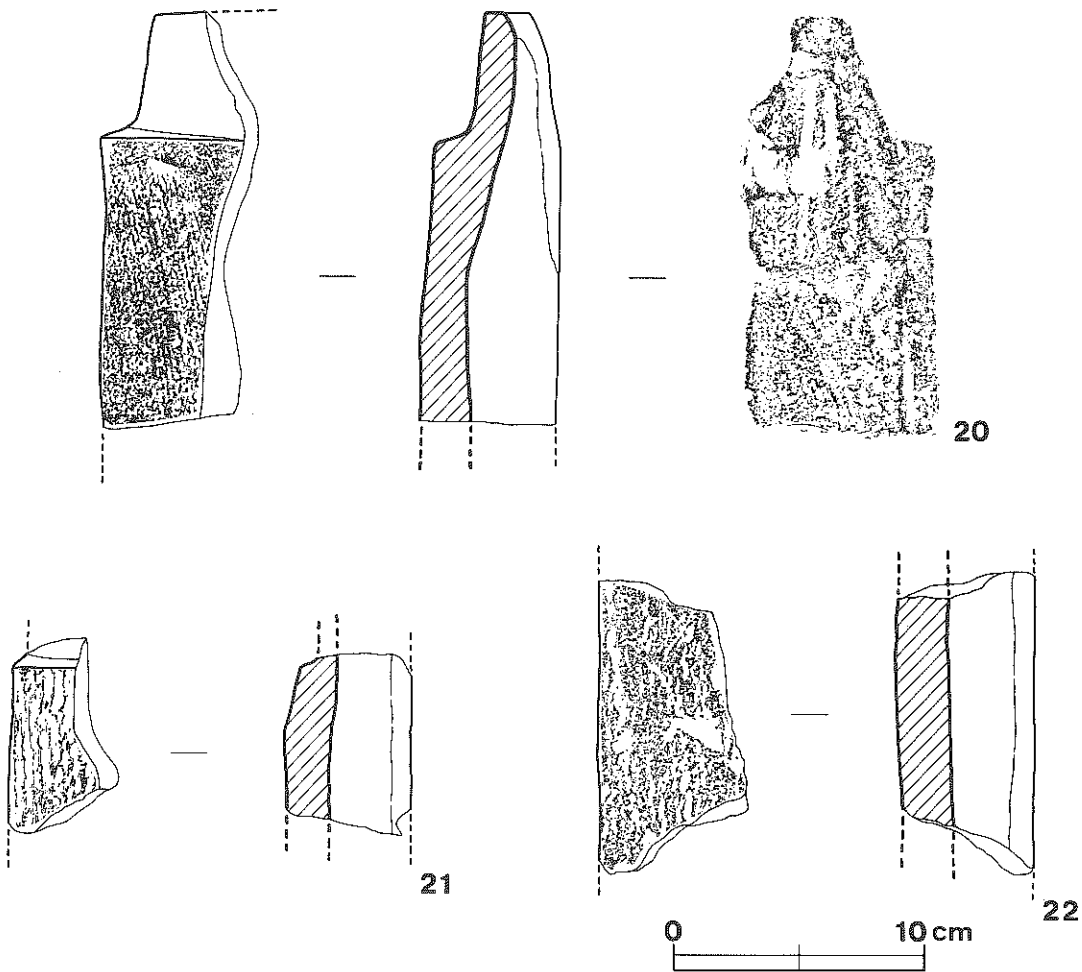
このような状況のため、不正確となった点は否めないが、玉縁部分の破片を中心に検討を行ったところ、凸面に残る成形、調整痕から、大きく2種類に分類することができた。

① 丸瓦A類

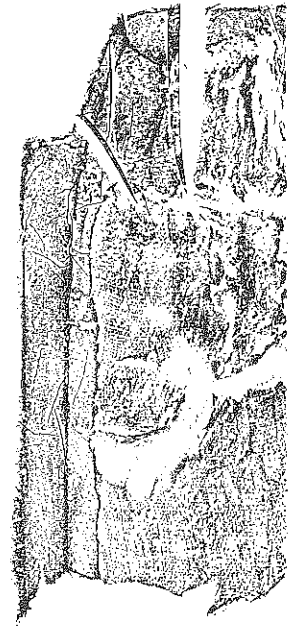
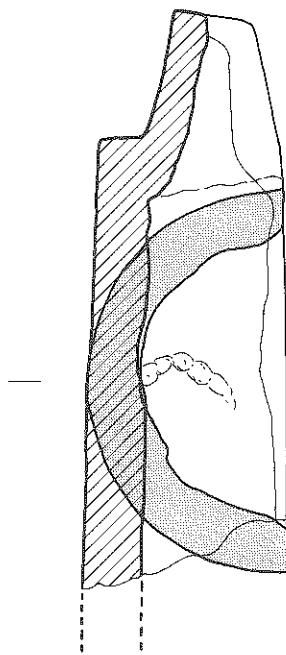
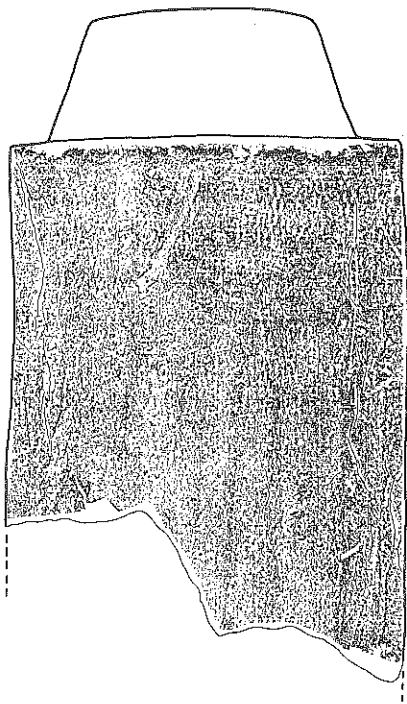
凸面に縄叩きを施し、その痕跡をそのままとどめる。凹面には布目跡を残すものである。3点を確認した。

② 丸瓦B類

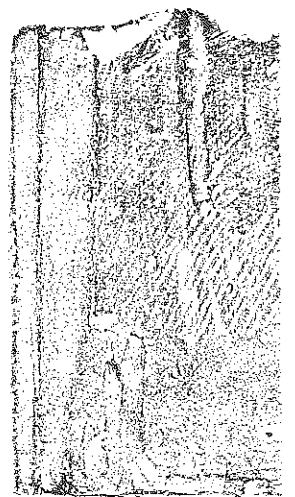
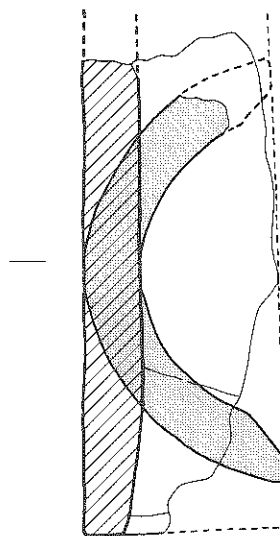
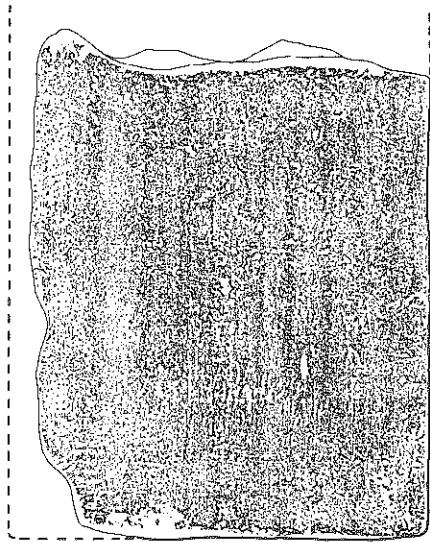
一般に縄叩きを施し、叩きの後ナデまたはヘラケズリにより叩きの痕跡を消すものである。凹面には布目跡を残す。丸瓦の大半がこのB類に含まれるものと思われる。浄妙寺の主流をなす丸瓦である。



第24図 丸瓦A類実測図 (縮尺3分の1)



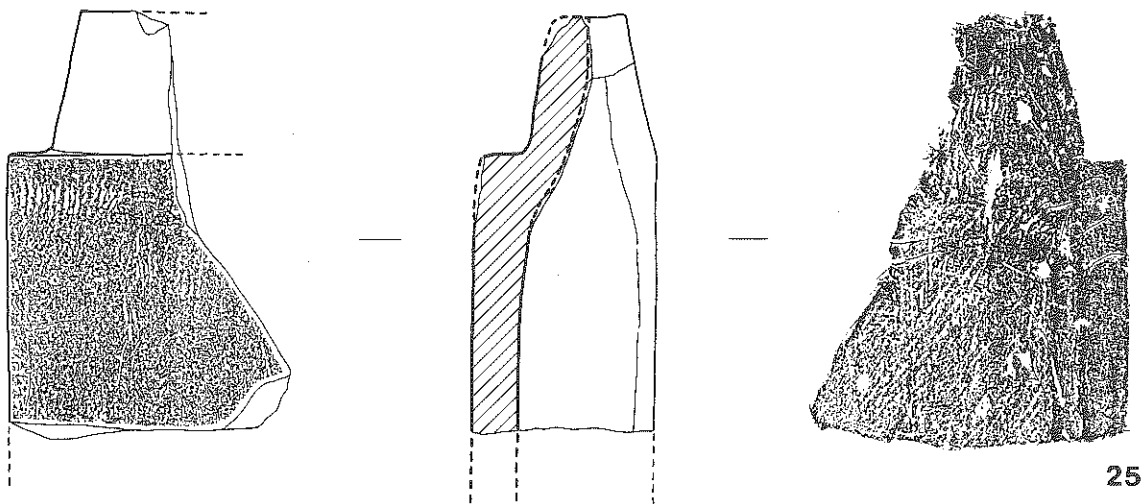
23



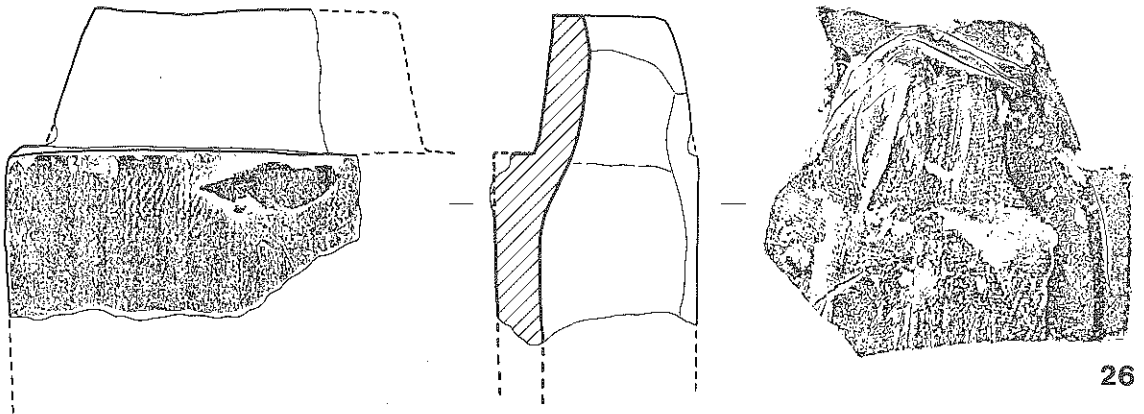
24

0 10cm

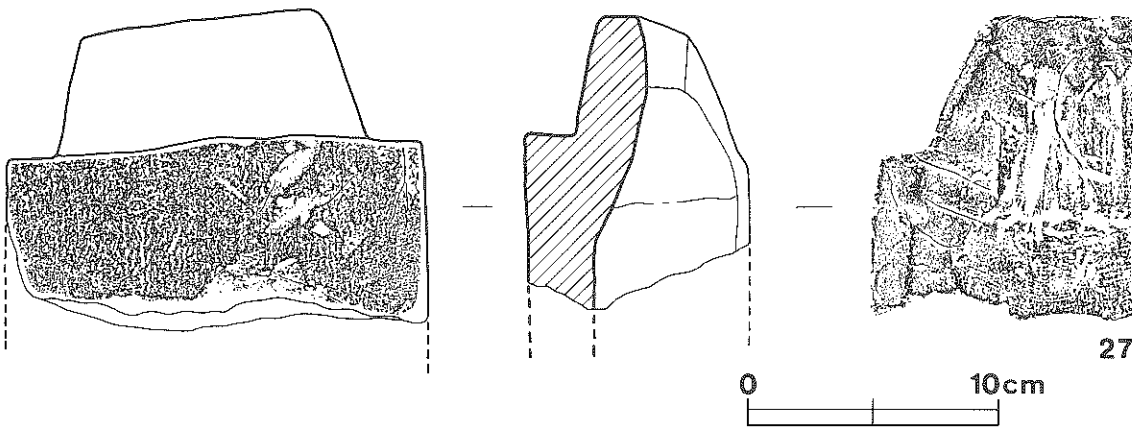
第25図 丸瓦B類実測図（縮尺3分の1）



25



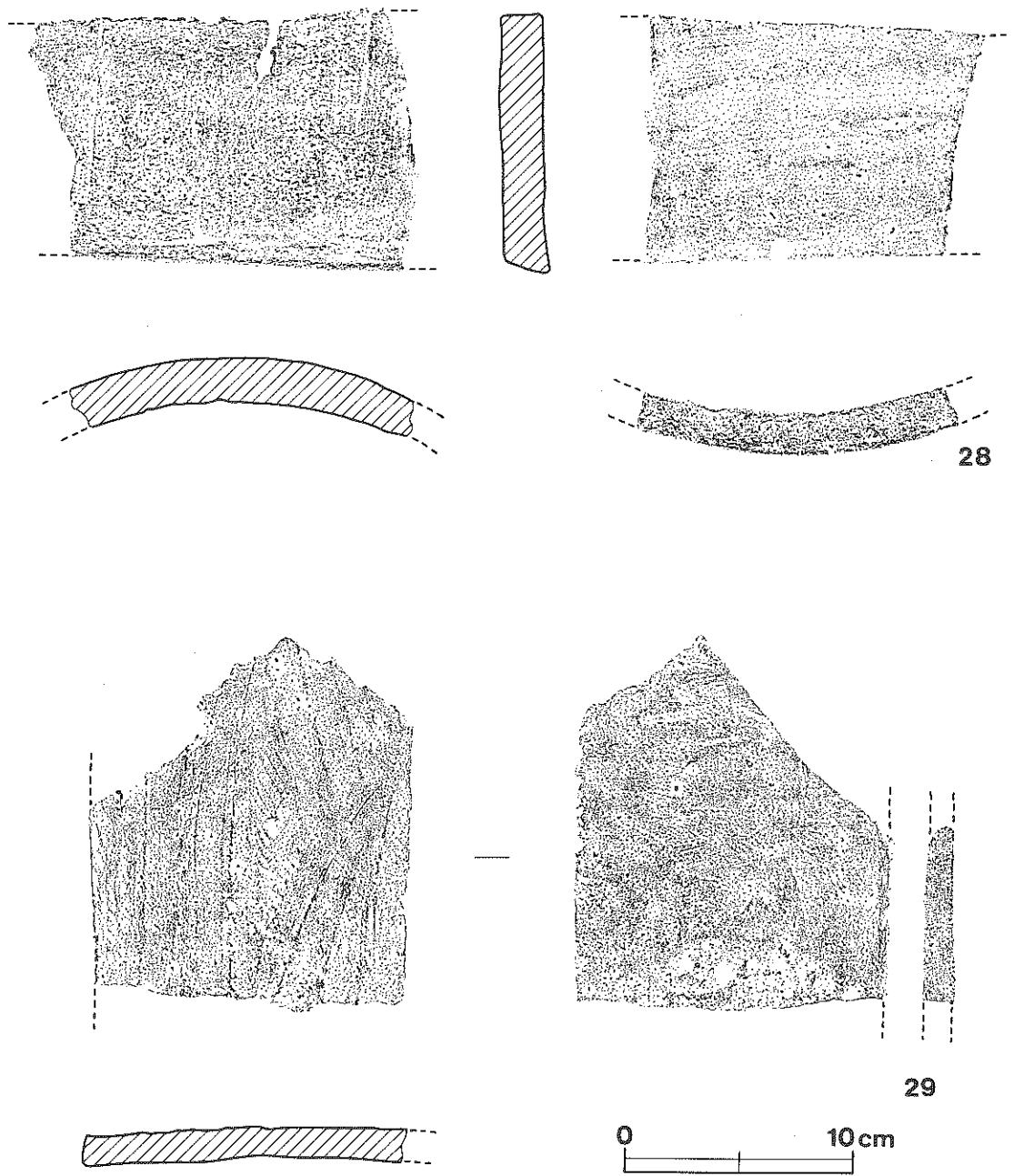
26



27

0 10cm

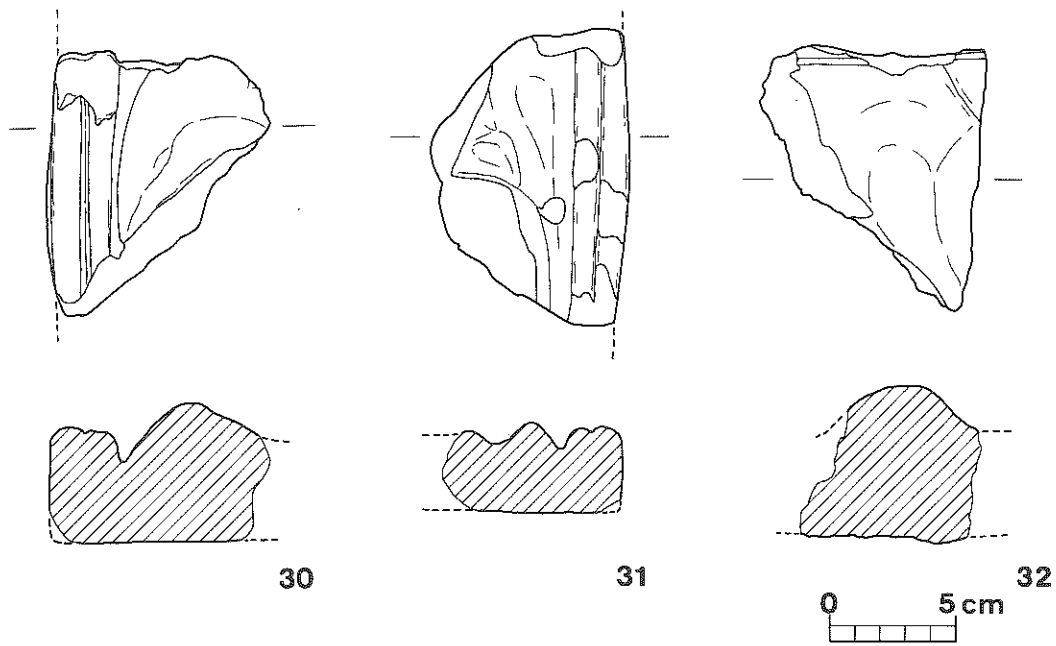
第26図 丸瓦B類実測図（縮尺3分の1）



第27図 不明道具瓦実測図

E 不明道具瓦 (第27図)

今回の調査で、2点の用途不明瓦が出土している。28は、平瓦本来の長辺方向が短く、長さ10.5cm程に切断した瓦である。厚さは約1.5cmを測る。凹面は、横方向のナデにより仕上げている。色調は緑灰色、硬質であり、胎土に白色の砂粒を多く含む。29は、厚さ1cm弱の平板状を呈し、敷き瓦ともとれる。片面は指ナデによる粗い仕上げを行い、他の面には砂粒がまばらに付着する。色調は青灰色、硬質である。



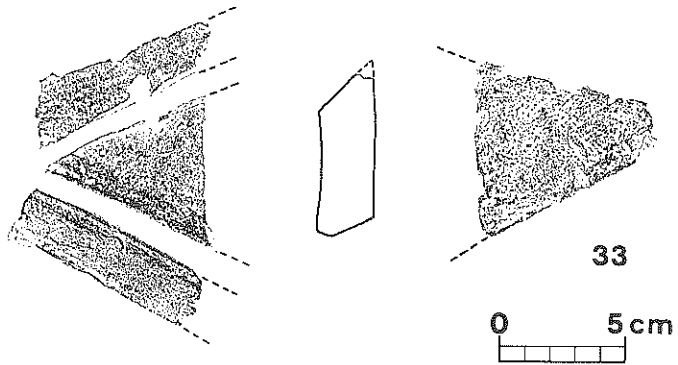
第28図 鬼瓦実測図

F 鬼瓦 (第28図)

今回の調査で3点出土している。いずれも断片であり、全体をうかがうことはできない。形状から判断すると、3点とも鬼の牙の部分であると思われる。30と31は、色調、製作技法、表現が類似しており、同一個体の可能性がある。30と31は整地層中、32は三昧堂南辺から出土している。

G 隅切瓦 (第29図)

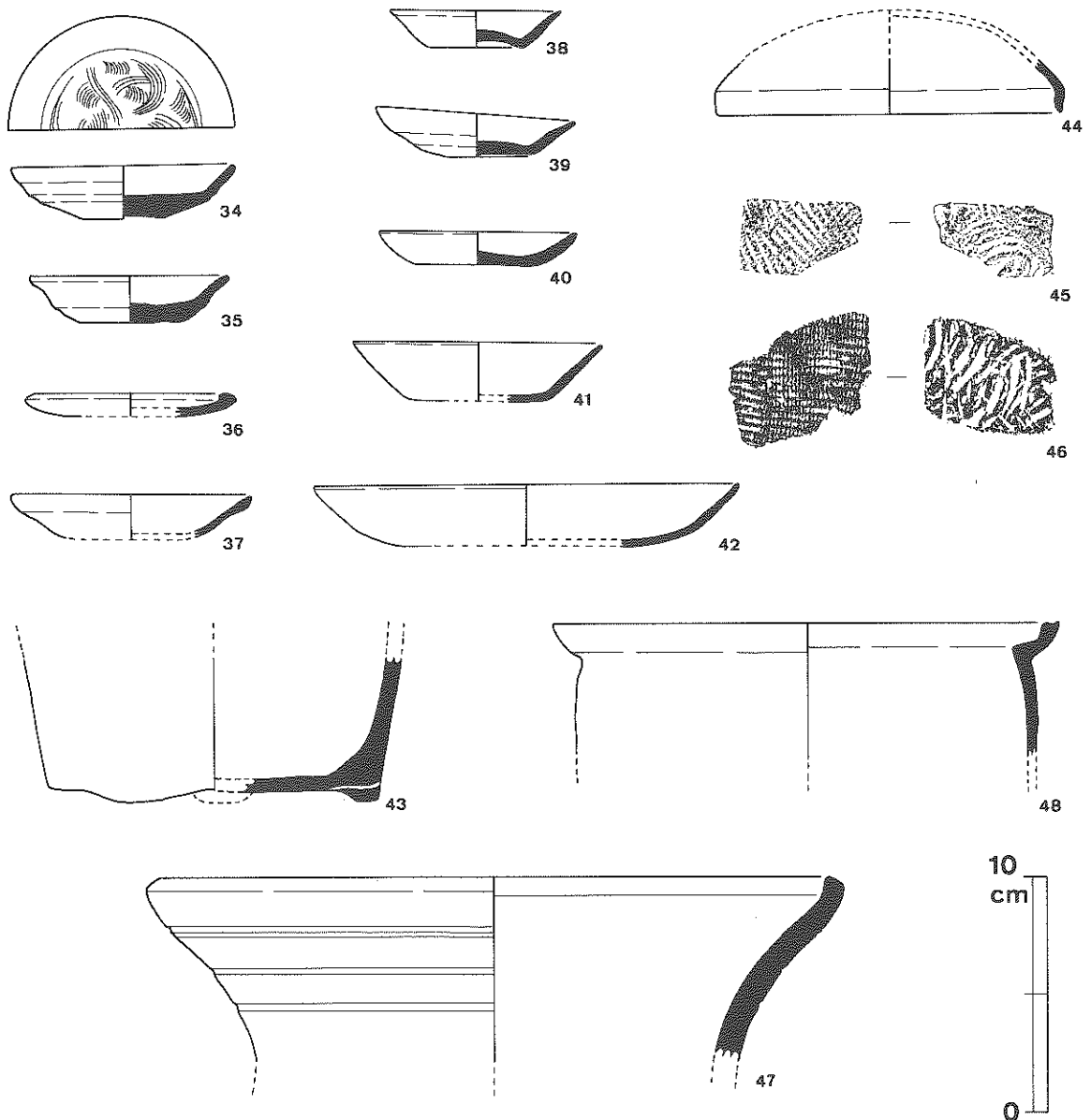
2点出土している。色調、胎土ともに類似する。焼成前にヘラ状の工具により、平瓦の一角を切り落としていた。色調は暗緑灰色、硬質、白色の砂粒を多く含む。



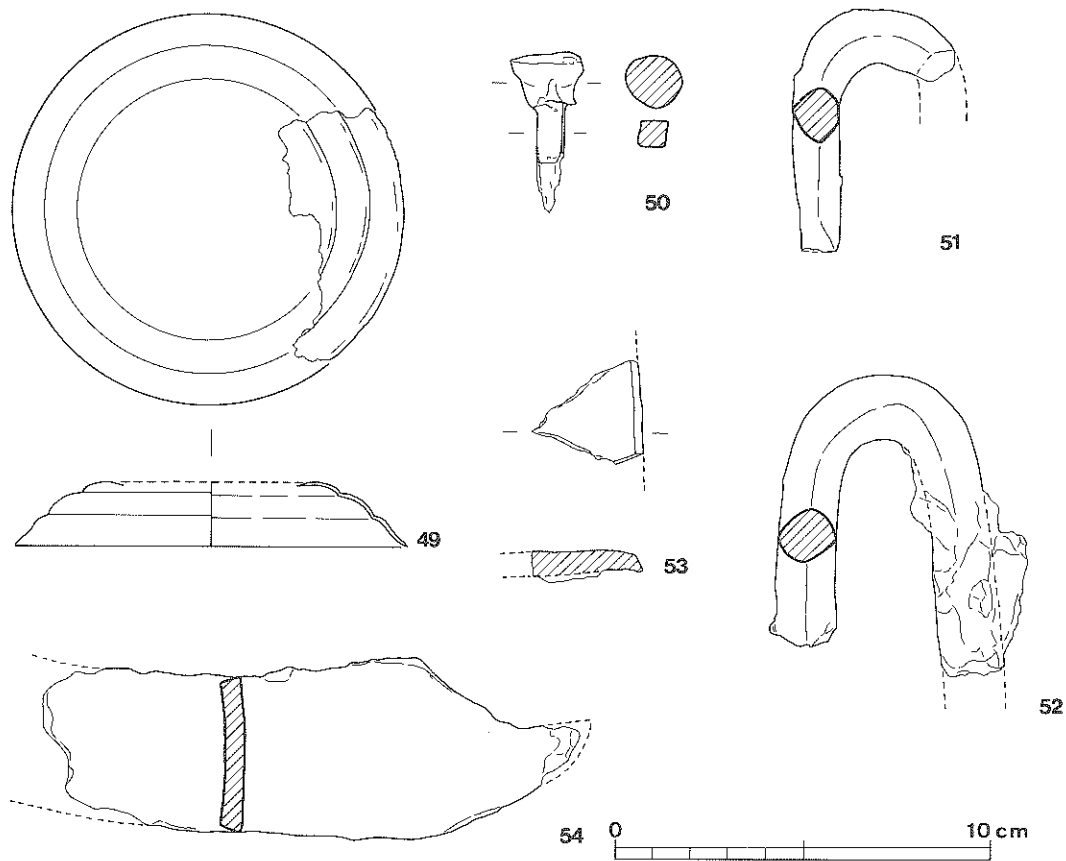
第29図 隅切瓦実測図

2. 土 器

今回の発掘調査では整理箱1箱程度の土器が出土したが、ほとんどが細片であり、復元できるものは少量である。最も多く出土したのは土師器の皿(36~42)である。ここでは復元できるもののみ図化した。形式的にも各種見られ、時期的には12世紀から15世紀のものであろう。36は口縁端部を折り曲げた偏平な皿である。37~39は底部から外反ぎみに立ち上がる体部を持つ。38はいわゆるへそ皿と呼ばれるものであり、内面に突出する底部を持つ。39は口縁端部に煤が付着しており、灯明皿と考えられる。灯明皿は他にも数点見られた。40~42は底部から内湾ぎみに立ち上がる体部を持つ。



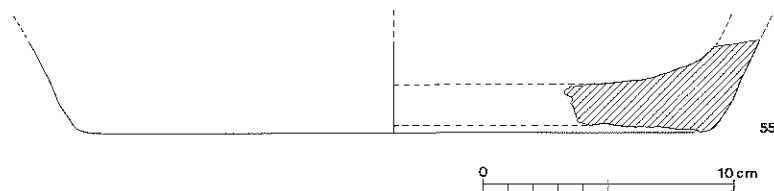
第30図 土器実測図



第31図 青銅製品実測図

34は青磁の皿である。底部以外に釉がかかり、内底面に片切彫りで文様が彫られる。龍泉窯系のものである。36は白瓷系陶器の皿である。色調は灰白色を呈し、体部はナデにより仕上げる。瀬戸市水無中学窯出土品に類似しており、13世紀前葉のものと思われる。43は火舎である。灰白色であり、体部内外面共にナデにより仕上げている。足は体部を成型した後、粘土を張り付ける。足の数については不明である。48は瓦質の鍋である。これも13世紀前半頃と考えられる。

浄妙寺以前の遺物としては44~47の須恵器がある。44は杯蓋である。陶邑編年のTK209型式に併行するものである。47は甕の口頸部である。色調は暗褐色で、頸部から外反したあと口縁端部は内湾ぎみに肥厚する。沈線によって4段以上に区画しており最上段の沈線は2条巡らせる。



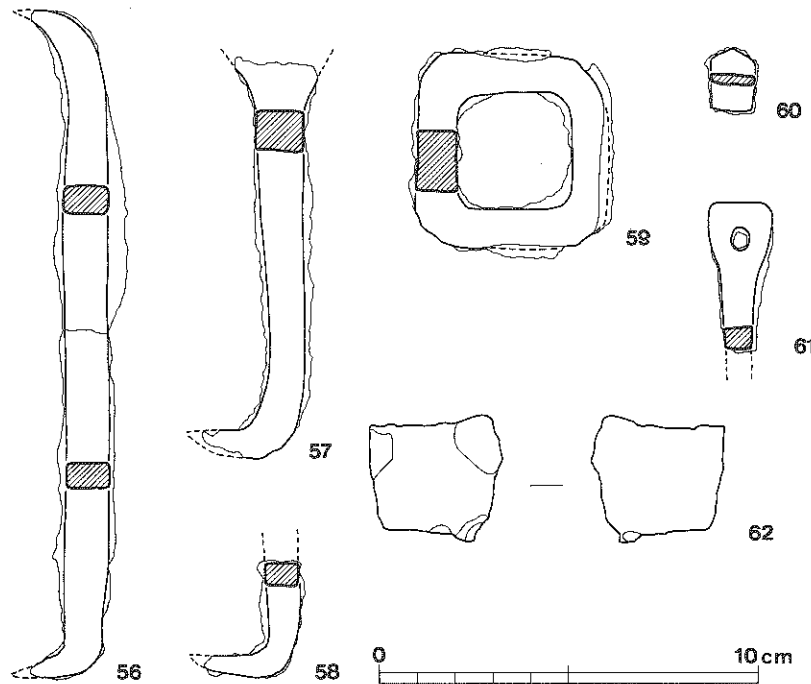
第32図 石鍋実測図

3. 石製品・金属製品

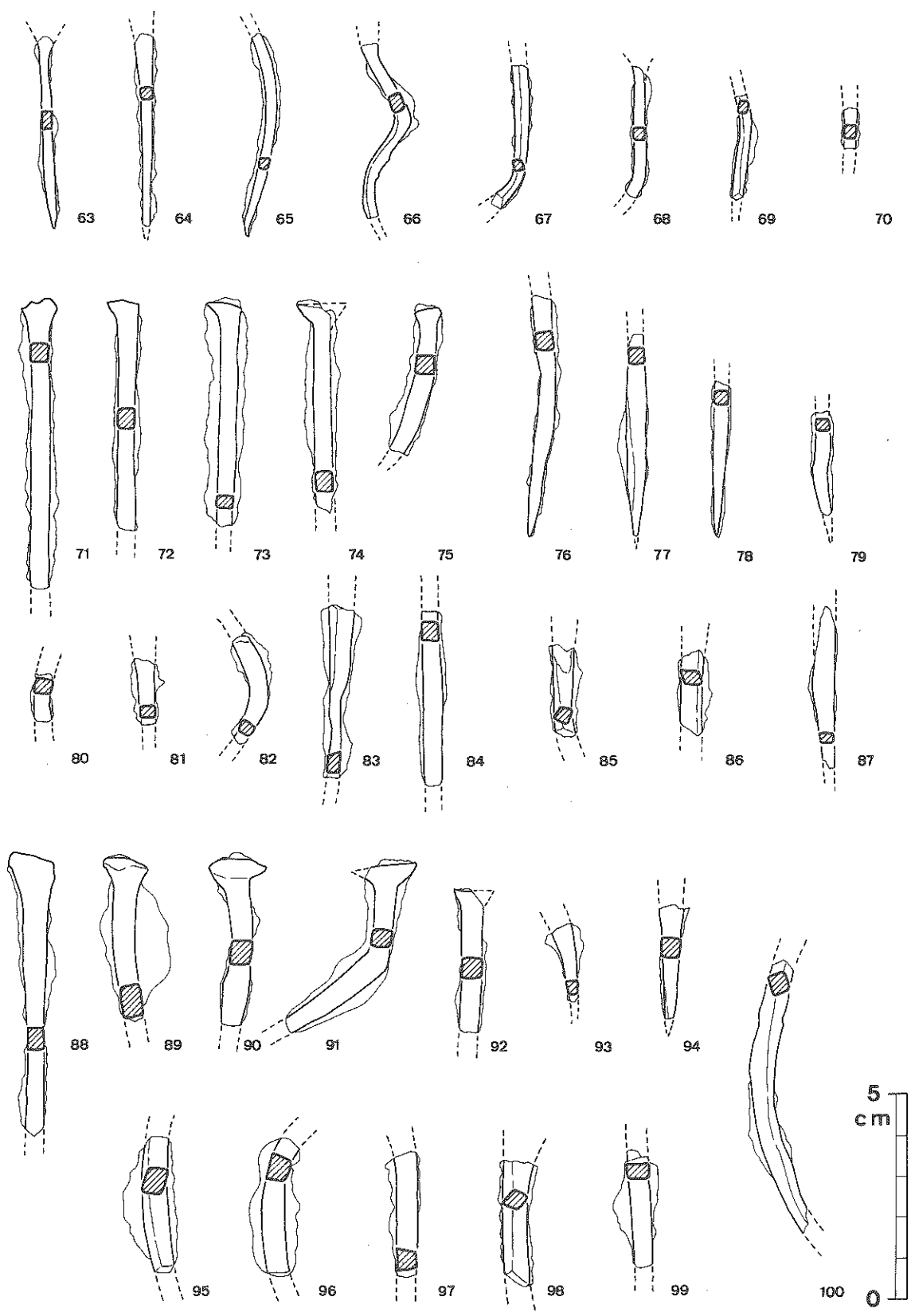
(石製品) 55は滑石製の石鍋である。側面、内面とも丁寧に磨くが、底部は節理面が残る荒い仕上げとなっている。断片であるため全体の形状は窺えない。1点のみの出土である。

(青銅製品) 7点出土している。いずれも多宝塔土壇側溝からの出土である。49・50は釘隠と釘である。釘隠は厚さは2mmで、3段に円を重ねた形になっている。釘は頭が青銅製で、他は鉄製である。51・52は断面が楕円形のU字状の製品である。一方が長く、風鐸・風招などの吊り金具の可能性もあるが、湾曲部に摩耗した痕跡が認められず用途は不明である。53・54は板状の青銅製品で、53はその端部である。相輪の部分の可能性はあるが特定できない。

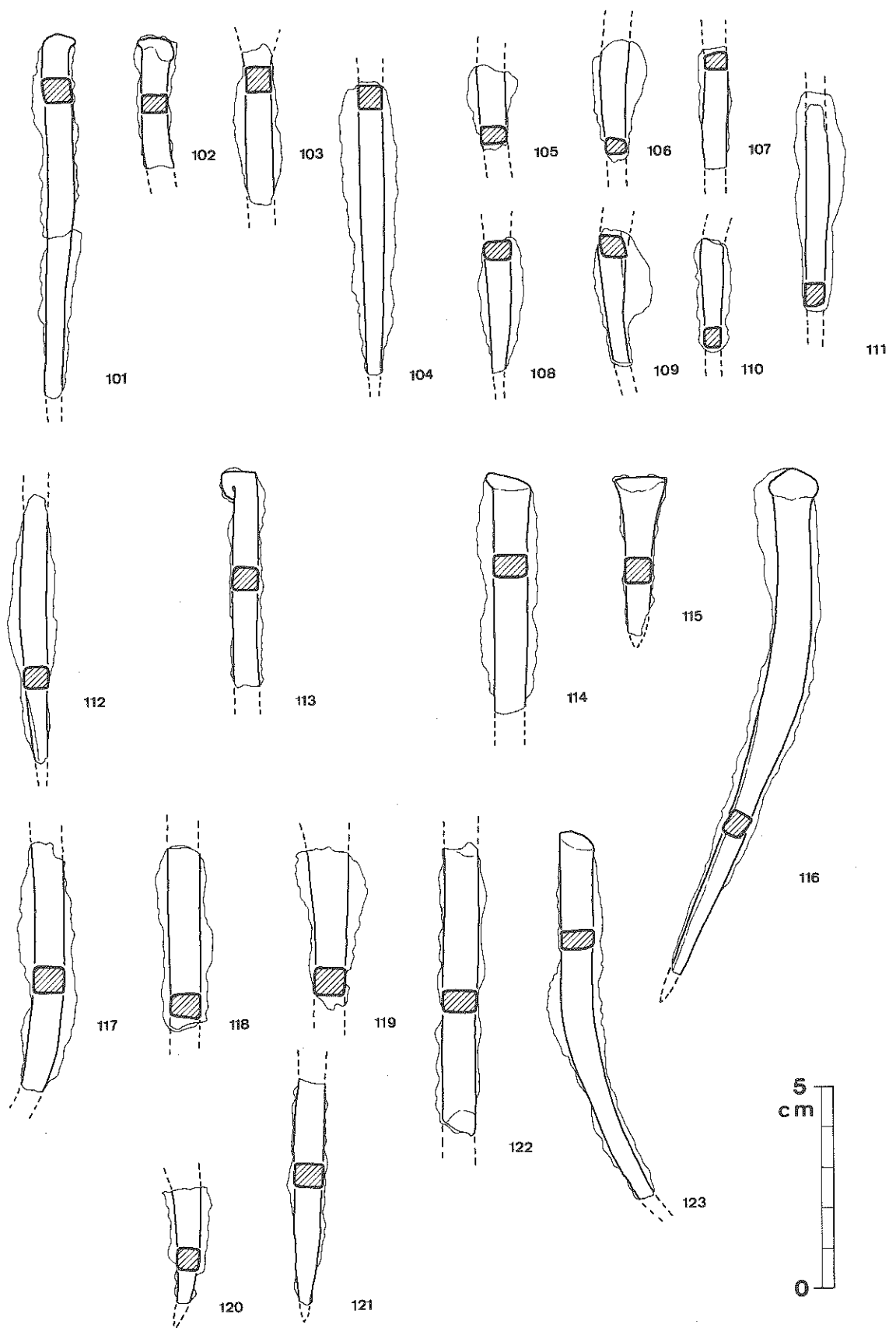
(鉄製品) 鉄製品は、鏝、釘、不明鉄製品がある。鏝は3点出土している。56はほぼ完形のものである。断面は長方形で、全長17.6cm、幅1.1cm、厚さ0.7cmを測る。57は56と比較して厚さの厚いものである。折損部が広がるようにも見え、鏝ではないかもしれない。59は方形の金具である。用途は不明である。61は頭部に円形の穴を持つ金具である。これも用途は不明である。62は鉄板の左右の端部を折り曲げ、袋状にしたものである。古墳に副葬されるミニチュアの鍬先に類似し、付近にあった古墳の副葬品が紛れ込んだ可能性も考えられる。しかし現状では周辺に該当する古墳は確認されておらず、用途を特定できない。鉄釘は最も出土量の多いものである。太さから3種類に分類することができる。つまり小さいものから順に一辺3mm前後のもの、5mm前後のもの、8mm前後のもの3種類である。太さの違いに



第33図 鉄製品実測図1



第34图 鉄製品実測図2



第35図 鉄製品実測図3

よって使い分けをしていたものと思われるが、いずれも断面方形もしくは長方形で、頭部は叩いて潰したものである。

(註)

- 1) 「五ヶ庄二子塚古墳発掘調査報告」『宇治市文化財調査報告』第3冊、宇治市教育委員会 1992。
- 2) 「京滋バイパス関係遺跡」『京都府遺跡調査報告書』第7冊、財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1987。
- 3) 「寺界道遺跡発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第10集、宇治市教育委員会 1987。
- 4) 「羽戸山遺跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第2冊、財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1982。
- 5) 「宇治二子山古墳発掘調査報告」『宇治市文化財調査報告』第2冊、宇治市教育委員会 1991。
- 6) 2) 文献。
- 7) 「隼上り瓦窯跡発掘調査概報」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第3集、宇治市教育委員会 1983。
- 8) 7) 文献。
- 9) 「池山瓦窯跡灰原想定地発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第17集、宇治市教育委員会 1991。
- 10) 「大鳳寺跡発掘調査報告」『宇治市文化財調査報告』第1冊、宇治市教育委員会 1991。
- 11) 「岡本廃寺・岡本遺跡発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第10集、宇治市教育委員会 1987。
- 12) 『中右記』嘉保元年3月2日条。
- 13) 植松雅俊「木幡家と浄妙寺」『掃苔』第7巻第11号 1938。
- 14) 林屋辰三郎「藤原道長の浄妙寺に就いて」『古代国家の解體』1955所収。
- 15) 堅田 修「藤原道長の浄妙寺について—撰闋寺院の一形態に関する考察—」『撰闋時代史の研究』1965。
- 16) 波多野忠雅「藤原道長浄妙寺廟墳考—西宮記の解釈に関する私疑—」『関西大学考古学研究年報』1 1967、「藤原道長浄妙寺廟墳考—『日本紀略』の解釈に対する疑問—」『古代文化』第20巻第6号 1968。
- 17) 波多野忠雅「藤原道長浄妙寺創建考—造営の背景に対する再検討を基調として—」『史泉』39。
- 18) 『浄妙寺跡発掘調査概要』宇治市教育委員会・浄妙寺跡発掘調査委員会 1967。なおこの内容は『埋蔵文化財発掘調査概報(1967)』京都府教育委員会にも所収。
- 19) 杉山信三「藤原道長造営の寺々」『院家建築の研究』1981。
- 20) 14) 文献。
- 21) 『奈良国立文化財研究所基準資料』1・2 瓦編 奈良国立文化財研究所 1974。
- 22) 『大谷中高等学校地内遺跡発掘調査報告』大谷高等学校法住寺跡遺跡調査会 1984。
- 23) 『平安京古瓦図録』平安博物館 1977。
- 24) たなかしげひさ『奈良朝以前寺院社の研究』1978。
- 25) 西田直二郎「藤原忠平の法性寺及道長の五大堂」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第9冊 京都府 1928。
- 26) 平等院で出土した瓦は、外区内縁に星状珠文を配する点が異なるが、胎土は酷似し、復元すれば両者とも約14cmとなる。『平等院中島発掘調査報告』宗教法人平等院 1991。
- 27) 「法勝寺跡」『京都市埋蔵文化財年次報告』1974—Ⅱ 京都市文化観光局 1975。

- 28) 「平安京左京二条二坊」『平安京跡発掘調査概報』京都市文化観光局 1989。
- 29) 25) 文献。
- 30) 同寺保管。
- 31) 『東福寺防災施設工事発掘調査報告書』大本山東福寺 1990。

Ⅶ. 考 察

1. 浄妙寺の変遷と宇治陵

創建当初の浄妙寺

今回の調査では、三昧堂と塔を検出したが、寺が室町期まで存続していたためか創建当初に遡り得る遺物は出土していない。このため創建当初の浄妙寺を語るには、文献からの検討がいまだ有効といわざるを得ない。

寛弘4年の多宝塔供養願文¹⁾によれば、浄妙寺には三昧堂・多宝塔・鐘楼・僧坊・庖浴などがあったことがわかる。また時代は下るが、『康平記』の康平元年3月の記事から、大門・中門・南橋殿などがあったことがわかる。三昧堂と多宝塔以外の建物については、今回の調査では検出していないため、その実態は不明であるが、わずかに三昧堂北西コーナー付近で三昧堂の他の地点に比して多量の瓦の堆積があり、三昧堂の北西部に別の建物があった可能性が指摘できるのみである。建物以外では、先に述べた『康平記』の康平元年3月の記事に「南庭」という言葉が見えることや、時代は下がるが応安2年に近衛道嗣が浄妙寺の庭で花を見たという記事が『愚管記』にあることから、庭園が浄妙寺にあったことが推測される。平安期の庭園には必ずと言っていいほど池を持っており、三昧堂南西コーナーで検出した落ちが池である可能性は高いものと思われる。

それでは、浄妙寺の中心堂塔である三昧堂と多宝塔はどのような建物であったのだろうか。調査で検出した三昧堂は、完数制ではなく枝割制で設計された可能性が高い。枝割制で設計されたとすると、7寸を一枝として中心から13枝、12枝、11枝とすることができる。今回検出した建物は中世以降に再建された建物であり、浄妙寺と同時期の三昧堂の例が発掘調査によって確認できていないことから、この規格が創建当初まで遡り得るかは不明である。しかし文献から知り得る限り、方五間の三昧堂は浄妙寺以後ほとんど見られなくなることから、検出した建物が古式の様相を止めていることは間違いない。屋根については、これまで述べてきたとおり11世紀初頭にさかのぼる瓦は出土しておらず、創建当初は檜皮葺であった可能性が高い。

多宝塔については前項で述べた通り、規模等を復元し得る明確な資料は得られなかったが、前章で述べた15～16m程度の基壇であったとするならば、根来寺大塔のような多宝塔を想定しなければならない。しかし、現在の乏しい資料ではこれについて判断することはできない。今後の調査を待ちたい。また瓦については11世紀後半の軒平瓦が出土しているものの、わず

かに1点のみであり、これをもって瓦葺の建物を復元するには問題の残るところであろう。ここでは多宝塔も桧皮葺であった可能性を指摘するに止めて置きたい。

浄妙寺の改修・再建

今回の調査で、浄妙寺が3度火災を受けていることがわかった。この内の1度は浄妙寺の廃絶につながる火災と思われるため、2度については再建されていたことが伺われる。問題はそれぞれの火災の時期であるが、下層で出土した瓦も離れ砂を用いており、すべての火災が鎌倉時代以降と考えられる。ここで問題となるのが、少なからず出土している平安時代後期と考えられる瓦の一群である。これらの瓦は桧皮葺の建物の一部に使われていた瓦としては量が多く、平安期の中で桧皮葺から瓦葺へ改修されていた可能性が高い。しかし桧皮葺から瓦葺という大規模な改修が、通常の修理の範疇の中で行われたとは考えがたいことから、火災ではない何らかの要因で大きな損壊を受けたことが考えられる。ここで注目されるのが『後二条師通記』康和元年5月23日の条にある、師通が木幡堂舎の損所を巡検させるという記事である。この年の1月24日には京都周辺で大地震があり、興福寺西金堂なども倒壊している²⁾。恐らく浄妙寺もこの地震によって大きな損害を受け、この修理を契機として瓦葺の建物に変えられたものと思われる。ただ地震後4か月をへた段階で巡検が行われているのはやや遅すぎる感はあるが、これは京内の復旧に時間がかかったためか、あるいは師通にとって浄妙寺がそれ程重要な寺ではなかったためか。

平安期の改修の後、浄妙寺は2度の火災を受け、それぞれ再建されることになる。これらの火災の後、基本的に寺域内はきれいに整理されており、この火災の痕跡を止めていたのは僅かに池と考えられる落ち込みのみであったため、各火災層の時期を決定できるほどの遺物が出土していない。そこで各火災の時期を考えるには文献からの検討を行わなければならない。しかし浄妙寺の火災を記す同時代の資料としては、浄妙寺の終焉と考えられる『碧山日録』の寛正3年の記事しかなく、後代の記事の中から検討を行うしかない。

まず浄妙寺の火災を示唆するものとしてあげられるのは、『興福寺官務牒疏』の木幡寺の項にある正応4年(1291)寂観により再興されたという記事である。この記事を信用するならば、これ以前に一度焼失していた可能性がある。しかし、この『興福寺官務牒疏』は、江戸時代中期以降の成立である可能性が指摘されており、根拠の乏しいものと言わざるを得ない³⁾。

次に明治14年の『京都府宇治郡村誌』の延慶年説である。この説は『大日本地名辞書』にもとられ、『宇治誌』では、延慶2年(1309)8月、延暦寺と興福寺の僧兵の衝突により焼失したとして、さらに詳細に述べている。この記事の出典が何に基づいているかは管見の及ぶところではないが、おそらくこのときに共に焼失したとされる観音寺(後に再興され願行寺)に寺伝として伝わったものと思われる。

さらに『木幡荘木幡寺浄名寺廟墳図』の建武炎上説がある。建武炎上説は、建武3年に木幡周辺で後醍醐天皇と足利尊氏の軍勢がしばしば合戦しており、ここから類推していると思われる。この『木幡荘木幡寺浄名寺廟墳図』については、波多野忠雅が詳しく検討しており、⁴⁾多くの疑問点が提出されている。このため建武炎上説も根拠の乏しいものと考えられる。

以上3つの時期の火災の可能性を上げたが、いずれも確定するには至らない。しかし後二者は、状況的には浄妙寺の火災があっても不思議ではなく、これらの内のいずれかの時期に焼失している可能性は指摘できる。

これまで主に三昧堂の調査成果から浄妙寺の再建について述べてきたが、多宝塔はどのような状況であろうか。多宝塔は表土直下で遺構を検出しているため、後世の削平を受けている可能性が高く、廃絶時の状況は明確ではない。しかし今回の調査では、火災後の整地層は一面しか確認しておらず、三昧堂のように3度の火災を受けていない可能性がある。そして整地層から出土した瓦は、三昧堂周辺から出土した瓦より古式のものが多く、早い段階に焼失しその後再建されなかったか、もしくは三昧堂の火災の際に火を受けず最後まで残っていたかのいずれかであろう。

浄妙寺の廃絶

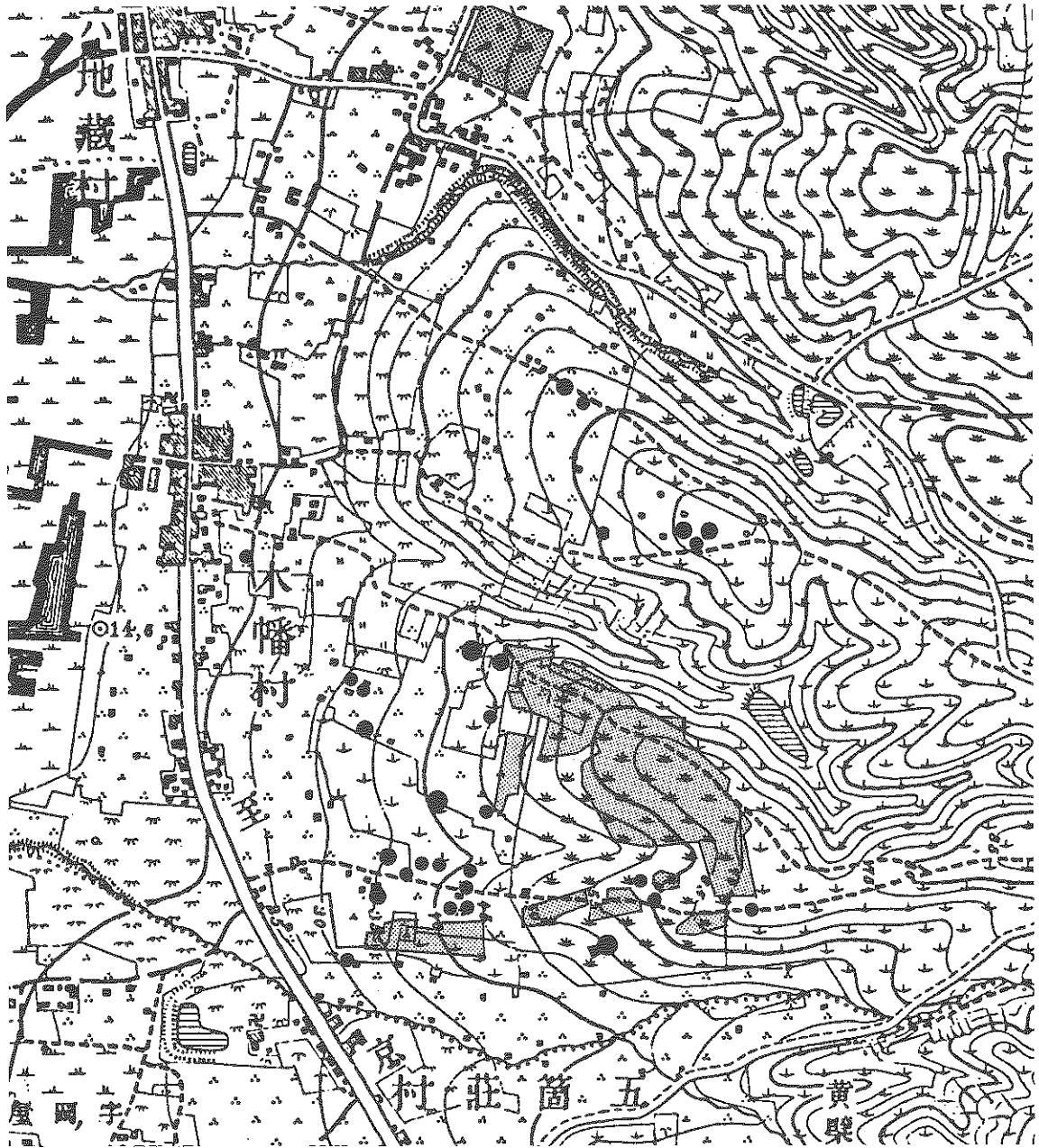
浄妙寺が寛正3年に焼亡していることは、これまでたびたび述べた。そして調査で出土した土器も、一部近世のさん瓦を含むが、概ね16世紀までの範疇に治まっており、この火災で三昧堂が廃絶したことはほぼ間違いないものと思われる。しかし土層の観察からは、3度目の火災の後に再建された痕跡は認められなかったものの、明らかに焼け跡の整理は行っており、三昧堂が消失した後も何らかの管理は行われていたようである。つまり寛正3年以降も寺としての命脈は保っていた可能性が高い。

この後どの段階まで寺が残っていたかは、現在のところ知る術はない。出土したさん瓦を積極的に評価すれば、寺は近世段階まで存在したことが考えられる。しかし18世紀初頭の『山域名勝誌』の段階には、すでに寺はなく、「大門跡」などの伝承を残すのみとなっていたことから考えると、これよりかなり以前に寺は廃絶していたのだろう。主要堂塔を失った浄妙寺には、中世から近世への大きな時代の転換期を生き残る力はなかったのではないだろうか。

道長・頼通墓の位置と宇治陵

浄妙寺の位置が確定したことによって、墓参の記事がある道長・頼通の墓の位置をおおまかにではあるが推測することが可能になった。

頼通が道長の墓を参ったのは康平5年(1062)8月29日のことである。『康平記』によれば、浄妙寺の大門に着いた頼通は南橋殿で剣を置いて笏をとり、山中に入っていった。ここで



第36図 浄妙寺と宇治陵の分布

『康平記』は「従大門東行」と説明を加えている。南橋殿は、おそらく堂の川に掛かっていた建物であろうが、この記事では大門と南橋殿の位置関係は分からない。しかしこの二つの建物は近接した位置にあるものであろうから、大門から東に向かうということは堂の川に沿って山中に入ったものと思われる。

次に、嘉保元年(1094)3月2日に師実が頼通の墓を詣でた『中右記』の記事を見てみたい。この『中右記』の記事は、前述した『康平記』の記事に比べやや記述が詳しく、頼通墓の形態や浄妙寺の伽藍配置などを知る手掛かりとなる。

さて昼頃に浄妙寺の「南門前廊」に着いた師実は先の頼通と同様に剣をはずしている。

「南門前廊」が『康平記』の大門や南橋殿にどの様に対応するかは分からないが、南門が大門に、前廊が南橋殿に対応するならば、門の前を川が流れていたことになる。このあと師実が浄妙寺からどちらの方向に向かったかは書かれていないが、山陵から降りてきた様子を「少時自山陵下還御」と書かれていることから、やはり寺の東の山中に入っていったものと思われる。師実は頼通同様に手を洗って山陵を拝する。山陵の前にはわずかなスペースがあり再拝するが、ここで「北面」と説明が加えられている。これは墓が「北面」しているのか、師実が「北面」しているのかが不明だが、前者であれば墓は谷の南側の丘陵に、後者であれば北側の丘陵にあったことが推測される。

以上の二つの記事から、道長・頼通の墓は浄妙寺の東の山中にあることがわかる。そして墓に至る道筋は、堂の川に沿って谷筋を上っていった可能性が高い。浄妙寺から堂の川に沿って300m程東に行くと、谷の北側には御蔵山と呼ばれる丘陵が、南側には松殿のある丘陵がある。このいずれにも現在宇治陵に比定されている墓がある。この中には後期古墳も含まれているため特定することは不可能であるが、どちらかの丘陵に道長・頼通の墓があった可能性が高い。

さて、現在宇治陵として比定されている墓は、浄妙寺のある堂の川の谷より1kmほど南の丘陵に偏在している。ここにはかなりの数の後期古墳が含まれているが、古代から中世の墳墓群があることも確実である。ここで注意したいのは、浄妙寺建立以前と考えられる青磁水注の出土地点や道長・頼通墓が堂の川の谷の周辺にある事である。宇治陵の発掘調査が事実上不可能であることから推測の域を出ないが、当初の藤原氏の墳墓群は堂の川の谷周辺の丘陵に営まれていたのではないだろうか。そして浄妙寺の建立以後少なくとも鎌倉時代まで続く埋葬により墓所が手狭になり、徐々に南に墓域を拡大していったのではないだろうか。

法華三昧堂と墳墓

浄妙寺は墓を供養するために建てられた当時としては特異な寺院である。むろん宗教というものの性格から、寺院と墓が関係を持つのは浄妙寺以前から見られる。例えば醍醐上皇は醍醐寺の北で火葬され、醍醐寺の付近に山陵が営まれている⁵⁾。この例は、生前関係の深かった寺院の周辺で葬送が行われたことを示すもので、墓のために建てられた浄妙寺とは性格を異にする。それでは浄妙寺以前に墓のために建てられた寺はあったのだろうか。浄妙寺の鐘銘によれば、浄妙寺は多武峰の妙楽寺で常行三昧を修めた例に倣ったという⁶⁾。

多武峰は藤原氏の祖、鎌足の墓所として知られており、鎌足の子の定恵によって十三重塔が建てられた。妙楽寺はこの十三重塔の南に三間四面の堂が建てられ、講堂としたのを初めとする。その後金堂、如法堂が建てられ、康保元年(964)には村上天皇により法華三昧堂が、天禄元年(970)には藤原伊尹により常行三昧堂が建てられた⁷⁾。このように妙楽寺は鎌足の墓

付表1 平安時代の法華三昧堂

延暦寺東塔法華三昧院	弘仁3年(812)	五間	山門堂舎記・叡岳要記
延暦寺西塔法華堂	天長2年(825)	五間	三塔諸寺縁起
三井寺法華堂	貞観17年(875)		寺門伝記補録
竹生島法華三昧堂	延長8年(930)		竹生島縁起
神護寺法華三昧堂	承平元年(931)以降		神護寺実録帳写
金剛峯寺三昧堂	承平6年(936)		高野春秋
醍醐寺西三昧堂	天慶5年(942)頃		醍醐雜事記・僧綱補任
醍醐寺東三昧堂	天曆3年(949)	三間	醍醐雜事記
延暦寺横川法華三昧堂	天曆8年(954)	五間	山門堂舎記・三塔諸寺縁起
妙楽寺法華堂	康保元年(964)	三間	多武峯略記
円融寺法花堂	天元6年(983)		扶桑略記
観音院法華堂	寛和元年(985)		扶桑略記
円教寺法花三昧堂	寛和元年(985)	三間	峯相記・播州書写山縁起
法住寺法華三昧堂	永延2年(988)		扶桑略記
法興院三昧堂	正暦4年(993)		日本紀略・百鍊抄
浄妙寺法華三昧堂	寛弘2年(1005)	五間	政事要略・本朝文粹
法性寺三昧堂	寛弘4年(1007)		権記・日本紀略・百鍊抄
法成寺法華三昧堂	寛仁4年(1020)		扶桑略記・本朝続文粹
東大寺法華三昧堂	治安元年(1021)	五間	東大寺諸伽藍略録
朝晴三昧堂	治安元年(1021)		東大寺別当次第
法成寺北三昧堂	万寿2年(1025)		左経記
平等院法花堂	天喜4年(1056)		伊呂波字類抄
延暦寺実相院三昧堂	康平6年(1063)	一間	扶桑略記・阿沙縛抄
円宗寺法華堂	延久2年(1070)		扶桑略記
法勝寺法華堂	承暦元年(1077)	一間	扶桑略記
六条院三昧堂	承德2年(1098)		中右記
尊勝寺法華堂	長治2年(1105)	一間	江都督納言願文集・殿曆
為隆懺法堂	大治2年(1127)		中右記
八条堀川懺法堂	長承3年(1134)		長秋記
仁和寺三昧堂	保延5年(1139)	一間	仁和寺諸院家記・百鍊抄
宇治成楽院懺法堂	久寿元年(1154)		兵範記
栗田口懺法堂	久寿3年(1156)以前		山槐記
安楽寿院法華堂	保元元年(1156)以前		百鍊抄
法住寺御所懺法堂	嘉応元年(1169)以前		玉葉・兵範記
香隆三昧堂	嘉応2年(1170)以前		百鍊抄
建春門院法華堂	安元2年(1176)		百鍊抄・玉葉
蓮華王院東法華堂	建久3年(1192)以前		百鍊抄
法住寺殿法華堂	建久3年(1192)	三間	後白河院御法事并御堂供養雜記

を基点として徐々に堂塔が整備されていった寺であるが、『多武峯略記』の住侶の項や佛事の項を見ても法華三昧や常行三昧が鎌足の墓の供養のために行われたとは読み取れない。妙楽寺は延暦寺の末寺であり、墓の供養のためというより天台の教義に基づいて法華三昧堂や常行三昧堂が建てられたと見るべきであろう。このため、妙楽寺が浄妙寺と同じ性格を持った寺であるとは断じがたいのである。鐘銘の意味は、道長が基経以来の墳墓の地に浄妙寺を建立することによって藤原北家の正統であることを主張すると共に、鐘銘に妙楽寺の名を入れることによって藤原氏の祖鎌足との結び付きを強調したものと考えらるべきであろう。

このように考えると、墳墓のための寺は浄妙寺以前にはなかったことになる。これを浄妙寺の主堂である法華三昧堂で見てみたい。

付表1は、平安時代の法華三昧堂である。⁸⁾ 浄妙寺以前の法華三昧堂で墓との関係が伺われるものは妙楽寺法華三昧堂だけであるが、これについては先に述べた通りである。つまり浄妙寺以前には、墓と法華三昧堂が結び付くことはなかったのである。

法華三昧堂は本来四種三昧のひとつ、半行半座三昧を行うところであり、僧の修行の場であった。最澄は四種三昧の中でこの半行半座三昧を最も重視しており、最澄の生前には四種三昧を行う堂の内完成したのは法華三昧堂のみであった。その後円仁によって法華三昧堂はその性格を変え、法華懺法を行うところとなった。法華懺法は、法華三昧堂で罪の懺悔をし、罪障消滅を企図するものである。円仁の頃の法華懺法は、あくまで現世の人々のためのもので、これはその後の法華三昧堂が常行三昧堂と対のようにして建てられていることから言えるだろう。つまり法華三昧堂で罪障消滅を行い、その後常行三昧堂で浄土を希求して念仏を行う方式ができていたものと思われるからである。道長は法華懺法を靈魂にまで対応させる飛躍的な解釈をし、また道長本人の法華信仰や墓と寺院が密接な繋がりを持ってきた時代背景も手伝って浄妙寺の法華三昧堂が成立したのではないだろうか。

浄妙寺以後、源氏の墓所を弔う寺として北白河に寂楽寺が建立される。これも本堂は法華三昧堂で、浄妙寺の例に倣ったものと思われる。さらに冷泉上皇や後一条天皇の墓所には法華三昧堂が建てられ、ついに久安元年に崩じた待賢門院璋子は法金剛院の法華三昧堂の下に埋葬され、法華三昧堂は墓堂となっていく。⁹⁾ これらの変化を見ると、浄妙寺が仏教の変遷の中の一つの転換点に位置していることがわかるのである。

(註)

1) 『本朝文粹』巻13。

2) 『後二条師通記』康和元年正月25日条。

3) 藤本孝一「基通公墓と観音寺所蔵絵図との関連について」『近衛基通公墓』財団法人京都文化財団1988。

- 4) 波多野忠雅「藤原道長の浄妙寺」『史迹と美術』374号 1967他。
- 5) 大石雅章「平安期における陵墓の変遷—仏教との関わりを中心に」『日本古代葬制の考古学的研究』
大阪大学文学部考古学研究室 1990。
- 6) 『政事要略』卷29。
- 7) 「多武峯略記」『群書類従』卷第436。
- 8) 清水 擴「法華堂について」(『日本建築学会論文報告集』第208号 1973)の表に加筆。
- 9) 清水 擴「墓所堂としての仏堂建築」『日本建築学会計画系論文報告集』第402号 1989。

2. 宇治における平安期古瓦の様相と浄妙寺

今回の発掘調査により、浄妙寺の中枢部分にあたる三昧堂・多宝塔を検出し、多くの成果を得ることができた。しかし瓦に関しては、火を受けたために残りが悪く、また年代基準となりうる軒瓦の出土量が極めて少ないために、浄妙寺の瓦からの検討には限界があることは否めない。このような現状ではあるが、浄妙寺の瓦に宇治地域から出土した平安時代の瓦の様相を交えて、浄妙寺の歴史的背景、そして平安時代における宇治の瓦の様相について若干の考察を試みてみたい。

A 浄妙寺の瓦

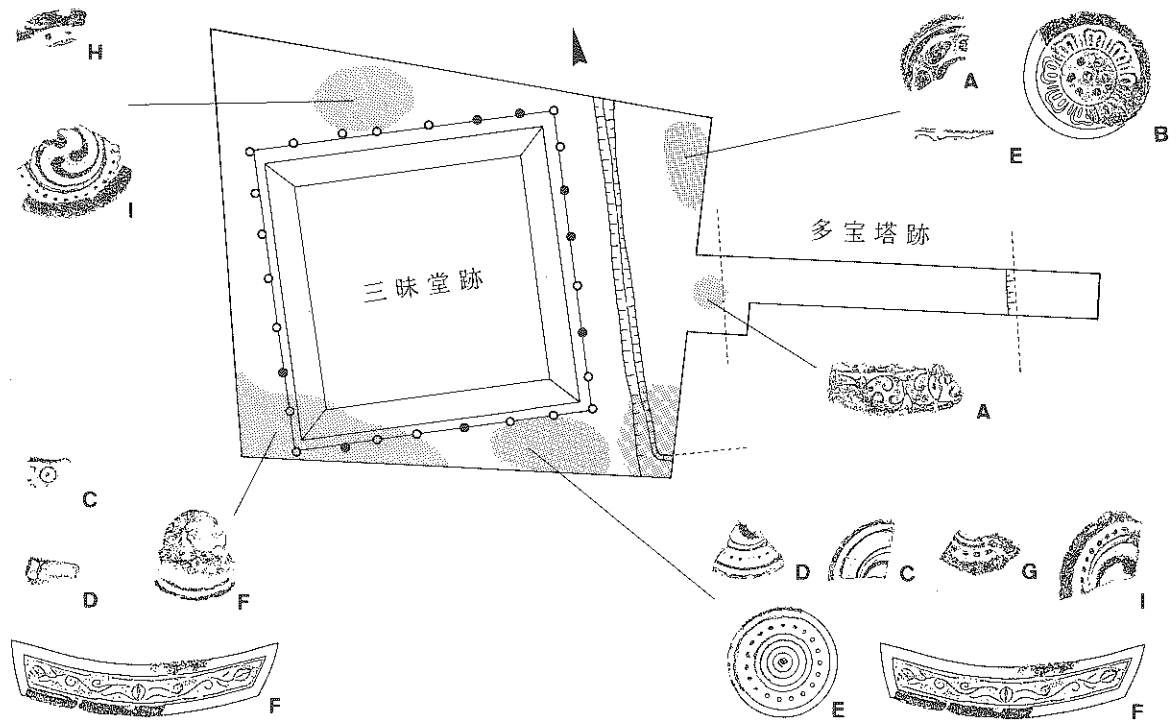
今回の発掘調査で出土した軒瓦は、18種類21点であり、うち平安時代のものと考えられるのは9種類ある。軒丸瓦A～E、軒平瓦A・C・Dがそれである。また軒平瓦Eに関しては、小片であるため時期を明確にできないが、この瓦も平安時代に含まれるものと思われる。これ以外の軒瓦はすべて中世期のものである。

出土状況は第37図に示した通りである。軒瓦は主に三昧堂北西・南辺、多宝塔西側に集中して出土した。平瓦の出土状況もほぼ同様である。多宝塔周辺から出土した瓦群は、塔の屋根に葺かれていたものと考えて大過なからう。三昧堂周辺では2地点に瓦の出土が集約されるが、出土状況から判断して、南辺から出土した瓦が三昧堂最終段階(2度目の再建後)の屋根に葺かれていたものと考えられる。北西側出土の瓦に関しては、前述したように三昧堂の北西に別の建物が想定できるため、この建物の瓦である可能性が指摘できる。こうしたことを考慮にいれて、まず平安期の軒瓦を見ていくこととする。

軒瓦のうちで、時期的に最も古く考えられるのが軒丸瓦Aである。この瓦と同範関係にある瓦が、内裏跡、大谷中高等学校(今熊野瓦窯)から出土している。それらには瓦当裏面に布目跡が見られることから、「一本造り技法」で製作されていることがわかる。鈴木久男氏の分類¹⁾によれば、この軒丸瓦はD技法にあたる。D技法は、遅くとも7世紀後半には始まり、11世紀前半から中頃には見られなくなるという。このことからこの瓦は、浄妙寺の造営時期との関連から、11世紀前半から11世紀中頃に比定できる。次に古く考えられる軒瓦は、軒平瓦Aである。11世紀中頃に比定される²⁾。平安時代に比定できる軒瓦で、この2点以外はすべて平安時代後期に位置付けられる。

中世の軒瓦に関してみると、残存状況の悪さ、および同文、同範の瓦が明確でないため、時期を明確にすることができない。しかし最も多く出土した軒平瓦Fは、室町時代中頃の年代が与えられるものと思われる。

これらの軒瓦の年代を考慮にいれ、再び第37図の出土状況を見ると、塔跡周辺から出土し



第37図 軒瓦出土状況図

た瓦のほうが、三味堂跡周辺から出土した瓦より古い様相を示していることがわかる。

次に、軒瓦を生産地から見てみると、ほとんどがいわゆる中央官衙系瓦屋の瓦であり、軒平瓦Cとした瓦のみが河内系の瓦である。浄妙寺への瓦の供給は、中央の瓦屋が主体であったと考えられる。この生産地の問題は、後で他の宇治の寺院との関連の中で考えてみたい。

最後に平瓦についてみていきたい。浄妙寺出土の平瓦において分類の基準となったのは、縄叩き技法と離れ砂技法である。縄叩き技法を持つ平瓦は奈良時代頃より見られるが、その消長は畿内においてはあまり明らかになっていない。一方東国においては中世の瓦研究が盛んで、とくに鎌倉における瓦の様相がかなり明らかになってきている。その成果によると、鎌倉では縄叩きのみられる平瓦は、13世紀前半で見られなくなるという³⁾。鎌倉の成果を直接畿内に当てはめることはできないとしても、大きな年代差はないものと考えられるため、平瓦分類でA1類とした瓦群は鎌倉時代初頭以前のものと考えられる。

離れ砂技法は、現在のところ恭仁宮出土の瓦から見られる技法であるが、とくに中世において盛んに使用される。このため平瓦分類でB類としたものは中世期に比定されよう。なおA1類、B類ともに、三味堂・多宝塔のいずれからも出土している。

これらの瓦群を総括すると、まず大きな特徴としてあげられるのは、出土した瓦の総量が少ないということである。これは建物が焼亡したあとに整理されたためであろうが、このことが浄妙寺の瓦の検討を困難にしていることは否めない。とりあえずここではいくつかの瓦

の問題点をあげ、この項のまとめとしたい。

まず多宝塔出土の瓦が、三昧堂出土の瓦より古い様相を示すことは先に述べたが、この瓦の中には文献に示す浄妙寺の創建期に遡りうるものが、僅かではあるがある。しかしこれをもって創建当初から瓦葺きの建物であったとするのは困難であろう。平瓦を見ると、縄叩きを持つ瓦が一定程度出土していることと、軒瓦で鎌倉時代初期の瓦がほとんど認められないことから、少なくとも平安時代後期の段階では瓦葺きに転換していたと考えるほうが無難であろう。

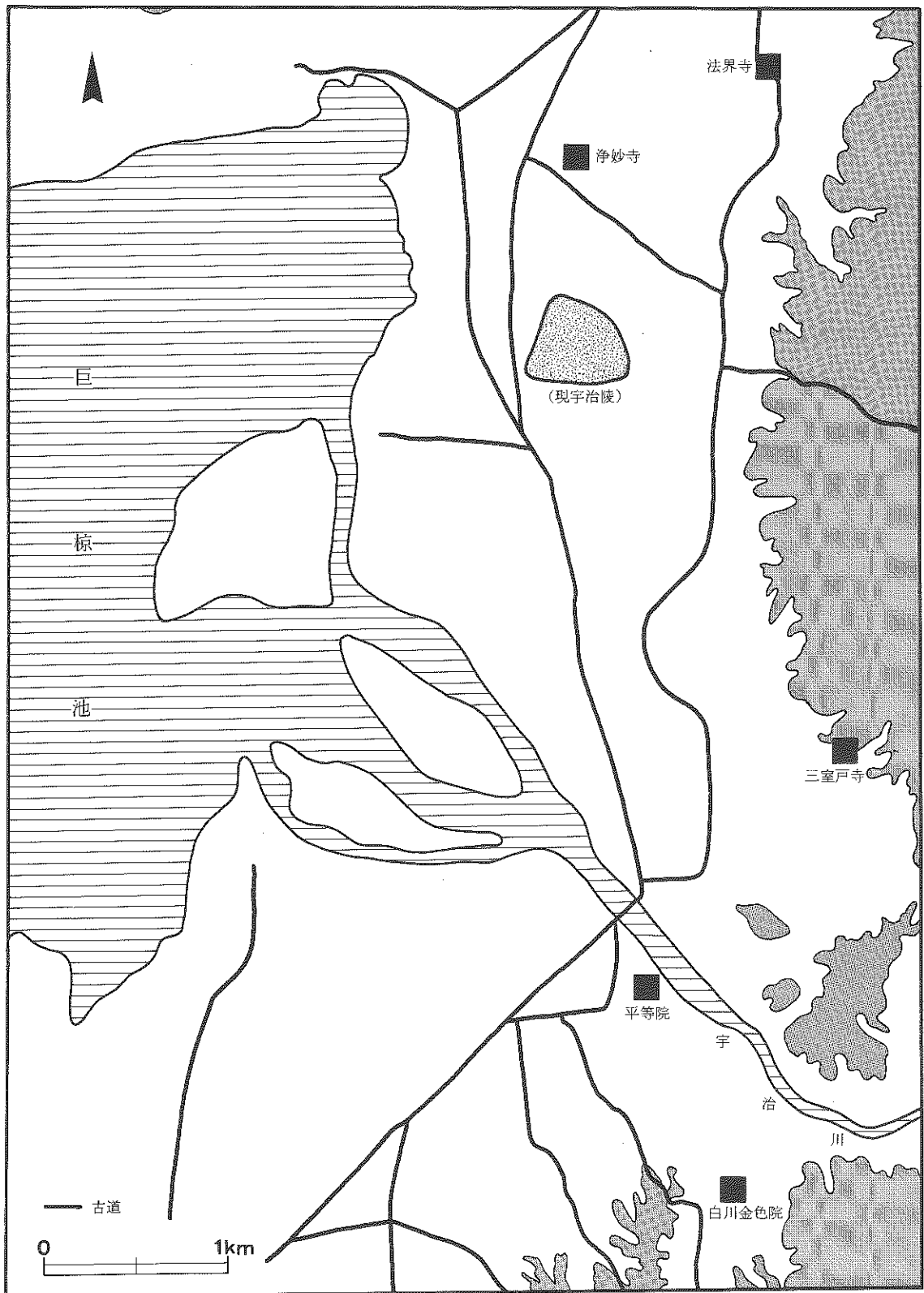
中世と考えられる軒瓦は、平等院や南都の諸寺院にも類例が見られず、その供給関係など明らかにし得ない。特に平等院との相違が注目されるところであり、摂関家渡領として引き継がれてきた平等院と、文献からはその痕跡のうかがえない浄妙寺との差なのかもしれない。しかし、平等院の調査が緒についたばかりの段階であるため、今後の調査の進展によって変わってくる可能性もある。なお、最も多く出土した軒平瓦Fは、室町時代中頃と考えられ、これより新しい軒瓦は見られない。この瓦が浄妙寺最後の葺き替え瓦となるものと思われるが、これは浄妙寺焼き討ちの記事とも合致する。瓦から見る限り、寛正3年の焼失後には三昧堂の再建はなかったとすることができる。

B 平安期の宇治の主要寺院

平安時代、宇治に建立されていた寺院として、浄妙寺・平等院・三室戸寺・白川金色院の4寺院があげられる。以下、浄妙寺を除く各寺院について、歴史的背景をごく簡単に述べ、それぞれから出土した瓦についてここでは生産地系列を中心に考えてみたい。

① 平等院（宇治蓮華） この地には平等院以前より貴族の別業が存在したことが文献資料にみられ、『扶桑略記』の寛平元年(889)12月の条の源融の別業が最も古くさかのぼる。源融の没後には、宇多天皇の所領となり、「宇治院」と称されたという。宇多天皇崩御後、その子六条宮敦実親王に伝領され、さらに左大臣源重信に伝領されたと考えられている。そして長徳4年(995)の10月、源重信の未亡人から藤原道長が買い取ったことを『花鳥余情』は伝える。これが道長の宇治殿である。万寿4年(1027)12月、道長が没すると、宇治殿はその子頼通に伝えられた。平等院は、末法初年にあたる永承7年(1052)3月、関白頼通が宇治殿を寺としたものである。翌天喜元年(1053)には、阿弥陀堂(鳳凰堂)が供養され、これ以後藤原氏一門によって多くの堂塔が建立され、壮大な寺観を呈していた。しかし鎌倉時代以降、宇治川を挟む数度の兵火によって多くの堂塔が焼失し、現在では阿弥陀堂を残すのみである。

平等院の発掘調査は、庭園整備事業の一貫として平成2年度から開始され、現在も継続している。平成2年度の一次調査⁴⁾では、阿弥陀堂のある中島を5つのトレンチを設定して調査を行った。その結果、遺構では創建当初の石敷きの洲浜を良好な状態で検出した。遺物では



第38図 平安時代における宇治の主要寺院

軒丸瓦が55点、軒平瓦が44点出土し、時期的には平安時代から江戸時代にかけてのものであった。

これらの瓦と、調査以前から採集されている瓦とを合わせて平等院の平安期の軒瓦を考えてみたい。生産地系列で見ると、河内系、南都系、中央官衙系の3系列に分類することができる。

河内系の軒瓦は最も多く出土する。いわゆる河内向山瓦窯系の瓦である。このタイプの瓦は、平等院周辺では三室戸寺、醍醐寺そして浄妙寺から出土する。平安時代後期に比定されるものである。

南都系の軒瓦は平安時代前期から後期まで見られる。最も古く位置付けられる瓦は、法隆寺と同範のもので、道詮律師による貞観元年(859)の東院舍利殿、絵殿の修理時に用いられたとされる瓦である。

中央官衙系の軒平瓦の中には、中心飾に「栗」の文字が刻印されたものがあり、『延喜式』巻34木工寮所載の栗栖野瓦屋の製品であろう。10世紀中頃のものと思われる。

発掘調査以前では南都系の軒瓦が大半を占め、平等院と南都の寺院との関係が考えられてきた。現在平等院の軒を飾る瓦は、昭和の大修理の際に葺きかえられた軒瓦であり、その軒瓦の文様は、関野貞氏が中堂屋根裏より発見された軒瓦をもとにしている。南都興福寺永承年間再興瓦と同範の軒瓦である。しかし今回の発掘調査で、南都系の瓦以上に従来見られなかった河内系の軒瓦が多量に出土したため、これまでの考え方が見直されるようになった。現在河内系瓦の搬入の解釈としては、平等院創建の頃より存在していたと考えられる平等院最大の荘園、河内玉櫛⁵⁾荘との関係が想定されている。玉櫛荘は河内向山瓦窯の北北西約1 kmに位置する。

② 三室戸寺(菟道滋賀谷) 寺の創建については諸説があり、寺伝によれば宝亀年間(770~781)に光仁天皇の勅願により大安寺の僧行表が開基したとし、一説によれば智証大師円珍の開基と伝える。また延久3年(1071)の行尊の巡礼に基づく『行尊巡礼記』では、寺の創建を10世紀としている。このように確実な創建年代は不明であるが、文明年中(1469~1487)に現在地に移り、それ以前の寺地に関しても諸説があり不明である。康和元年(1099)に白河、堀河両天皇の帰依を受け、三井寺から来住した修験僧隆明が伽藍を大規模に修造したと伝える。平安時代末期の三井寺座主行尊が記した『観音霊所三十三所巡礼記』によれば、当寺は西国観音霊場33か所の10番札所であり、多くの巡礼をむかえたとされるが、後に数度にわたる戦火のため徐々に衰えていったらしい。現存の建物は江戸時代後期のものである。

三室戸寺では同寺保管品として、表採された平安時代の軒瓦がある。現在のところ確認した限りでは、軒丸瓦・軒平瓦がそれぞれ1点ずつである。軒丸瓦は河内向山瓦窯系のもので

あり、軒平瓦は西賀茂瓦窯と同範⁶⁾である。西賀茂瓦窯の報告書では、NS209と設定された軒平瓦である。この瓦窯の操業時期は、8世紀終りの平安京造営当初から9世紀中頃までと考えられており、瓦窯の操業年代から三室戸寺の創建は9世紀中頃以前に遡る可能性が考えられる。

③ 白川金色院（白川宮ノ前・宮ノ後・娑婆山） 頼通の娘で後冷泉天皇の皇后となり、後に四条宮と呼ばれた藤原寛子の発願によって建立されたと伝えられる。文珠菩薩を本尊として、康和4年(1102)に供養が行われたという。

白川金色院は昭和55年に公民館建設に伴う調査⁷⁾が行われ、池状遺構ならびに島状遺構を検出した。瓦は軒平瓦が2点出土したが、中世以降のものであった。この他には表採ではあるが、剣頭文軒平瓦がある。平安時代後期の中央官衙系瓦屋のものである。

以上、平等院・三室戸寺・白川金色院の瓦の様相をみてきた。各寺院の瓦のデータが少なく、またそれぞれの寺院の歴史的背景が違うため、ただちに比較検討するのは困難であるが、最も興味深いのは河内系瓦の位置付けであろう。河内系瓦は平安京内からも出土するが、ごく少量で、平安時代後期地方窯が隆盛を迎え京へ多量に搬入される中で、けして優勢な瓦群ではない。ところが平等院では中心的な位置を占めており、鳳凰堂では康和3年(1101)の右大臣忠実による修理で、河内系瓦が使用されたと考えられている。このことは、前述したとおり平等院領玉櫛荘との関連が妥当であるならば首肯できる。問題となるのは、宇治市内の各寺院に河内系瓦が供給されている点である。もっとも浄妙寺については、藤原氏関連寺院ということで、平等院を介して瓦の供給を受けた可能性も考えられる。しかし三室戸寺については関連性を見出しにくく、その説明が困難である。

これらの寺院を関連付けられるものとして、あくまで可能性として考えられるのは、園城寺の存在であろう。三室戸寺は先に述べたとおり、円珍開基の伝承を持ち、園城寺とは深い関連を持っている。平等院では、明確には中世以降のようであるが、園城寺の僧が平等院別当になるなど、深い関係を持つようになっていく。また白川金色院では、金色院のある白川別所の成立が、11世紀末頃園城寺の僧證朝の堂舎建立に始まることが伝えられている。ちなみに證朝は、平等院の別当でもあったという。この伝承が史実であるならば、平等院もまた11世紀段階から園城寺との関係を深めていたということになるだろう。このように見てみるならば、宇治のすべての寺院に關係を持つ園城寺を背景にして、平等院に主に供給されている河内の瓦が、他の寺院にも供給されたことも可能性としては考えられるのではないだろうか。

しかし園城寺と平等院、園城寺と三室戸寺の「關係」が一体どんなものであったのか、これを示す史料や研究は少なく、瓦の供給にまで立ち入るものであったのかを論議する材料を現在持つてはいない。そして、現在判明している各寺院のわずかな資料を見る中でも、その

瓦の内容がそれぞれ異なっており、そこから判断しても瓦の供給に関しては様々な問題をはらんでいることは間違いないであろう。ここでは、瓦供給システムの背景の一つの可能性を指摘し、この項を終わりたい。

(註)

- 1) 鈴木久男「一本造り軒丸瓦の再検討」『畿内と東国の瓦』京都国立博物館 1990。
- 2) 植山茂「11世紀後半の平安京所用瓦」『朱雀』3 1991。
- 3) 服部実喜、余語琢磨「称名寺境内出土の中世瓦」『物質文化』第53号 1990。
- 4) 『平等院阿弥陀堂中島発掘調査報告』宗教法人平等院 1991。
- 5) 吉村亨「形成期の平等院領について」『紀要 開館10周年記念論集』京都市歴史資料館 1992。
- 6) 「西賀茂瓦窯跡」『平安京跡研究調査報告』第4輯 財団法人古代学協会 1978。
- 7) 「白川金色院跡」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第1集 宇治市教育委員会 1982。

3. 文献から見た浄妙寺

浄妙寺の創建

藤原氏政権の最盛期を築いた藤原道長は、「御堂関白」と通称されたように、仏教への関心が強く、また造寺・造仏にも熱心であった。そのことは生涯での宗教的大事業ともいうべき2大寺の建立に如実にあらわれている。一つは通称の「御堂」の名の因となった法成寺、もう一つは道長40歳の時に宇治木幡の地に建立した浄妙寺である。浄妙寺は創建当初の華々しさに比して史料的には乏しいというのが現状であるが、残された史料により浄妙寺の推移を見てみたい。

浄妙寺関連の記事の初見は、藤原道長自身の日記『御堂関白記』長保6年(1004)2月19日の三昧堂建立地の点定についてのものである。

木幡三昧堂可立所為定、到彼山辺、從鳥居北方河出、其北方有平所、道東、清明朝臣・光榮朝臣等定也

昭和42年の発掘調査および今回の発掘調査により、文中の河は現堂ノ川の旧流路、鳥居とは当時五ヶ庄柳山にあったとされる許波多神社の旧地をさすものとされ、浄妙寺の三昧堂の跡地として、現木幡赤塚の木幡小学校域がほぼ確定しつつある。

寺名は上記の建立地点定の際に「木幡三昧堂」と見えるほか、「木幡堂」¹⁾「木幡寺」²⁾などと表記されている。そして、供養当日までには大僧正観修により「浄妙寺」³⁾と名付けられている。観修は道長栄進の修法⁴⁾や道長の病氣平癒の祈願に功⁵⁾あって道長の信任を得て、浄妙寺別当に任じられた、道長とは親昵の僧である。「浄妙」というのは仏語からの命名であろうから、「木幡」という地名に由来する寺名と併用されていたのであろう。三昧堂の供養がすみ、「浄妙寺」と命名以後も「至木幡寺」⁶⁾「詣木幡寺」⁷⁾という記載が見られるが、「着浄妙寺」⁸⁾「浄妙寺南方」⁹⁾などと、やはり「浄妙寺」と記載されるほうが多くなる。道長は寺地が定まってからも、「見木幡堂所」¹⁰⁾「見木幡堂立垣等、還来」¹¹⁾「見木幡造堂」¹²⁾と自ら頻繁に木幡に足を運び工事の進行に気を配り、建立への意欲が並でないことを示している。

寛弘2年(1005)10月19日、浄妙寺三昧堂供養の日を迎えた¹³⁾。当日道長は京都を寅剋(午前4時)ごろ出発し、辰剋(午前8時)に寺に到着している。未剋(午後2時)ごろより供養の儀式が始まり、終了したのは酉剋(午後6時)というから4時間に及ぶ仏事であった。法華經百部など多くの經典も供養されたが、その内の一部は道長の日記に「初木幡三昧經書」¹⁴⁾と見えるように、4カ月前から準備し道長手ずから書写したものであった。

また、三昧堂には康尚作の普賢菩薩一体が安置された。康尚は平等院の阿弥陀仏の作者として有名な定朝の師とも父ともいわれる当時第一の仏師で、道長家や宮廷とも関わり深く、

道長が晩年に建立した法成寺の九体阿弥陀仏の造仏にも関与している。そして今回の功に対して寛弘2年10月23日に禄を賜っている¹⁵⁾。

寺名の額は平安時代の三蹟の一人に数えられる能筆家藤原行成が道長の命により書いており、額は南門・西門の2カ所に懸けられ、南門は楷書で、西門は草書で書かれたとある¹⁶⁾。

門額の史料から浄妙寺に少なくとも南門・西門の2カ所の門が存したことが知れるが、創建時から鐘も鑄造されている。

鑄木幡鐘、卯時許出立、同道上達部帥、春宮大夫、右衛門督、中宮権大夫、権中納言、左大弁、大蔵卿、修理大夫、三位中将、宰相中将、鑄鐘午時、不快、彼寺客殿初食、亥時許還来、即与五人上達部参内宿、調鐘不足不快、仍加焼銅鑄加、時刻多移、不審無敷工等賜禄（『御堂関白記』寛弘2年9月28日条）

と見えるのが鐘鑄造の初見で、その大きさは『権記』によれば「一尺鐘」¹⁷⁾とある。藤原行成は額と同様、鐘銘の書も依頼されており、寛弘2年(1005)9月26日には2行彫り損じるとい¹⁸⁾う事故もあったが、式当日には無事に間に合い、巳時に撞かれている。その音を聞いた道長は「巳時吉時打鐘、々声如思」¹⁹⁾と感嘆している。

また、三昧堂建立の2年後の寛弘4年(1007)12月2日には多宝塔の供養が行われている²⁰⁾。塔についての初見は『御堂関白記』寛弘4年10月10日条の

到木幡塔処、以明肇僧都、对方普門寺塔金物借持来
という道長の造塔地見学の記事である。

このうち、12月2日の供養の当日までに11月23日、11月28日、12月1日と、数回道長は現地に足を運んでいる。塔の金物を借用したという普門寺については、寺そのものの詳細についても不明で、また、なぜ道長が普門寺の塔の金物を使用することにしたのかも残念ながらわからない。当時、普門寺の塔は破壊しており、廃材を流用したのかもしれない。大江匡衡作の「供養同寺(浄妙寺)塔願文」²¹⁾には塔建立の経緯について

方今此寺有仏像焉、有經典焉、有禅侶焉、有鐘樓焉、有房舍焉、有庖浴焉、道場之体漸具、其下成聚成邑、唯其所無者塔婆而已、風聞、若善男子善女人等、以清浄心、造仏塔と記載されており、徐々に整備されていく伽藍の中で、多宝塔の建立も待たれるところであった。塔内には釈迦・多宝の2如来、普賢・文珠・観音・勢至の4菩薩が安置されている。

浄妙寺建立の意図

寛弘2年の三昧堂、同4年の多宝塔の供養で浄妙寺の主な殿舎の供養は終了したわけであるが、ここで道長の浄妙寺建立の意図について考えて見たい。

それについてはまず、寛弘2年10月19日の三昧堂供養の日の「為左大臣供養浄妙寺願文」（『本朝文粹』巻13）が参考となる。

昔弱冠著緋之時、從先考大相国(藤原兼家)屢詣木幡墓所、仰三重瞻四域、古塚累累、幽墜寂寂、仏儀不見、只見春花秋月、法音不聞、只聞溪鳥嶺猿、爾時不覺淚下、竊作斯念、我若向後至大位、心事相諧者、争於茲山脚、一堂修三昧、福助過去、恢弘方來、思以涉歲、不敢語人、爰承累業之慶、浴皇華之恩、年三十極人臣之位、十一年忝王佐之仁、皇帝之為舅也、皇后之為父也、榮余於身、賞過於分、如履虎尾、如撫竜鬚、因茲雖趨朝廷、雖居私廬、發菩提心、凝道場觀、行往坐臥事三宝、造次顛沛婦一乘、抑檢家譜、万歳藤之榮、所以卓犖万姓、其理可然、何者始祖内大臣(藤原鎌足)、扶持宗廟、保安社稷、淡海公(不比等)手草詔勅、筆削律令、興仏法詳帝範、其後后妃丞相、積功累德、寔繁有徒矣、建興福寺、法華寺、開勸学院、施藥院、忠仁公(藤原良房)始長講會、昭宣公(藤原基經)点木幡墓所、貞信公(藤原忠平)、建法性寺修三昧、九条右相府(藤原師輔)建楞嚴院修三昧、先考(藤原兼家)建法興院修三昧、此外傍親列祖之善根徳本、不遑稱計

この願文によれば、道長は幼い時、父兼家に連れられて行った木幡墓所の荒廢が永年心に残り、いつか自分が大位に昇ることあれば、不比等以来の先祖がそれぞれ寺社の建立を始め、善根を積んで来たように、木幡の地に一堂を建てて三昧を修めようと思っていたというのが大意である。

建立に至る道長の5・6年を見てみると、長徳4年(998)3月ごろより病にかかり、左大臣の職を辞して出家の意志を表明し²²⁾、再度、長保2年(1000)4月・5月にも病により辞表を提出しており²³⁾、辞表は却下となっているものの体調はあまりよくなかったようである。また、寛弘元年(1004)6月には恵心僧都・源信の病に際し、使者を遣して見舞い、同2年には藤原行成に命じて『往生要集』を書写させるなど²⁴⁾、浄土教的なものへの傾斜も見られる。さらに長保3年(1001)には道長の榮進に大きな援助をおくり続けた姉東三条院(詮子)が死去しており²⁵⁾、道長の心の中に寺院建立の念が発起したのは当然かもしれない。

しかし、浄妙寺建立には、単に道長の精神的な面以外にも、政治的な意図も充分考慮に入れなければならない。道長が木幡の地にこだわった理由もここにある。道長が浄妙寺建立の地を木幡に求めた理由については、三昧堂と同日に供養された梵鐘の鐘銘に次のように記されている(『政事要略』巻29)。

木幡山者、左青竜、右白虎、前朱雀、後玄武之勝地也、四方似城、百里不絶、元慶太政大臣昭宣公(藤原基經)相地之宜、永為一門埋骨之処、爾来氏族弥広、子孫繁昌、帝后必出於此門、王侯相将濟々焉、爰皇朝親舅左丞相、准曩祖墓域、多武峰側建立妙楽寺、修常行三昧之例、茲山下創建道場、修法花三昧、額曰木幡寺矣

藤原氏と木幡との深い関わりは基經が木幡を「一門の埋骨所」と定めた時より始まるという。基經の墓は『延喜式 諸陵寮』には「次宇治墓」として、現在では宇治37陵中、木幡の

許波多神社境内にある36号陵が基経の墓に比定されている。同じく「諸陵寮」には基経の祖父にあたる藤原冬嗣の後宇治墓、その夫人の美都子の次宇治墓、また、基経の息子の時平の又宇治陵(現35号陵が比定されている)などが宇治郡の地に存在する墓として記載されている。基経の子忠平の日記『貞信公記』には「参宇治並極楽寺」(延喜9年10月8日条)、「参拜宇治、又入極楽諷誦、例也」(延喜14年9月13日条)、「参拜宇治、又詣極楽寺行諷誦、例也」(延長3年11月20日条)と伏見深草極楽寺と宇治を訪れた記事が散見する。基経の墓所については『大鏡』第2巻に「おとゞうせたまひて、深草山におさめたてまつる夜、勝延僧都のよみ給える」と記されているように、深草に葬られているが、先の『貞信公記』に「宇治に参拜」、「極楽寺に詣でる」とあるように、宇治にも参拝する墓所があったと考えられる。平安時代の後期の史料となるが、藤原忠実の談話を筆録したとされる『中外抄』に、

康治二年九月廿五日、候御前仰云、我先年故殿御共ニ参法輪寺之時、小松木乃有リシニ馬を打寄て手を懸ムトセシカバ、故殿仰云、あれは鷹司殿の御葬所なり、抑墓所には御骨を置所也、所敬也、葬所は嗚呼事也、又骨をば先祖乃骨置所ニ置ケバ、子孫乃繁昌也鷹司殿の骨をば雅信大臣之骨乃所ニ置、後繁昌云々

という談話が収録されており、このような葬所と墓所という考え方がいつのころより一般的となるのかわからないが、基経にも極楽寺のほか、宇治に埋骨所とでもいうべき墓所があったのではないかと考えられる。

また、木幡と基経との関係について『栄華物語』巻15の勸物に興味ある記載がある。『栄華物語』本文中の「又、木幡といふ所は」という箇所勸物に

木幡事、古老伝云、件所者橋広相之領也、昭宣公伝領給、点定子孫之墓所給云々
という注記があり、木幡の地は基経が橋広相から入手したものと書かれている。

基経が関白になった時に提出した上表の勅答に「宜しく阿衡の任を以て卿が任となすべし」という言葉があったため、基経が「阿衡には執職なし」として出仕をやめてしまい、宇多天皇と基経の間で関白職の職務について、当時の中心的な学者を巻き込んだ大論争「阿衡の紛議」が起こったが、その発端となった宇多天皇側の勅答の作者が橋広相である。いわば、基経の政敵にあたる人物である。まだ伝承の域を出ず、真偽については更なる検討を要するが、橋氏といえば橋諸兄が井手左大臣、氏公が後井手右大臣と称されているように南山城と因縁が深く、また、諸兄の祖父には栗隈王がおり、宇治との関連も皆無というわけでもなく、一考の価値はあると思う。基経は関白になる3年前の元慶8年(884)に太政大臣に就任するが、この時も太政大臣の職掌について諸博士に意見を答申させており、娘を入内させて、天皇家との私的関係の強化を進めつつ、太政大臣・関白²⁷⁾といった役職の権限の確認・強化に努力した人物である。

また、当時の藤原氏の状況を見ると、奈良時代の北家・南家・京家・式家の四家分立時代から、基経の祖父冬嗣が嵯峨天皇の蔵人頭となって以後、北家優位となっていき、さらに、基経の養父良房の時には承和の変、応天門の変などで他氏排斥に成功しており、藤原氏北家として結束して権力を伸張しようとしていた時であった。それ故、公的権力の拡張をはかるとともに、基経は木幡に一門埋骨所を置きその精神的支柱にしようと考え、『栄華物語』や『大鏡』が述べるように、生前より木幡の地を「一門埋骨所」として点定したと思われる。

そして道長も、基経と同じく木幡の地に「一門埋骨所」を設け、摂関家としての精神的拠り所を求めたのだと思われる。道長と木幡との出会いは、もちろん基経以来の由緒ある地としての認識があったことと、加えて浄妙寺建立の6年前の長徳4年(998)ごろに宇治別業を買得たことである。これ以後、公卿も引きつれての大々的な宇治行だけでも、長徳4年(998)10月2日²⁸⁾、長保元年(999)8月9日²⁹⁾、長保5年(1003)5月27日³⁰⁾と3度にも及び、宇治への往来頻度は非常に増している。

このような頻繁な宇治への往来の中で、当然木幡も見聞していたし、改めて若年の大願が思い出されたことと思う。道長が宇治に別業を所持してまもなくの長保3年(1001)閏12月22日、一条天皇の国母として、道長政権を援護していた道長の姉東三条院詮子が死去すると、その遺骸は烏辺野に葬られ、さらに25日には

兵部大輔兼隆懸御骨於頭、向宇治山、僧正明豪相従、左大臣以下院司女房等、相共帰本宮

とあり、遺骨は宇治山に納められている。また、その宇治山は『栄華物語』巻7によれば、殿(藤原道長)は暁には御骨かけさせ給て、こはたへおはしまして、日さし出てかへらせたまへり。

と記載されており、木幡であったことがわかる。

また、同閏12月10日には藤原基経の娘で醍醐天皇の皇后となった藤原穩子の宇治陵、道長には伯母にあたり、村上天皇の皇后となった藤原安子の後宇治陵、道長には従兄にあたる冷泉天皇女御藤原懐子の今宇治陵に諸国から献上された幣物を朝廷から近陵・近墓に献上する荷前使が派遣されている³¹⁾。単に年中行事としてかたづけられなくもないが、この時期、廟堂の首席は左大臣道長であり、藤原氏所生の女子の三陵への派遣について彼の意見が強く働いていたことは確かであろう。これ以前にも藤原氏関係の墓所が木幡に存在していたことは確かであるが、道長との政権争いに破れ配流となった藤原伊周が父道隆の木幡の墓に詣でた時の状況を『栄華物語』巻5には

それより木幡に参らせ給へるに、月明けれど、此ところはいみじうこ暗ければ、その程ぞかしと推し量りおはしまいて、かの山近にてはおりさせ給て、くれぐれと分け入らせ

給に、木の間より漏り出たる月をしるべにて、卒塔婆や釘貫などいと多かる中に、これは去年の此頃の事ぞかし。されば少し白く見ゆれど、其折から人々あまたものし給ひしかば、いづれにかと尋まいらせ給へり。そこにては万を言ひ続け、ふしまろび泣かせ給けはひに驚て、山の中の鳥けだ物声をあはせて鳴のゝしる。

と記述されており、墓所には簡単な柵がめぐらされているのみで、それらを守るべき寺とてなかったようである。そこで、中関白家(道長兄道隆の家系)との政争も決着が付き、娘彰子の入内も果たし、息子頼通・教通などがやっとならに席を占めるようになったこの長保年間から寛弘年間に、道長は一門の埋骨所を整備し、それらを守るべき寺院を建立し精神的な核として、道長家が撰関職を継承していくべき家柄として定着すること、言い換えれば「撰関家」の形成といったことを意図していたのではないかと考える。それ故、発意を基経時代に求め、場所も京都と並んで藤原氏と身近な地であった宇治にその地を選定したのである。この点、同じ道長の建立にかかる寺院でも、道長晩年に建立された法成寺と異なり、浄妙寺の建立は道長の政治的意図も強く反映している。

道長時代の浄妙寺

以上のような道長の意図が浄妙寺建立以後、道長家や藤原氏内において具体的に表れているかであるが、道長生前中に死去した妍子・嬉子の二人の娘については、当然のごとく葬送は他所で行われ、遺骨は木幡に納められている³²⁾。また、道長は寛仁元年(1017)2月27日には父母姉の墓参に木幡を訪れているが、その時の様子を『御堂関白記』はつぎのように記している³³⁾。

詣木幡、相従上達部十人許、参着歩入先公・先妣、次参女院、退着浄妙寺、別当律師定基儲寺家食上下、三綱・三味僧等祿、律師又引出馬、

これによれば、道長の父母・姉の墓が木幡にあったことになるが、姉の東三条院は死去後まもなく木幡に埋骨されたのは先に述べた通りであるが、父母である兼家・時姫については、他の史料で確かめられないから、浄妙寺の供養願文の中で「方今時時、詣墳墓、為建寺詣点形勝、向彼松下、則碱二恩父母之廟壇、問此巖頭、亦瘞同胞兄弟之芳骨」と記載されているように、道長が納骨した可能性も考えられる。

また、道長家以外の藤原氏と浄妙寺の関わりであるが、当時、道長を長とする九条流と藤原氏を二分していた実頼・実資を長とする小野宮流の藤原懐平の娘御匣殿が、長和4年(1015)4月2日に死去した際には、同月5日には木幡に埋骨されている³⁴⁾。また、小野宮流との関わりをいうなら、寛仁元年(1017)6月5日奈良の般若寺に葬られた実頼の孫にあたる藤原蓮子の遺骨が寛仁2年7月19日には木幡に改葬されるが、それが適切であるかどうかはしばし議論になった時、当時の小野宮流の長である小野宮実資は次のような意見を述べている。

大納言(藤原公任)書云、一日源大納言(俊賢)書云、故宮(藤原遵子)子孫不御坐、仁和寺親王御骨為紛失了、其彼(ママ)可為善、不可必奉移木幡者、此事如何者、答对云、仁和寺例非一門事、先祖占木幡山為藤氏墓所、仍奉置一門骨於彼山、專不惡也、藤氏繁盛、帝王国母于今不絶、抑有御遺命有何事乎、無指事不可被背跡哉、抑可在高慮歟(『小右記』寛仁2年6月16日条)

小野宮流の実資が木幡山は「藤氏墓所」と言い、一門の埋骨所として認めていることは注目に値する。この記載がある寛仁2年は浄妙寺建立から10年余経た時であるが、道長家のみでなく藤原氏の他家にも道長の意は浸透しつつあったことをうかがわせる。

また、前にあげた道長の墓参の記事によれば、食事など来訪者についての雑事は浄妙寺が行なっている。しかし、たとえば東三条院についての法会は慈徳寺³⁵⁾が、兼家についての法会は法興院が多く用いられているように、浄妙寺そのもので藤原某の法会が行われることはなかったようである。浄妙寺はあくまでも埋骨所を管理すべき寺であったといえる。この他、道長生前の浄妙寺の史料としては、治安3年(1023)2月29日には春日祭使が南都へ向かう際に、宇治の道長および浄妙寺別当定基の屋形船を借用した記事³⁶⁾もあり、藤原氏関係の行事にも協力していたことがわかる。

そして、万寿4年(1027)12月4日、法成寺で藤原道長もその生涯を終える。道長は死期が近づくと、法成寺の阿弥陀堂に入り、九体の阿弥陀仏より五色の糸を引き極楽浄土へと旅立っている。その遺体は鳥辺野で荼毘にふされ、その後遺骨は木幡に埋骨されている。その時の様子を『栄華物語』巻30は次のように記している。

さてよろづに悲しくて、暁方にぞ殿ばら・さべき僧など集りて、御骨拾はせ給て、瓶に入れて、右中弁のりのぶ懸け奉りて、定基僧都もろともに木幡に率て奉りつ。さべき年頃の人々皆参る。

道長は自身が建立した2大寺、法成寺で死去し、浄妙寺が守る木幡の地に埋骨されたのである。

道長以後の浄妙寺

道長のあとを嗣いだ頼通時代の浄妙寺については、頼通が「宇治殿閔白」と称せられ、さらに平等院の建立と、宇治との関係でいえば藤原氏の中でも最も密接であったわりには史料が少ない。道長死去後、頼通時代の史料としては、長元元年(1028)に浄妙寺の僧が、法成寺念仏僧を勤仕し、非時料を支給されている記事³⁸⁾、康平元年(1058)2月23日の法成寺焼亡の件を、3月30日に木幡の道長の墓所に使者を派遣して報告している記事³⁹⁾などがあるが、康平5年(1062)8月29日、頼通が道長の墓所に詣でた際の『康平記』の記事はこの時代の浄妙寺について多くのことを知らしてくれている。

殿下(藤原頼通)令參木幡給。(中略)未剋着御寺大門、於南橋殿解御劍把御笏、先入御山中従大門東行、六条中納言、四位少将隆綱、家司三人実綱、資良、定家、職事三人俊經、行房、良綱、御隨身扈從、召山守被問先公大相国御墓所、敷円座有奉拝^{見供御}次入御寺門御坐三昧堂、(中略)次給所司已下祿

勾当三人	各二疋	知寺四人	各一疋
堂達一人	一疋	預一	一疋
山守男三人	各一疋	專当六人	各布一反
出納三人	各一疋	鑑取二人	各一疋
堂童二人	各一疋		

次有引出物。別当靜円僧都馬一疋、申剋事了還御於伏見給、御前上官并御隨身十四人祿如例、入夜帰洛給

康平5年は浄妙寺の建立から約60年を経ているが、まず殿舎については、大門・南橋殿の存在が確認できる。大門は建立の際に南門と出てくる門で、浄妙寺の正門である。また、門についていえば、建立当初からある西門以外に、墓所に参拝後、三昧堂に入る前に「次入御寺門」とある寺門は南門・西門とはまた別の門で、康平元年、法成寺焼亡の報告の使いを派遣した記事に「木幡先公御墓所有告文、於中門被立使者」と見える「中門」のことと考えられる。この中門はおそらくは大門と三昧堂の間に存し、堀も設けられ、その側に橋殿が位置したと思われる。また、「南橋殿」とあるから、堀をはさみ北側にも橋殿と呼ばれる殿舎があったことが想像できる。橋殿の用途としては、頼通が橋殿で解剣しているように、墓参のために衣服を整えたりするのに用いられた殿舎であろう。

さらに興味深いのは浄妙寺の構成員についてである。創建時の浄妙寺の構成員については『栄華物語』巻15に

やがて三昧堂を建てさせ給ふ。僧坊を左右に建てさせ給ひ、中に馬道をあけて、十二人の僧を住ませ給ふ。別当・所司を定めさせ給て、夏冬の法服を賜ひとあり、若干のことはわかるが、この史料によれば、僧身分である勾当、知事ほか僧身分ではないと思われる人々をも含め、常時20人以上の居住者がいたことがわかる。中でも山守男は頼通を道長の墓に案内しているように、墓所の管理にあたる役職であったと思われる。

また、山守の道長墓への案内経路をみていると「先入御山中、従大門東行」と記されており、一門の墓所は南門より入り、三昧堂を正面に東の山中に位置していたことがわかる。道長の墓所が例えば卒塔婆だけの簡略なものなのか、どのような状況であったかはこの記事だけでは不明であるが、それについては、道長の息頼通の墓所の有様が参考となる。

藤原師実が父頼通の墓参に宇治を訪れたのは、浄妙寺建立後ほぼ90年を経た、嘉保元年

(1094) 3月2日である。その時の様子を自身も随行した中御門宗忠は『中右記』に詳しく記している。

殿下(師実)令参詣木幡山陵給、仍辰時許、人々参会大炊殿西面、内府令参給、(中略)午刻著御浄妙寺南門前廊、先撤御劍、暫給盛長、令向山陵前給、(中略)先令洗御手給後御拜、山陵之前敷半畳^{北面、兩段再拜云々、先公宇治殿陵前也}、此間人々暫徘徊南門前、少時自山陵下還御、次入浄妙寺中、暫御三昧堂南庇、有御諷誦事、料布、塔西砌下打輕幄、積御諷誦新布、導師啓白之後、清家朝臣取被物給之、五位一人取布施、又寺諸司等於便所給祿、次堂西渡殿有御儲^{懸盤九前、以紅梅織物為打敷}、又渡殿西南北行廊、居上達部、殿上人饗、(中略)及未四点、欲有還御之間、賜御馬於別当増誉法務、(中略)今日御儲、皆悉彼法務所被謹仕也、

『中右記』の記すところでは、頼通の墓への参拝の様子を「山陵之前敷半畳、北面、兩段再拜云々、先公宇治殿陵前也」としているから、墓の前には畳や道長の墓の場合のように円座などを敷くスペースが設けてあり、恐らく墓は北向きに建立されていたと考えられる。また、諷誦の料布を塔の西に仮舎のようなものを立てて積むとあるから、寛弘4年(1007)に建立された多宝塔がこの時期依然として存在したことが確認できる。

頼通・師実の先公への墓参の記事により、その様子や浄妙寺の関わり方は多少判明したが埋骨の実態は未だ明らかではない。そこで、時代はやや後のことになるが、仁安2年(1167)7月27日に行なわれた藤原基実の埋骨の場合を例に、浄妙寺の埋骨の実態を探ってみよう。

藤原基実は保元3年(1158)より仁安元年(1166)まで撰関職を務め、仁安元年7月26日に死去している。当初遺骨は紫野雲林院の近くに位置した西林寺に葬られ、一周忌にあたる仁安2年7月27日に遺骨が浄妙寺に移されることになった。その指揮にあたった平信範は仁安2年1月23日に浄妙寺に下見に行き、三昧堂を礼したのち、墓守国正丸を指南として「代々の御在所」⁴⁰⁾を検知している。『兵範記』の表現によれば、遺骨を「木幡に移す」ではなく、「明暁先公遺骨可奉移浄妙寺」⁴¹⁾とあり、墓所と浄妙寺とが同一視されていたことがわかる。西林寺から遺骨を取り出し、木幡の墓所へ埋骨するまでを『兵範記』で追うと次のようである⁴²⁾。

引率男共参西林寺尼公駕車在門外(中略)次僧徒并塔中人々退下、信基・信季等奉取出御骨、瓶裏生絹云々、信基奉懸之(中略)未明着御木幡、信基下馬、自南辻入御、経浄妙寺門前、直入御々山、御墓守男共称路前行、下官前行^{為不織也}、密々候閑所、次奉殯山中先穿穴、知足院入道西方去三丈許頗寄北方、彈正忠頼繼、前主殿允知広役之^{用新鑄}、次奉殯穴底^{乍革袋うつふしに奉埋也、故実也}次埋土、其上立五輪石塔、又、構釘貫、其辺立六万本小卒土婆^{被誓法華經六部}(中略)次人々参向三昧堂、但卅日穢人不昇堂上

基実の例がすべての場合に当てはまらないが、浄妙寺への埋骨の大略はつかめる。まずいえることは、喪主や式の行事役に当たる人物は、山中の埋骨の場所には同行していないこと

であろう。この事は触穢を重んじる当時としては当然のことではあろうが、故基実より藤氏長者・撰関職を受け継いだ弟の基房は同道していないし、また、納骨の儀の行事を勤める平信範も穢にならないように閑所に候している。そして、主家の墓参の際に埋骨の地まで案内するのが山守の役目であった。山守については、この時は6人の山守が式後禄を貰っており、また、頼通の墓参の時は山守3人が禄にあずかっているから、10人ぐらいまでの員数が常住していたと考えられる。しかし、山守は埋骨所の管理にはあたるが、直接遺骨を埋める穴を掘ったりはせず、浄妙寺に以前に遺骨が納められていた所から遺骨を掘り出し、浄妙寺山中へ埋骨する人々は事前に決められていた。その任にあたった人々は浄妙寺三昧堂内にも入らず、納骨の儀以後、30日の穢に服している。

また、埋骨所の様子であるが、山中に藤原氏全体の卒塔婆が設けられているわけではなく、埋骨者一人一人について卒塔婆と五輪石塔が建てられ、釘貫で仕切られていたようである。藤原伊周が父道隆の墓に詣でた時、多くの卒塔婆がたち、周辺には簡単な釘貫がしてあるだけで、どれが父の墓か迷ったという記事が『栄華物語』巻5にみえるが、この記事と見比べても『栄華物語』の記載が誇張に過ぎるということはなさそうである。

以上、建立されて以後、平安時代を通じて史料で確認できる伽藍、藤原氏と浄妙寺、埋骨の実態、人的構成などについて述べてきたが、殿舎の装具についても若干の史料を紹介しておきたい。永久5年(1117)8月18日、三昧堂の宝形と火焰(仏像のものか)が盗難にあうという事件が発生している。この時には山木も折れて、御墓が鳴動し異変を知らせたという⁴³⁾。早速怪異を陰陽師に占わせ、盗まれた宝形などは浄妙寺が改めて整えることと決定した⁴⁴⁾。史料には頻繁には表れないが、盗掘・盗難の被害も少なくはなかったのではなかろうか。また、怪異の問題でいえば、永久3年(1115)3月26日にも「浄妙寺去今両月鳴給云々、仍病事之由ト之」⁴⁵⁾とみえ、多武峰・平等院阿弥陀如来坐像のように、藤原氏長者が慎むべき時や、藤原氏にとって大事があるときは怪異を起こし知らせている。それだけ、藤原氏にとって神聖化された存在となっていたのであろう。

この時期に限らず、浄妙寺の伽藍そのものの破損・修築の記事は余りないが、康和元年(1099)5月23日、関白氏長者藤原師通が木幡堂舎の損所を調べさせているから、このころ堂舎の破壊箇所があったのかもしれない⁴⁶⁾。

撰関家の人々を中心とした埋骨所の墓寺的存在であった浄妙寺であるが、撰関職そのものの権威も下降気味となり、院やその近臣が時代の主役となった院政期になると浄妙寺もそれら新勢力と全く無関係ではいられなかった。

後白河法皇がいまだ平氏と決定的対立を迎えず院政を行っていた承安3年(1173)3月10日、後白河法皇の近臣西光が浄妙寺境内に堂を建立する。西光は俗姓は藤原師光といい、藤原氏

とはいえ傍流である。なぜ、西光が浄妙寺内に堂供養を発願したかは不明であるが、当時右大臣で摂関家で重きをなしていた九条兼実も、その日記『玉葉』に

今日、伺候院入道法師^{名西光、左衛門尉入道也、故信西乳母子云々}、浄妙寺領立堂、令供養云々、上皇渡御、公卿、殿上人、院北面人等、濟々行向云々、可彈指之世也、導師三井寺前僧正、依院宣被請云々と冷やかに記しているし、⁴⁷⁾また、『百練抄』同日条には、上皇・公卿なども華々しく列席した当日の様子を世間は「過差」と称したとあり、藤原氏からも、世間からも歓迎された堂供養ではなかった。前時代の牽引車であった藤原氏の聖域とも呼びうる地域に、院政の風が吹き込んできたといえる事象ともいえなくもない。

鎌倉時代以降の浄妙寺

鎌倉時代の浄妙寺について、まず述べなければならないのはその管領形態に変化が起きたことである。鎌倉時代以前は藤原氏の一族か親昵の人物が浄妙寺の別当に任じられていたが建久3年(1192)1月21日、後白河法皇の意志により、法皇の息聖護院宮聖恵法親王が浄妙寺別当に就任することになった。時の関白氏長者であった九条兼実も悲憤ともいべき感情を日記に表している。

午時左大弁定長^{直衣}為院御使来伝勅定云、木幡浄妙寺別当職可補正(聖)護院宮、覚忠僧正譲与之、而木曾乱之時、入道関白奪之与覚尊、理不可然者、申云左右可在御定、但彼寺藤氏一安置其骨、法成寺入道相国殊有起請之状、仍寺務之仁又大旨為一族之人歟、粗他人雖相交、皆是長者之最也、今法親王御知行道理不相応、事又無便宜、抑又将来違乱之基歟、此等子細付言上雖有恐、推靈魂之所思、粗以上聞者、定長卿帰参了(中略)以定長重被仰下、猶早可補彼宮者、申承之由退出了(『玉葉』建久3年1月20日条)

「今法親王御知行道理不相応、事又無便宜、抑又将来違乱之基歟」とは、藤氏の伝統的な権威を、法皇に強引に侵食された藤氏長者の言としてはさもありなんというしかない。

この聖護院宮による浄妙寺の管領がどのように、いつのころまで続いたか不明である。しかし、寛元元年(1243)12月に禅定寺所属の平等院御香寄人と木幡住人との間に闘争が起こり、平等院御香寄人側に死者まででたが、その犯人中の二人は聖護院御所より検非違使庁へ引き渡され、一人は座主御房祇候人として逮捕されていないから、木幡と聖護院門跡が関わりを持っていたことがわかる。さらに、室町時代に入っても永享3年(1431)6月23日、伊勢盛行と源豪の間で浄妙寺執行職をめぐる争いがあった⁴⁸⁾時、源豪の陳状の文中に

如源豪陳状者、当寺者為聖護院門跡御管領在所、至執行職源豪譜代令相續之処、盛秀^{盛行}雖掠賜、依申披、応永十八年十月一日、以御書被返進門跡云々、還補之年号盛行訴状之旨令参差之上、縦一旦雖被充行、被返付門跡御内分明之上者、任当知行被閣之訖と源豪の執行職は聖護院門跡により認められている事を述べており、15世紀の半ば、依然と

して浄妙寺の管領は聖護院門跡の手にゆだねられていたのは確かであろう。

また、鎌倉時代の浄妙寺を考える上で、念頭に入れておかねばならないのは摂関家自身の変化である。道長以後、摂関職・氏長者には道長の家系につながるものが就任し、家柄としての「摂関家」が形成され、藤原氏をたばねていたが、院政期から鎌倉時代にかけて藤原忠通の息子の時代より、基実を祖とする近衛家と、その弟兼実を祖とする九条家に分かれ、さらに近衛からは鷹司家が、九条家からは一条家と二条家が分立し五摂家時代となる。このように摂関家自身が分裂・複雑化していくなかでの浄妙寺の存在を考えねばならない。

そこで、二大家系となる九条・近衛両家と浄妙寺の関連を示す史料を挙げると、まず、九条家との関連では遺骨を埋骨している記事が見いだせる。その一人は九条兼実の嫡子良通である。良通は文治4年4月20日に死去するが、父兼実が日記『玉葉』に

後聞、葬礼事了慈徳寺法印以下拾其骨、納二瓶、其一ハ渡浄妙寺、右馬権頭兼親懸之、経円行家両闍梨、経泰等相具也、後日兼親語云、路間両度有異香、狩衣胸被其香薫、疑彼骨香歟云々、是有先蹤事也、善人ハ其骨芳云々

と記す如く遺骨は浄妙寺に分骨⁵⁰⁾されている。また、同じく兼実の息良経が建永元年(1206)3月7日、従一位摂政氏長者の任にあり、38歳の時に死去している。その死を語る史料は「頓死」としており、寝所の天井から刺殺されたという怪死説まで出ているが、5月25日に種々の仏事が行なわれてた時、

於御墓所供養石卒塔婆、例時結願以前予退出、浄妙寺例時同結願

とみえ、良経の墓所は東山小松谷であるが、そこでの法要とともに、浄妙寺においても法要が催⁵¹⁾されている。この史料では浄妙寺に埋骨されていたかは不明であるが、浄妙寺においては単に忌日などの法要のみ催される例はなく、埋骨してあったのではないかと思われる。そしてこの良経には孫にあたる九条教実も死後浄妙寺に分骨されている。九条教実は寛喜3年(1231)7月5日より貞永元年(1232)10月4日まで後堀河天皇の関白を、次いで貞永元年10月4日から四条天皇の摂政となったが、嘉禎元年(1235)3月28日、26歳で死去している。死後の葬送については以下のように記されており、

夕晴、此日故摂政殿葬礼也、用如在儀、庇車居飼二人隨身候共、公卿平相公、両三位、殿上人両三、於最勝金剛東山有土(火力)葬事、臨暁無為遂了、已遺骨送浄妙寺、盛長愁歎々々、如夢如幻、今朝北政所 渡報恩院、以彼堂可為葬家所、御所僧円聴、時円、定快、清信、真尊、経永、護摩師、同聴無、慶政上人也、三道僧用報恩院祭(慶カ)仏聖人
(『玉葉』文暦2年4月3日条)

九条教実は最勝金剛院で葬送され、遺骨は浄妙寺に埋骨されている。

一方、近衛家と浄妙寺の関連であるが、近衛家が木幡に隣接する五ヶ庄を領有していたこ

ともあり、密接な関係をうかがわせる史料があって当然なのだが、いまのところ余り見いだせない。ただ、鎌倉時代の近衛家の中で浄妙寺殿、後浄妙寺殿と呼ばれる人物がいることは興味深い。浄妙寺殿と呼ばれたのは、近衛家基(1261～96)で伏見天皇の関白を一度途中で辞し、再任されて二期務めている。そして後浄妙寺殿と称されたのが家基の次男経平(1287～1318)である。経平は従一位左大臣に叙せられているが、摂関職には就任することなく32歳で死去している。さらに、経平の息で後岡屋殿と呼ばれた近衛基嗣は没後、その称号について、「後浄妙寺殿の方がよかったか」⁵²⁾といわれており、家基一族が浄妙寺付近と特に関係深かったことが察せられる。しかし、2人とも生存中に浄妙寺を訪れていたたり、また、死後埋骨されたことは史料では確かめることはできない。高階宗成の編になる『遺塵和歌集』の詞書の中に、「後近衛殿関白身まかりて、浄妙寺におくりおき侍りける時」とあり、後近衛殿は浄妙寺に埋骨されているが、『尊卑分脈』・『諸家伝』には「後近衛殿」を称している人物はみあたらない。しかし、高階宗成が『遺塵和歌集』を編纂をした正安2年(1300)は70歳ぐらいいであったと推察できること⁵³⁾や、『遺塵和歌集』の中での、宗成の近衛兼経や基平の呼び方⁵⁴⁾などから、後近衛殿とは浄妙寺殿と称されている家基ではないかと推察できることから、近衛家基は浄妙寺に埋骨された可能性がある。

木幡とは関係が密接な近衛側に浄妙寺への埋骨記事がみえず、東福寺という氏寺的な寺院を有する九条家側に埋骨の記事が散見するのは一見奇異に感じるが、死去した時が摂関職の現役か隠居後かなどが影響しているものと思われ、それについては別稿に譲りたい。

南北朝時代に入ると、後浄妙寺と称された経平の孫にあたる近衛道嗣が応安2年(1369)2月25日に木幡観音寺、浄妙寺、平等院を巡見を訪れている。その時の様子は彼自身が日記に記している⁵⁵⁾。

今日向木幡観音寺、其次巡見平等院委記、今日向木幡観音寺已剋出門(中略)先至浄妙寺於門前下輿見庭前花、即參堂方、其後向観音寺

短い記事ではあるが、浄妙寺の庭について触れられた数少ない史料である。また、浄妙寺に近接してあった観音寺はその場所・規模など不明な点が多いが、光明峯寺殿(九条道家)、岡屋禅閣(近衛兼経)の証判のある弘誓院入道大納言(九条教家)自筆の本願起請文を伝えているから、鎌倉時代の中ごろ、九条教家により本願開創された寺院であることは確かであろう。さらに、応安2年2月、道嗣が訪れた時の木幡観音寺長老は道嗣と同腹の兄というから、観音寺も摂関家と関わり深い寺であった。

近衛道嗣が浄妙寺を訪れてからおよそ100年の後の寛正元年(1460)6月10日、浄妙寺を訪れ、興味ある聞書を残した禅宗の僧がいる、雲泉大極である。大極は東福寺内にも庵を営んでいたが木幡にも住居している。浄妙寺を訪ねた大極は次のような話を『碧山日録』に記し

ている。

木幡之浄妙寺、御堂関白公創之、有修行某其遠裔也、修行之父幼時、号満千代有容色、時有青山児以清標見称矣、天山相公並寵嬖之、相公自画観世音像、着以此語曰、月生空際潮吼海門、入三摩地従聞思修、為満千代書之、修行出此像以求余、読之因知其台龍不淺也、光信曰、永平道元作仏成道偈曰、一見明星眼裏屑、全身墮在断常坑、月明正覚山前路、只欠寒猿啼一声

この時、浄妙寺には御堂関白道長の末裔と称する執行がいた。彼が語る所によると、父満千代は足利義満の寵を受けて、義満はその満千代のために手ずから観音像を描き与えたという。大極はその観音像を見せてもらっている。室町時代の浄妙寺の寺観を知ることはできないが、この時、浄妙寺が存在し、創建以来400年を経たこの時、まだ、道長との繋がりを伝える僧がおり、さらに足利將軍家とのつながりも伝承しているのは看過しがたい史料といえよう。

また大極は寛正3年10月23日に宇治を襲った土一揆について記載し、その中で浄妙寺が戦火に遭ったことを記している。

以路塞未帰靈隱而在木幡、徳政之盜自宇治県出者攻木幡御堂修行某房、遂破之、以火之為焦土也（『碧山日録』寛正3年10月23日条）

木幡だけでも100人の餓死者を出したという前年の飢饉ともあいまって、この年9月からの京都を中心とした土一揆は大規模なもので交通の要衝にあったことも災いし、木幡御堂も標的となってしまったのである。浄妙寺の廃絶について、『京都府宇治郡村誌』は延慶年間(1308~11)の兵燹で堂宇がことごとく焼亡したと記しているが、15世紀中ごろまで存続したことは確認できる。そして『碧山日録』の載せるこの焼亡記事以後、寺院としての浄妙寺は姿を見せない。この焼亡記事の5年後、応仁・文明の戦乱を避け、宇治に逗留していた近衛政家の日記『後法興院記』にも、平等院、三室戸寺、白川などを訪れた記事は散見するが、浄妙寺のことは見られず、恐らく寛正3年の焼亡以後再建されず廃絶してしまったと考えられる。

室町時代以降の浄妙寺については史料は皆無であるが、ただ木幡小学校の東には「浄メンジ墓」と呼ばれる墓地が江戸時代にはあり、また、六地藏から宇治橋に至る旧奈良街道の木幡辺は「ジョウゴンジ畷」とも称されており、浄妙寺との関連をうかがわせている。さらに延宝8年(1680)の「山城国宇治郡北木幡村名寄帳」(小西清一家文書)には、

浄明寺

一、下畑五畝貳拾八歩 願行寺割物 同人(弥右衛門)

分米五斗三升四合

同所

一、下畑四畝八歩 同断 同人

分米三斗八升四合

同所

一、下畑壹畝六歩 同断 同人

分米壹斗八合

同所

一、上畑壹畝拾八歩 弥吉分 弥右衛門

と記載されているように、木幡村の小字名としてその名が見える。寺院そのものは室町時代に廃絶してしまっただが、木幡の古跡地として小字名の中に残されたのであろう。

浄妙寺領関係文書

最後に浄妙寺の境界関係の文書について、まとめて見ておくことにする。浄妙寺領について明確に記載された史料はないが、永暦元年(1160)5月5日付の後白河院庁が山城在庁官人に発した「後白河院庁下文」が浄妙寺領⁵⁶⁾の沿革を語っている。これは、伏見庄を預かる平範家が浄妙寺領見作田150町を伏見庄の私領と称して押領し、作人を追却したり、現稲を刈り取ったりの乱行に及んだため、浄妙寺側が後白河院庁に訴え、院庁が浄妙寺領を旧に復すべく採決したものである。

院庁下 山城国在庁官人等

可早任万寿官符、停止伏見庄民等妨、為木幡浄妙寺領見作田佰拾町事

四至(東)限大路
西限伏見坂紀伊郡界 南限岡屋河
北限車路

右、彼寺所司等去二月廿七日解状稱、謹檢案内、木幡浄妙寺者、葬斂結界之地、庄公別隔之壇也、后妃相将陵墓連蹤、寛弘二年本願相国、建立寺塔於此処、勤修佛法於其中、以訪祖考之菩提、以成聖靈之果位、今之所謂浄妙寺是也、降及万寿二年之宝曆、申成一同四至之官符以来、条里相定阡陌無違、比郡傍庄、牙(互)絶異論、計其年曆及二百年、而今入道範家、初号伏見庄之私領、押取浄妙寺之供田、或發軍兵而追却作人、或遣車馬而蒞運見稻、依此濫行被問実否之日、陳申之旨、頗涉妄言、庄官公驗云、東限宇治郡者、寺家官符云、西限紀伊郡伏見坂者、就此等之證、稽其实之処、宇治紀伊郡兩郡之堺者、木幡伏見一山之巔也、郡司□(宿カ)老皆知際限、今超此山之頂、乱入当郡之中、恣称庄領点領寺田之条、太以左道也 (以下略)

この文書が示す境界であるが、浄妙寺側の主張をもとにするなら、西の限とする伏見坂は「木幡伏見一山之巔」とも記載されているから、伏見大亀谷八科峠辺を起点とする伏見山の稜線を指すものと思われる。また、北限の車路であるが車路と称しているかぎり、幹線道路

に近い規模の道路と考えられ、伏見から六地藏、さらに醍醐、石田、山科へという道路が比定できる。南限とする岡屋河であるが、現在はこの名称を持つ河はなく現状にてらすと、弥陀次郎川あたりに比定できるかとも思われるが、当時、水路運搬の重要地点であった岡屋津の存在などを考えると、岡屋川と呼ばれた分流があったことも充分考えられる。

次に東限とされる大路であるが、一つには醍醐石田から木幡登り地区を経て五ヶ庄広芝付近へとつながる道、現在の三十番神街道が想起される。しかし、このルートであると浄妙寺の中心に比定されている木幡小学校敷地はややはずれてしまう。もう一つのルートは日野法界寺から木幡、五ヶ庄へ出る、現在頼政道と呼称されている道が考えられるが、この道であると、木幡小学校域はずれないが、当時、このルートが大路と呼ぶ規模であったかの疑問が残る。また、この大路を考える上で参考になりそうなのが仁寿2年(852)の尼證撰の宇治花嚴院への施入状の中の家一区の四至の表示である。⁵⁷⁾

家一区在院以西
敷地一町副券文一卷

四至東限故尼信海家地
西限大路并公島

南限公田并県氏益大夫家
北限社

宇治花嚴院は古代の条里名では上堤田外里、現在の木幡南里付近に存したと思われるから施入する家の西限となりうる大路も走っていたことは確かではあるが、浄妙寺東限の大路は確定できないというのが現状である。不確定要素の多い浄妙寺の四至であるが、その大要はつかめたように思う。

以上のように定められていた浄妙寺領であるが、その保持は安泰ではなく境界を接する寺社などとの争論も起こっている。保元元年(1156)11月23日には山科小野郷司藤原経成が浄妙寺前預所宇治大輔君の船岡里賀茂祭大盤床子饗田への乱入を訴え、また同時に、山科の住人大宅氏による浄妙寺領横領を訴えており、小野郷司管轄の山科付近との争論、また、山科といえ、保元3年5月10日付の「山城国勸修寺領田畠檢注帳案」⁵⁸⁾の中の山科里六坪一町の地には「内乍田四段三百分浄妙寺論」と記載されており、勸修寺領との論所があったことがわかる。⁵⁹⁾

また、北は醍醐寺領や法界寺領と接していたと考えられるが、法界寺領については日野資業が寺を創建する時に浄妙寺領2町を藤原頼通から分与されており、醍醐寺と法界寺に境争論が起こった時、法界寺側は「法界寺敷地は浄妙寺領なり」と主張している。⁶⁰⁾醍醐寺との関係では、南北朝時代に「木幡シ水衛門太郎」が浄妙寺領である「ウツキ本本六田」を如意童に売却している文書が残されているが、この「ウツキ本」は宇治郡小栗栖に属した「梧本里」⁶¹⁾周辺と考えられ、現在の石田・小栗栖地域にあたり醍醐寺領との入り組みが察せられる。

浄妙寺領の正確な範囲は不明であるが、建立以後、醍醐寺・法界寺・勸修寺などの大寺と境界を接して寺領を保有し、浄妙寺自身の、また、境界を接する大寺の各時代における様相

によって微妙な様相を呈していたと思われる。

以上、史料により創建から終焉に至る浄妙寺の歴史を追ってきたが、その歴史は藤原氏の興亡と合致しており、各時代における藤原氏の位置に影響されつつ浄妙寺も興亡を繰り返してきたといえる。そして、室町時代の中期には廃絶してしまうが、木幡付近に浄妙寺との関連をうかがわせる地名として残り、現在もその歴史を伝えている。 (西山恵子)

(註)

- 1) 『御堂関白記』長保6年3月23日・閏9月7日条。
- 2) 『御堂関白記』寛弘2年9月20日・9月23日条。
- 3) 『御堂関白記』寛弘2年10月19日条に「寺名勸修付也」とある。
- 4) 『元亨釈書』4。
- 5) 『栄華物語』巻15。
- 6) 『御堂関白記』寛弘2年11月7日条。
- 7) 『御堂関白記』寛弘4年12月1日・12月2日条。
- 8) 『御堂関白記』寛仁元年2月17日条。
- 9) 『御堂関白記』寛仁元年8月30日条。
- 10) 『御堂関白記』長保6年2月28日・3月2日条。
- 11) 『御堂関白記』長保6年3月23日条。
- 12) 『御堂関白記』長保6年10月23日条。
- 13) 『御堂関白記』・『小右記』・『権記』・『日本紀略』など。
- 14) 『御堂関白記』寛弘2年6月21日条。
- 15) 『御堂関白記』寛弘2年10月23日条。
- 16) 『権記』寛弘2年10月18日条。
- 17) 『権記』寛弘2年9月27日条。
- 18) 『権記』同日条。
- 19) 『御堂関白記』寛弘2年10月19日条。
- 20) 『本朝文粹』13。
- 21) 『本朝文粹』13。
- 22) 『日本紀略』長徳4年3月4日条。
- 23) 『権記』長保2年4月27日条、『本朝文粹』4。
- 24) 『御堂関白記』寛弘元年6月22日条。
- 25) 『権記』寛弘2年9月17日条。
- 26) 長保3年閏12月22日。『権記』・『日本紀略』・『栄華物語』巻7。
- 27) 『日本三代実録』元慶8年5月9日条、5月29日条。
- 28) 『権記』・『小右記』。
- 29) 『御堂関白記』。
- 30) 『権記』・『本朝麗藻』。
- 31) 『権記』長保3年閏12月10日条。
- 32) 『栄華物語』巻26・巻29。
- 33) 『御堂関白記』同日条。

- 34) 『小右記』長和4年4月5日条。
- 35) 『御堂関白記』寛弘6年12月19日条、『小右記』長和3年12月19日条。
- 36) 『御堂関白記』寛弘6年6月28日条、『権記』寛弘6年6月28日条。
- 37) 『小右記』治安3年2月29日条。
- 38) 『左経記』長元元年1月10日条。
- 39) 『康平記』康平元年3月30日条。
- 40) 『兵範記』仁安2年1月23日条。
- 41) 『兵範記』仁安2年7月26日条。
- 42) 『兵範記』仁安2年7月27日条。
- 43) 『殿曆』永久5年8月18日条。
- 44) 『殿曆』永久5年8月22日条。
- 45) 『殿曆』永久3年3月26日条。
- 46) 『後二条師通記』康和元年5月23日条。
- 47) 『玉葉』承安3年3月10日条。
- 48) 『鎌倉遺文』6584～87号文書、6590～91号文書。
- 49) 『御前落居記録』永享3年6月23日条。
- 50) 『玉葉』文治4年4月28日条。
- 51) 『三長記』建永元年4月23日条。
- 52) 『園太曆』延文元年4月15日条。
- 53) 『遺塵和歌集』序文。
- 54) 『遺塵和歌集』所収の高階宗成の和歌では、近衛兼経は「岡屋入道関白」、基平は「深心院関白」と表記されている。
- 55) 『愚管記』応安2年2月25日条。
- 56) 『平安遺文』3093号文書。
- 57) 『平安遺文』101号文書。
- 58) 『平安遺文』2858号文書。
- 59) 『平安遺文』2922号文書。
- 60) 『醍醐雑事記』巻5。
- 61) 『醍醐寺文書』第14函。

4. 浄妙寺の三昧堂

昭和42年1月に宇治市木幡の地において木幡小学校が建設されることになり、その地が、すでに藤原道長が、寛弘元年(1004)に造立された浄妙寺の跡であるということから事前調査が行われた。¹⁾その経過については既に報告されているが、発見されたものは、堂と認めるものの東辺と南辺のみであって、それに基づくと、一辺15.7m四方の堂跡であった。又その遺構の南に、川跡のあることを知った。

この遺跡は、この堂を主体とし、その南に川があり、その川に架けられて橋殿がある。そのことから見つけた建物は道長が祖先の霊をなぐさめるために造立した浄妙寺の三昧堂であり、文献からはこの堂に付属して、南門があり、堂は東面して塔のあること、堂の西に房舎、西門のあることが想定できる。²⁾

さきの調査によって、主体の三昧堂の規模はわかったのであるが、それを尚、詳しくしたのが、平成2年8月の調査であり、その成果はこの報告書の本文である。

以上のことで、昭和42年発見した浄妙寺の主堂が、法華三昧堂であり、その東に多宝塔があると想定できる。

この法華三昧堂というのは、天台宗によって開かれたとき、その教えの主流に本尊薬師如来を中心にした中堂と経蔵・文珠堂で寺が始まり、後に加えられる堂として法華堂・常行堂があった。法華堂は方五間堂、本尊としては高さ3尺の金銀多宝塔一基で、半行半坐の行法三昧を行い、常行堂は同じく方五間堂、阿弥陀如来を本尊にし四周の壁に極楽浄土を描き、常行三昧の行法を行った。

この行法の常行三昧とは、本尊のまわりをめぐるき、阿弥陀浄土へ参ることを意味した。半行半坐とは三昧の時間を別けて行(あるく)を行い、半ばは坐る行であろうが、本尊に多宝塔をおいていることは彼岸に達しているものか。浄土にはいった人であることを意味しているのか。いずれにせよ塔をたてたので死後の世界に安楽に過していること。それを願っての三昧であるのだろう。

以上のような意味の二種の三昧堂を、延暦寺はならべ建てている。両者を後方で廊を以て結びつけた方五間単層建物であるので、担い堂と呼ばれていた。³⁾又天台宗末の寺では往々に本堂の前に別れて、東に法華三昧堂を、西に阿弥陀堂を配置し、金堂前方に楼を配している。ただし鶴林寺は、常行堂を置き、反対側には太子堂をたてているが、この太子堂は本尊に多宝塔を祀り常規の通りであるが、その壁に聖徳太子の像を描いているので太子堂と呼ぶ。がやはり元来は法華堂であるのである。

この常行堂で常行三昧を修し、あの世の人になった人は誤りなく浄土に行くことを願って



第39図 鶴林寺太子堂(法華堂)背面



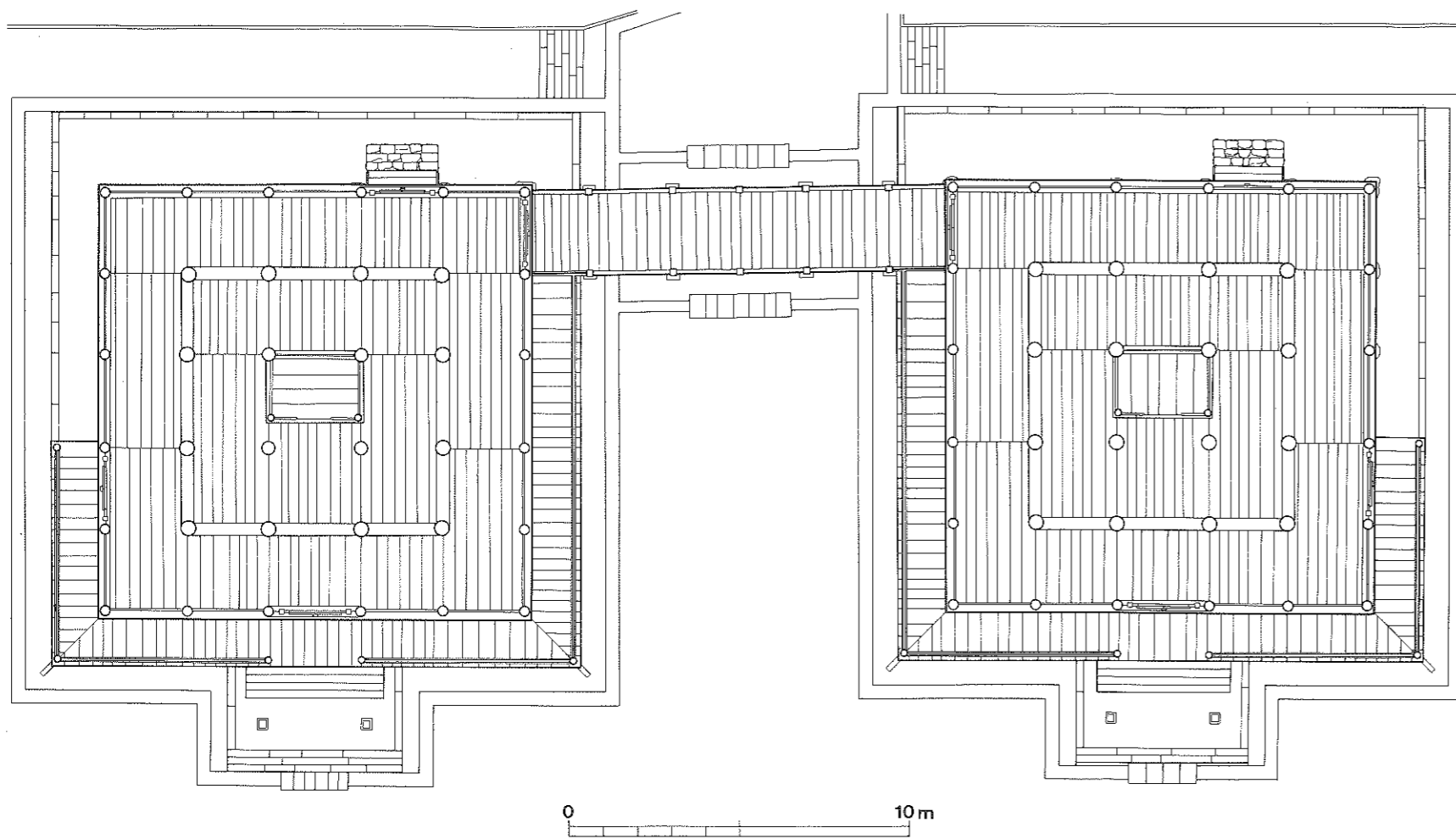
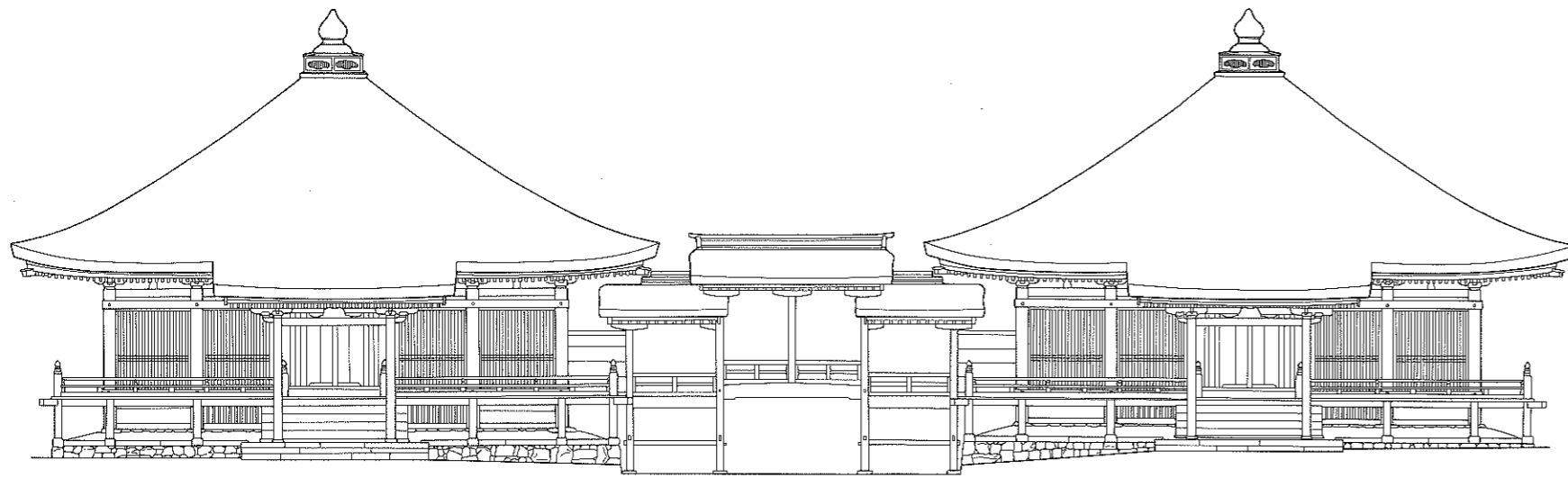
第40図 鶴林寺常行堂

三昧にはいる。行った人がそれぞれに、安楽に過ごせる浄土でも、尚さらにその上の兜率天に達するよう法華三昧を行う事⁴⁾でかなうことになる。これは三界、現在から浄土へ、浄土から天へと展開する考え方があったのではないか。現在がそのまま浄土にあり、その浄土からさらに高い段階へ行くことを考えたのではないか⁵⁾。

その事を示すのが、浄妙寺出土の三昧堂であり、塔跡である。出土した三昧堂は法華三昧堂である。それは上に見た事柄からも常行三昧堂でない。墓として経営された塔をおがむということは、法華三昧堂にあたる。この三昧堂をたてるに当たり、藤原道長はそれをたて灯火をつけるときその火が一度につくよう願ってその通りであったことを喜んだという。この法華三昧堂をここに建てたというのは、それまでに木幡には、藤原氏累代の墓があり、年月の間にいたんできたのを整理したことによるという。とすると、常行三昧堂を通して葬られた人がまだ成仏していない、早く次の世界(天)に行っていないことを知ってかなしみ、さらに法華三昧堂を建立したといえる。その法華三昧堂の一部を発掘したといえる。

浄妙寺の跡だといわれる土地に木幡小学校が建てられるという話から、このような法華三昧堂をねらって調査をはじめたが、このたびの調査で出す遺跡は、法華三昧堂だとしてその通りに出たが、学校が建てようとした時、この堂跡が敷地内に出ないことを当事者は望んで居られたに相違ない。発掘調査した者も、そうであれば面倒が残らないと考えた。進めていくうち、初めから敷地内を東から西へ通る道が実は干上がった河のあとであることがわかった。河を渡って堂に達する記事より、その河を南から北へわたればそこに平坦地があることはそこに堂がたっていたのかもしれない。もう予算も使いはたしたので要領よくトレンチ掘りを繰返したが、それと確かめられるものはない。もう一日掘って、ないと判断しようと、その日の調査を、堤圭三郎さん(今の京都府教育委員会理事兼文化財保護課長)にまかせて、筆者は勤務先の奈良国立文化財研究所に行き別の研究を進めているとき、手がかりを得たからすぐ来いと電話があって、かけつけて見れば、縁東石(面とりで、焼灰にまみれていたもの)をみた。その石を基にして大略の規模を知る資料をとり、現場を終えて、その所に校舍をたてないように、グラウンドとして使えば遺構をこわさずすむだろうと現場を離れた。今回の発掘はそれによって三昧堂を出された。法華三昧堂であるから、その東には塔があるだろうと、その西縁があることも調査された。かくて藤原道長の建立した建物がみつけられた。その道長が平安京鴨川西のほとりに建立したのは壮大な法成寺である。いつかはその片鱗を知る発掘が行われることを待ちのぞんでいる。

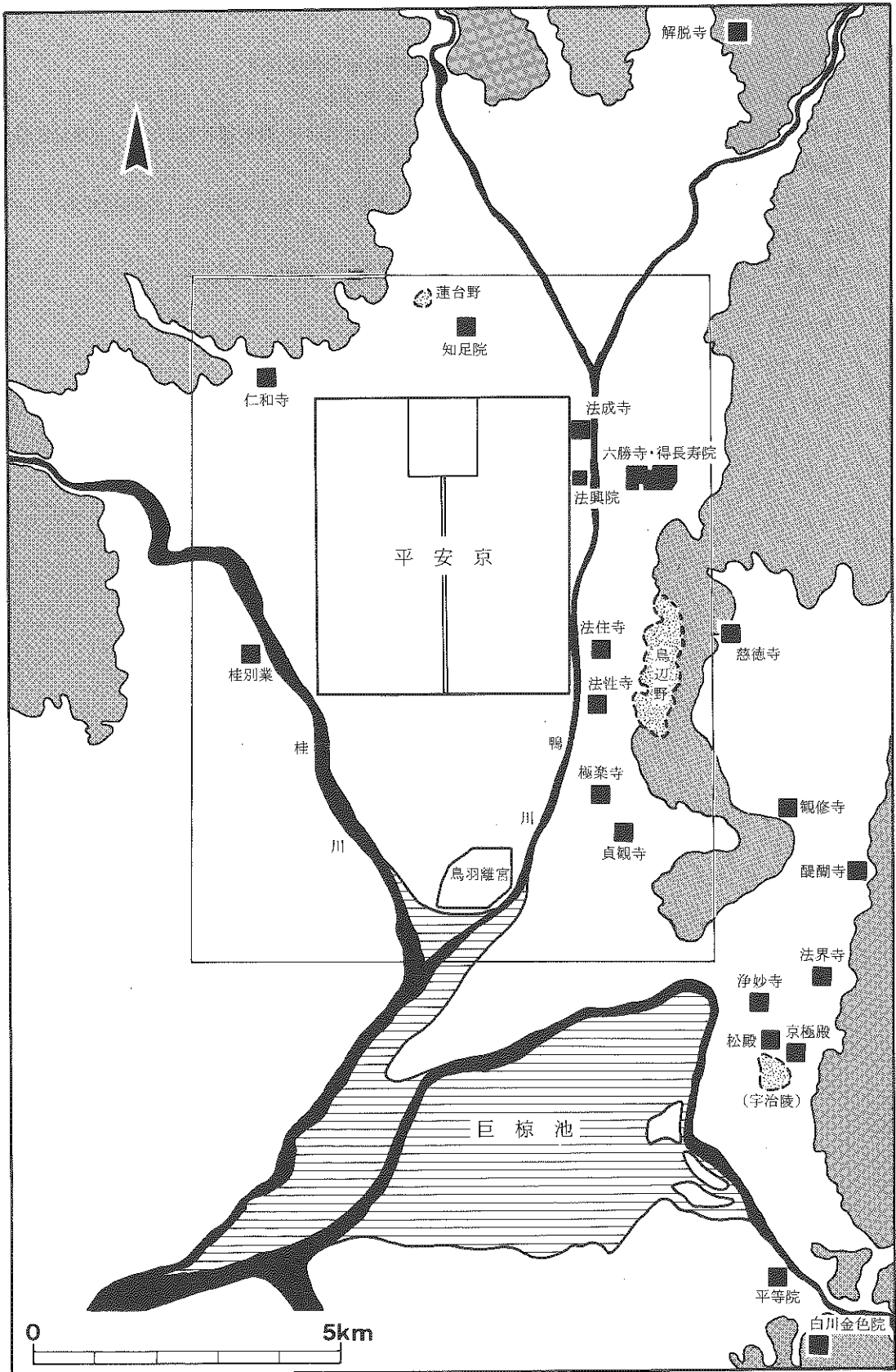
(杉山信三)



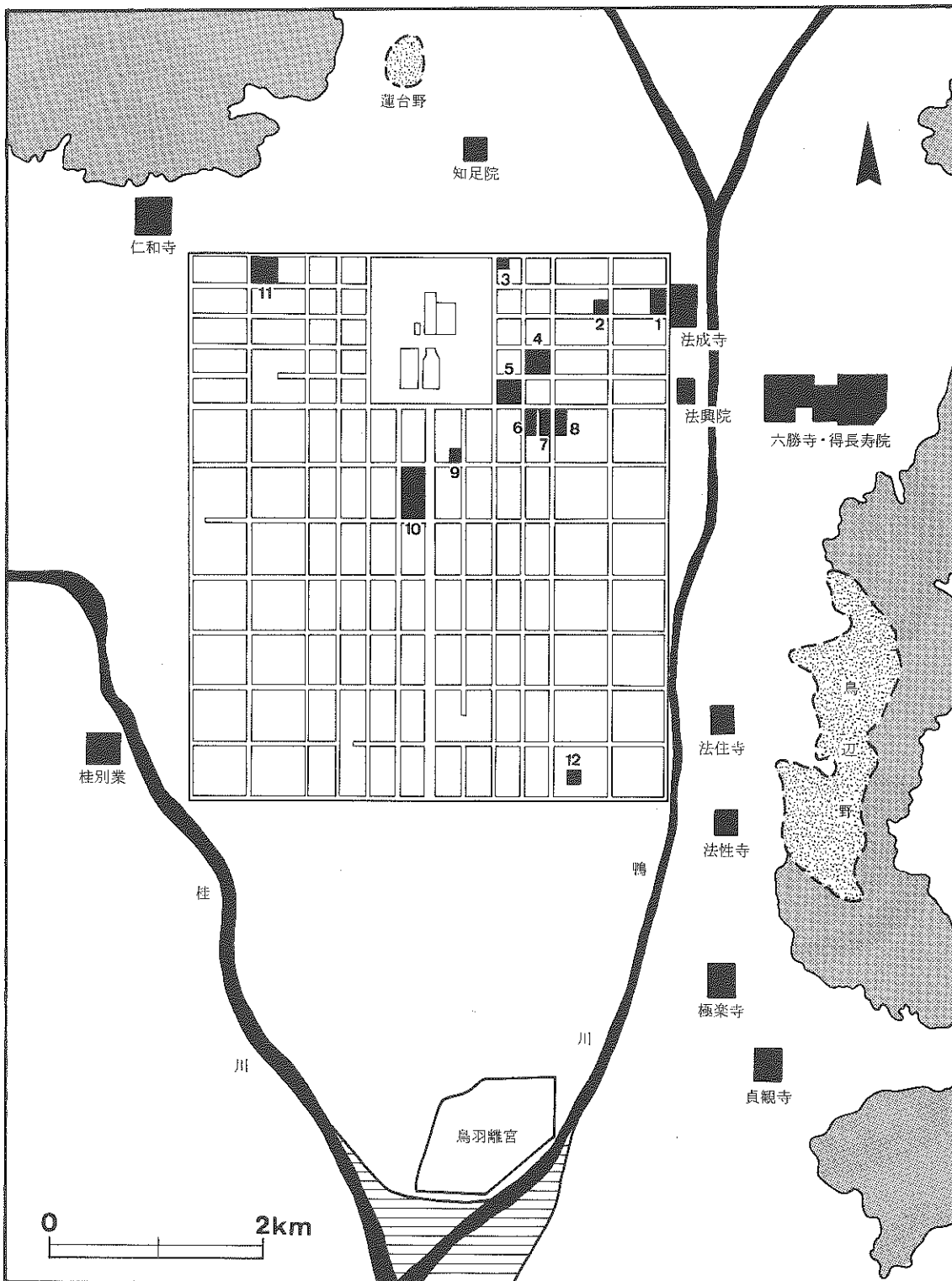
第41図 延暦寺西塔常行堂・法華堂実測図（註3文献より再トレース）

(註)

- 1) 『浄妙寺跡発掘調査概要』宇治市教育委員会・浄妙寺跡発掘調査委員会 1967。
- 2) 杉山信三『院家建築の研究』444頁 吉川弘文館 昭和56年9月。
- 3) いまに残るのは、桃山時代の建築である。それについて行われた修理報告書による。(第41図参照、『延暦寺常行堂及法華堂修理工事報告書』より)。
- 4) 経文にこのようにでているのか、否か、このように考えることが次に示すことがらを理解するのに便利である。
- 5) 五来重『先祖供養と墓』127頁 角川選書228 平成4年7月30日。

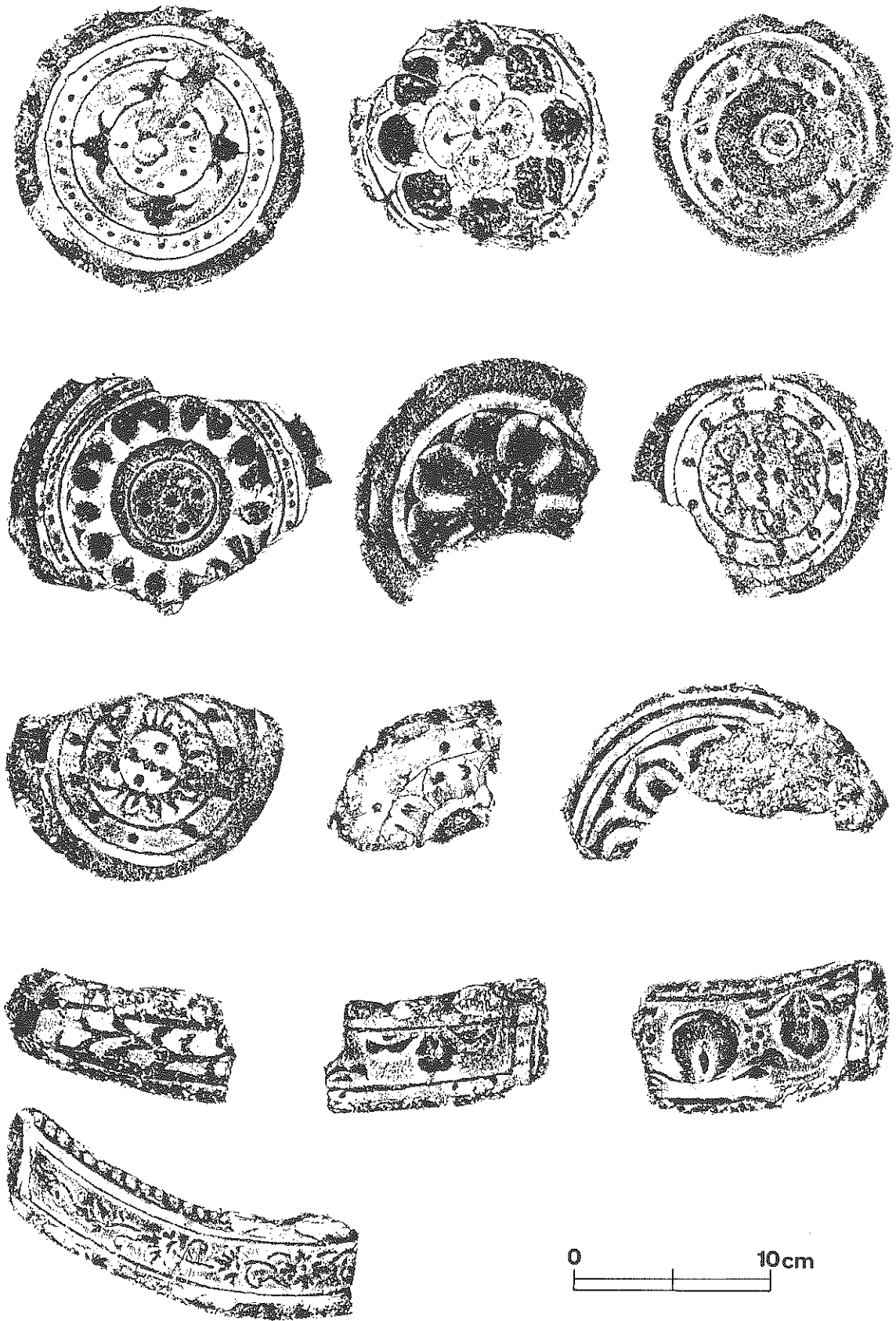


付図1 浄妙寺関連主要遺跡地図(1)



付図2 浄妙寺関連主要遺跡地図(2)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 土御門殿 | 2. 枇杷殿 | 3. 一条院 | 4. 高陽院 |
| 5. 冷泉院 | 6. 堀河院 | 7. 閑院 | 8. 東三条院 |
| 9. 観学院 | 10. 朱雀院 | 11. 宇多院 | 12. 九条殿 |



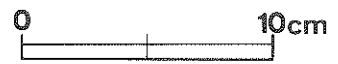
付图3 法成寺軒瓦（鴨沂高校所蔵）



法成寺軒瓦



三室戸寺軒瓦



付図4 法成寺・三室戸寺軒瓦

令相統之処、盛秀盛行雖掠賜、依申披、応永十八年十月一日、
以御書被返進門跡云々、還補之年号盛行訴狀之旨令參差之上、
縱一旦雖被充行、被返付門跡御内分明之上者、任当知行被閣之
訖

永享三年六月十二日

加賀守為行

中務丞基宗

寛正元年六月十日

〔碧山日録〕

木幡之淨妙寺、御堂闌白公創之、有修行某其遠裔也、修行之父
幼時、号滿千代有容色、時有青山兒以清標見称矣、天山相公並
寵嬖之、相公自画觀世音像、着以此語曰、月生空際潮吼海門、
入三摩地從聞思修、為滿千代書之、修行出此像以求余、誦之因
知其台寵不淺也、

寛正三年十月二十三日

〔碧山日録〕

以路塞未歸靈隱而在木幡、德政之盜自宇治具出者攻木幡御堂修
行某房、遂破之、以火之為焦上也

とも、一言の子細を申へからざる者也、其時事を権門せいけに
よせて子細を申時、重科二行申さむ時、更々一言の子細を申へ
からず、又自地主御用候時、何時たりといふとも下地をめされ
ん時、更々不可申子細者也、仍為後日請文之状如件

貞治元年

延文貳年正月十三日

百姓美水右衛門太郎(国友)

〔新統古今和歌集〕

康庵二年春の頃、木幡に住み侍りて歌合しけるに、竹
間鶯と云ふ事を、

二品法親王覚譽

くれ竹のその世の春はよそながら

昔忘れぬうくひすの声

応安二年二月二十五日

〔愚管記〕

廿五日庚寅 晴 今日向木幡觀音寺、其次巡見平等院委記

今日向木幡觀音寺、已剋出門、用輿、路頭行列、先中間六

人、立烏帽子、白直、藤原長重、以高、同爲後、同經重、同徳孝、

次雑色長武音、續裝束、上青、下白、皆練貴也、裏一倍、施畫圖、右袖宇

持予劔在輿左方、次輿、力者二手、自、淨土寺催賜也、次殿上人季村圓薄青、朝臣、

顯保朝臣、香狩、嗣尹朝臣、山吹、仲光、圓薄青、時盛、二行相並、

以右爲上首、各雑色、次諸大夫宗茂、柳、行冬、檜皮、周光、櫻、以下同雲客

次筑前々司爲重、白襪、下部二人子、折烏帽在、馬前、雑色二人、中間六七人、等騎馬、楚鞞、在

輿後、先至淨妙寺、於門前下輿、見庭前花、即參御堂方、

其後向觀音寺、寄輿於中門、於便宜所謁長老余同胞、雜談、

可向輿坊之由示之、即向彼所、被用意點心、結構之躰也、

事了經本路、於中門乘輿、爲巡見平等院所向字縣也、申斜

至宇治橋、殿上人、以下馬、至平等院、於樓門北脇門下輿、有俊法

印參會、此所先參本堂、次於釣殿暨眺望山水、尤奇絶也、

暨而經本路、於門前乘輿、向三明寺、見前庭花、其後向有

俊法印坊、今夜可宿之故也、有俊法印設饌、平相公、行時、

前平宰相行知朝臣等參會、今日洛中見物之車濟々焉、或人云、

兩、或云、雜人如稻麻竹葦、非指威儀、群集慮外之事也、六十餘

應安二年二月二十五日

〔後愚昧記〕

近衛前關白(道嗣)參詣宇治太相國頼道公墓、雖内々儀、刷行粧

之間、觀者如堵云々、主人乘輿、著狩衣、殿上四人ミミ、布衣乘

馬六位侍從云々

永享三年六月十二日

〔御前落居記録〕

一、伊勢九郎左衛門尉盛行与木幡淨妙寺源豪相論当寺執

行職事

為基宗奉行如盛行訴申者、去應永十五年、源豪先師源快依有御

罪科之子細、為本領替父盛秀令拝領、致知行之処、同十九年、

相語富樫兵部大輔還補之條、無謂之上者可被返下云々、如源豪

陳狀者、当寺者為聖護院門跡御管領在所、至執行職者源豪譜代

建久三年

〔華頂要略四三 諸門跡伝四〕

園城寺聖護院、静惠法親王、同(○建久)三年月日補浄妙寺別当

承久元年五月二十一日

〔百練抄〕

今日関白家以告文、被献木幡、是去四月依御堂火事也

寛喜二年閏正月七日

〔明日記〕

浄妙寺陵鳴動、多武峰又鳴動、所々怪異等多、被始御祈等、泰

山府君祭七座被修云々

嘉禎元年四月三日

〔玉葉〕

夕晴、此日故撰政殿葬礼也、用如在儀、庇車居飼二人隨身候共、

公卿平相公、西三位、殿上人両三、於最勝金剛東山有土(火力)

葬事、臨眺無為遂了、已遺骨送浄妙寺、盛長愁歎々々、如夢如

幻、今朝北政所渡報恩院、以彼堂可為葬家所、御所僧圓聽、時

圓、

定快、清信、真尊、経永、護摩師、同聽無、慶政上人也、三道

僧用報恩院祭(慶カ)仏聖人

延文元年四月十五日

〔園太曆〕

右府被送使者、泰尚、朝臣、後号後園屋関白故関白称号事被談之、後浄妙寺可宜哉之

旨報申了

延文二年正月十三日

〔醍醐寺文書〕 十四函

端裏書

「木幡シ水衛門太郎ウリ券」延文二年

限永代沽却田地

合老段者、木幡浄妙寺領、ウツキ本本六田

右件田地者、右衛(門脱カ)大郎国友相伝之私領也、而依

有要用、直錢漆貫文上手繼四通を相そゑ候て、限永代如

意童殿所奉壳渡実也、更不可有後日煩者也、若万一就公

私煩出来時者、速可明申者也、不明申者、本直錢一倍の

分をもて、三ヶ日中ニ可糺返申候、其時事を神社仏事(寺)

權門せい家ニ寄て遅々致懈怠者、被致弔法責、於其身

被行重科、被責取御用途時、一言の子細を申へからず、

縦雖(有カ)御得世の御沙汰、於此田地者、更不可有其

煩者也、仍為後日沽却之状、如件

延文貳年丁正月十三日

美水右衛門大郎(花押)

延文二年正月十三日

〔醍醐寺文書〕 十四函

端裏書

「木幡衛門太郎請文」

請申 ウツキ本加地子所当米事

合老段者、浄妙寺本六田、ウツキ本

右件本所当米者縁田也、於彼所当ハ百姓沙汰をいたすへし、同

先(夫カ)役等可致其沙汰、此外ハ万雜公事あるへからず候也、

加地子壹石四斗にをき候てハ、天下一同の大損亡たりといふと

も、一言のしさいを申へからず、本所当といひ、加地子といひ、

一ねんたりといふとも不法懈怠を致之時、改御沙汰ありといふ

次人々分散歸京、今度用西路歟、下官向宇治留宿小川、左衛門佐、刑部大輔、侍賴次、知廣、卅日穢、自餘上下三ケ日歟、但下官非其限、不扈從、只於路頭奉禮拜許也、

今日季御讀經結願、攝政殿、右大臣、上卿以下參内、仗座有盃酌、一獻少納言勸之、次申文、右大辨祇候、藏人右權佐宣下事、傳法灌頂阿闍梨實喜、

本覺院阿闍梨解文經圓

醍醐寺上座乘覺、寺主行延、都維那定延、

上卿新中納言、右少辨重方奉行云々、

今夕北政所令除服給、陰陽師安倍時晴朝臣、酉剋出土御門末有御杖云々、高佐奉行、

若君同令除服給、出御六條末、陰陽師知俊、素服并黒布狩衣袴入平裏、給陰陽師、次御杖、下官留宇治、仍入道奉行、甲斐權守爲陪膳、

承安三年三月十日

〔玉葉〕

今日、伺候院入道法師名西光、左衛門尉入、道也、故信西乳云々、淨妙寺領立堂、令供養云々、上皇渡御、公卿、殿上人、院北面人等、齋々行向云々、

可彈指之世也、導師三井寺前僧正、依院宣被請云々

承安三年三月十日

〔百練抄〕

西光法師供養木幡堂、月卿雲客向訪、有舞樂、世稱過差

治承四年七月十四日

〔山槐記〕

任例拜盆、供奉木幡并觀音寺、故女房盆送東山堂、連々有日次憚、今年猶有衰日、直自政所令送件堂

文治四年二月二十九日

〔玉葉〕

後聞、葬礼事了、慈德寺法印以下、捨其骨納二瓶、其一八渡淨妙寺、右馬權頭兼親懸之、經円、行寂阿闍梨、經泰等相具也、後日兼親語云、路間兩度有異香、狩衣胸程其香薰、疑彼骨芳歟云々

建久三年一月二十日

癸巳 晴

〔玉葉〕

午時左大弁定長直衣、為院御使來伝勅定云、木幡淨妙寺別當職可補正聖護院宮○聖惠法親王、覺忠僧正讓与之、而木曾乱之時、入道関白○藤原基房奪之与覺尊、理不可然者、申云左右可在御定、但彼寺藤氏一安置其骨、法成寺入道相国殊有起請之状、仍寺務之仁又大旨為一族之人歟、粗他人雖相交、皆是長者之最也、今法親王御知行、道理不相応、事又無便宜、抑又将來違乱之其歟、此等子細付言上、雖有恐、推靈魂之所思、粗以上聞者、定長帰參了(中略)以定長重被仰下、猶早可補彼宮者、申承之由退出了

建久三年一月二十一日

甲午 晴

〔玉葉〕

以宗頼朝臣進淨沙淨明寺妙力寺別當、令旨於院可付定長卿之由仰之、而件卿不伺候、仍付資実奏聞了云々、仰云、尤神妙思食、但猶可依覺忠僧正讓之由可書進証文者、仍令書進了

中宮亮藤原朝臣

修理大夫源朝臣

大宰大貳平朝臣

內藏頭兼播磨守藤原朝臣

右馬頭兼因播守藤原朝臣

木工頭兼越後守藤原朝臣

中務權大輔兼尾張守大皇太后宮亮平朝臣

左中辨兼伊勢權守源朝臣

右中辨平朝臣

伊豫守兼左馬頭平朝臣

仁安二年一月二十三日

〔兵範記〕

下向宇治、其次詣淨妙寺、奉礼三昧堂御塔、次御墓所、以御墓守国正丸為指南者、本願以下代々御在所檢知了、是故殿御骨、此春可奉渡為用意也、次向小河宿所了

仁安二年七月二十七日

〔兵範記〕

別紙

廿七日壬戌 知足院鐘打了、引率男共參西林寺、尼公駕車在門外、先結願月來御懺法、次例時、次錫杖、次給布施、僧三口、各長絹一疋六丈布二段、代々例給也于時丑終及寅剋云々、次僧徒并塔中人々退下、信基信季等奉取出御骨、瓶裏生絹云々、信基奉懸之、召御隨身武成武安忠武等侍兩三、炬火前行、侍從俊光朝臣、少將顯信、信國、信季等扈從、各布衣、着藁沓步行出北門更西行、自

船岡方南行、為不經齋院前也、此間、下官密々自大宮方、經本院前、逐電前行、御路、自世尊寺邊出御大宮、更南行、自七條

東行、自烏丸南行、為不經七條大將軍堂前也自塩小路東行、自東洞院

南行、到九條口、此間於一條大宮邊、信基騎馬、人々同前云々、

未明着御木幡、信基下馬、自南辻入御、經淨妙寺門前、直入御々

山、御墓守男共稱路前行、下官前行、為不穢也密々候閑所、次奉

殯山中、先穿穴、知足院入道西方去三丈許頗寄北方、彈正忠賴

繼、前主殿允知廣役之、用新鋤次奉殯穴底、乍草袋うつふしに奉埋也、故實也次埋土、

其上立五輪石塔、又構釘貫、其邊立六萬本小卒土婆、被書法華經六部也

次有供養、立本寺花机、供香花燈明佛供等、大僧都覺智為導師、

是非兼日請、參會之間臨時勤仕也、次人々參向三昧堂、但卅日

穢人不昇堂上、有御經供養事、法華經一部平等院供僧禎賀預此導師請、

有御誦經、打本寺鐘、說法了布施、被物一重、裏物一重侍從少將取之、

次仰三昧六僧、令始行御懺法例時等、

五十日、每日三口參御廟、一時可勤行、

次給物六僧、各長絹一疋、六丈布一段、

上座明覺同前、御墓守六人、各白布二段、

已上給物式、又代々例也

件相折、

日別能米三斗三升、

二升御佛供、一升預食、三斗三昧僧六口、口別油一合、

二年之寶曆、申成一同四至之官符以來、條里相定阡陌無違、比郡傍庄、牙絕異論、計其年曆及二百年、而今入道範家、初号伏見庄之私領、押取淨妙寺之供田、或發軍兵而追却作人、或遣車馬而劫運見稻、依此濫行被問實否之日、陳申之旨、頗涉妄言、庄官公驗云、東限宇治郡者、寺家官符云、西限紀伊郡伏見坂者、就此等之證、稽其實之處、宇治紀伊兩郡之堺者、木幡伏見一山之巔也、郡司□老皆知際限、今超此山之頂、亂入當郡之中、恣稱庄領點領寺田之條、太以左道也、爲遁此過、以民部省旨、糺相論堺處、紀伊郡旨者寶龜之旨也、宇治郡帳者大同之帳也、須以同年之一帳、對決同郡之四至、而量帳相違、地頭難糺之上、領主者大辨也、勅使者少史也、官中沙汰難背辨命、仍忘理非、詳不斷決、便以此趣、重經奏聞之刻、於記錄所可令糺決之由、宣下又畢、仍守論言、相待裁定之間、一決不降、三年空暮、伏案事情、當寺肇興之願主者、長曆聖帝之外祖也、寶祚長傳、及此聖代、仰思一朝之祖德、遙貽万代之孫謀、況亦國母贈后荷前勅使、參詣以降、晝夜不怠、奉祈佛果、諸寺之中、尤可崇重之處也、然則至於寺家所司之理訴者、可蒙不日即時之裁許也、何混凡流之濫愁、可滯有道之明判、彼庄領主俊綱以下、雖多其數、數十餘年未成濫妨、今及範家之時、初致非例之論、若有其理者、縱雖一日、何不知行哉、早任多年領掌之理、被止當時之無道、登霞累祖往日幽

靈、冥途之資粮忽失、覺道之善根欲絕、早任先規、可被禁遏、望請天恩、且依往昔之舊跡、停止妄認之境論、且下明時之新符、糺返點領之田土、早以慰衆僧之沈愁、以繼佛法之壽命者、伏見庄等所爲、甚以左道也、早停止其妨、任萬壽官符、以件見作田佰伍拾町、可爲淨妙寺領之狀、所仰如件、在廳官人等宜承知、不可違失、故下、

永曆元年五月五日主典代散位中原朝臣

別当内大臣兼左近衛大將藤原朝臣

判官代皇后宮權大進藤原朝臣

權大納言兼中宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣

前左渡守高階朝臣 權大納言藤原朝臣

右衛門權佐平朝臣 權中納言兼中宮權大夫源朝臣

勘解由次官兼安房守藤原朝臣

權中納言兼左衛門督藤原朝臣

宮内權大輔兼皇后宮權大進藤原朝臣

權中納言兼左衛門督藤原朝臣

權右少辨兼文章博士藤原朝臣

權中納言藤原朝臣 左少辨藤原朝臣

權中納言兼右兵衛督藤原朝臣 右少辨藤原朝臣

參議皇后宮權大夫兼周防權守藤原朝臣

參議左大辨兼勘解由長官藤原朝臣

十六坪五段作田二段半
荒二段半 恒任

十七坪二段二百卅步作田三段 友任

十八坪五段作田一段大作島
一段小荒二段 千與富

宮浦里

十四坪一段已荒 乙法師

卅六坪一段已作田 釋迦房

同東里

卅二坪百八十步已作田 普賢

上狹野里

五坪二段作島一段半
荒半 重末

大伏里

十九坪二段已作島 近貞

廿六坪四段已作島 國清

廿七坪四段已作島 國清

廿八坪五段八十步作島
五段 國清

大槻里

廿六坪一段作田 貞行

卅五坪一段作島 安行

石田郷

(後略)

右、檢注如件

保元三年五月十日 權都維那法師

都維那法師

權寺主大法師

寺主大法師

權上座大法師

上座大法師

御寺使僧

檢注番師散位藤原在判

郷司散位藤原在判

國使中原在判

官使高橋在判

永曆元年五月五日

〔平安遺文〕三〇九三号 別紙

『後白河院廳下文』

院廳下 山城國在廳官人等

可早任萬壽官符、停止伏見庄民等妨、爲木幡淨妙寺領見作田
伯伍拾町事、

四至限大路
西限伏見坂紀伊郡堺
南限岡屋河
北限車路

右、彼寺所司等去二月廿七日解狀稱、謹檢案内、木幡淨妙寺
者、葬斂結果之地、庄公別隔之壇也、后妃相將陵墓連蹤、寬
弘二年本願相國、建立寺塔於此處、勤修佛法於其中、以訪祖
考之菩提、以成聖靈之果位、今之所謂淨妙寺是也、降及萬壽

可令巡檢

永久三年三月二十六日丙申 天晴 [殿 曆]

今日不出行、依物忌也、淨妙寺去今兩月鳴給云々、仍病事之由
卜之、件物忌也、

永久五年八月十八日壬酉 [殿 曆]

今日同昨日、夕方自僧都許有木幡解狀、各怪異也、御堂宝形。

火工ム為盜人失了、銅、御山木折御墓鳴給云々

永久五年八月二十二日丁丑 天晴 [殿 曆]

不出行、物忌如昨日、木幡怪異召泰長・家榮令卜之、卜五也、但物忌五卜中

一卜許也、令、彼寺宝形・火炎寺家調之、院穢氣今日許也、仍明

後日行幸延引之由可有奉幣云々、行事弁誰人乎

保元元年十一月二十三日 [平安遺文] 二八五八号 別紙

『山城國貢御人藤原經成解』

山階小野郷司兼貢御人散位藤原經成解 申請 關白殿下政所

言上二箇條

一請被殊蒙 洪恩、糺返淨妙寺前預所宇治大輔君不知名以無道相

船岡里七坪二百卅步・同西里十二坪百廿步合一段、

注入寺領内、

副進 田坪一通

右、謹檢案内、件田一段者、賀茂祭大盤床子饗田四段之□、

是先祖相傳領知、敢無他妨、而預所依阿黨、經成以無□注入

寺領内、且又不恐御威、貢御所亂入使者、押取五斗□□畢、

既失上傾下、是非不當之甚哉、望請

洪恩、令觸申□權僧正御房、被糺返件田并釜者、將仰憲法
之貴矣、

一請被糺返山階住人大宅氏押取淨妙寺所領内相傳候「」二段
沽却住人時末事

右、同檢案内、件田者經成相傳作手、券文明白也、而兩文間、

令預作大宅恒行之處、大宅氏橫出來、以去四月比、住人時末、

爰經成加制止之處、非經成領之由、立祭文□預所大輔君不論

是非、配行時末畢、而其後大宅氏一□合九人、蒙天罰死去矣

者、經成帶券文之上、大宅氏顯然也、早任券契、領掌件二段

而已、

以前條事、為蒙裁報、言上如件、仍録子細、以解、

保元元年十一月廿三日 散位藤原經□

保元元年五月十日 [平安遺文] 二九二二号 別紙

『山城國勸修寺領田畠檢注帳案』

注進

勸修寺田畠荒野國檢注坪付事

(中略)

六坪一町作田八段三百步
荒一段六十步 得丸

七坪七段作田二段作畠三段
道一段 得丸

一当寺領南堺与法界寺領北堺聊有論五条中納言藤原邦綱買領堂敷地之故也、法界寺敷地者淨妙寺領也、日野本領資業三位始被建立件寺之時二町申請宇治殿所被立也、今中納言資長又一町申請宇治前大僧正覺忠御房所加領也、然者此三町之外無彼寺領云々、而今別当忠玄已講欲押妨当寺領、仍所記由来也

康平元年三月三十日

〔康平記〕

殿下以左中弁為使。被告法成寺火事於木幡先公御墓所（道長）有告文。於中門被立使者

康平五年八月二十九日

〔康平記〕

別紙

八月廿九日癸卯。殿下令參木幡給。平旦出御。御直衣前駟。布衣

宮内卿。右衛門督。六條中納言。右大弁。乘車被扈從。辰剋着

御丹波前司領伏見宅。已剋權大納言。二位中將。左大弁被參。

午剋令出立給。先召使官掌。次御隨身十四人。各騎馬。本御隨身十人

之外。召飯御隨。殿上人並諸大夫四位。次御前。少納言師賢。右身四人。次前駟卅人。五位六位相并。中弁經信。少外

記長資。左次御車。檳榔毛次檢非違使二人。扶永。次公卿車。未剋着大史孝信。

御寺大門。於南橋殿解御劔把御笏。先入御山中。從大門。六條中

納言。四位少將隆綱。家司三人。實綱。資良。定家。

職事三人。俊經。行房。良綱御隨身五人扈從。召山守被問先公大相國

御墓所。敷圓座有奉拜。見供御。手水次入御寺門御坐三昧堂。即坐南

庇被修諷誦。手作布百反。庭五疊積之畢給導師祿。自掛次給三綱祿。自掛各

次給堂僧祿。六口。各三疋。次給所司已下祿。

勾當三人。各二疋 知寺四人。各一疋
堂達一人。一疋 預一人。一疋
山守男三人。各二疋 專當六人。各布二反
出納三人。各一疋 鎰取二人。各一疋
堂童二人。各一疋

次有引出物。別當靜圓僧都馬一疋。申剋事了還御於伏見給。御前上官并御隨身十四人祿如例。入夜歸浴給。

嘉保元年三月二日 癸酉

〔中右記〕

天晴殿下令參詣木幡山陵給、仍辰時許、人々參会大炊殿西面、

内府令參給（中略）、午刻著御淨妙寺南門前廊、先撤御劔、暫

給盛長、令向山陵前給（中略）、先令洗御手給後御拜、山陵之

前敷半疊北面兩段再拜云々、先公宇治殿陵前也、此間人々暫徘徊南門前、少時自山陵

下還御、次入御淨妙寺中暫御三昧堂南庇、有御諷誦事、料布、

先塔西砌下打輕幄、積御諷誦料布、導師啓白之後、清家朝臣取

被物給之、五位一人取布施、又寺諸司等於便所給祿、次堂西渡

殿有御儲懸盤。以紅梅織。九前。物為打敷、又渡殿西南北行廊、居上達部殿上人饗、

（中略）及未四点、欲有還御之間、賜御馬於別当增誉法務、（中

略）今日御儲、皆悉彼法務所被勤仕也

康和元年五月二十三日 乙丑

〔後二条師通記〕

晴參京極殿、未時訖罷出、木幡堂舍等破壞、差專使一人、内々

初行至終行、其第四字背他声、第三句第四字皆平声、第四句第四字皆他声、如此只避平他二声、不置韻字也、是為祝願鉢、誦願文、祝願鉢大概如此

寛弘四年十二月二日 [百練抄]

左大臣供養木幡塔

寛弘四年十二月二日 甲午 [權記]

暁与權弁、左兵衛佐同車、詣木幡塔供養、書願文、匡衡作也、午上雨、内府詣給諷誦

寛弘四年十二月二日 甲午 [日本紀略]

左大臣供養木幡淨妙寺新造多宝塔

長和四年四月五日 [小右記]

右衛門督消息云、御匣殿葬送在明日、骸骨可置木幡、而或云、当王相方、可忌者、予答云、木幡更不避方忌

寛仁元年二月十一日 [御堂閔白記]

可詣木幡事、来廿七日者、可然人々仰饗事

寛仁元年二月二十七日 丙申 [御堂閔白記]

詣木幡、相從上達部十人許、參着步入先公・先妣、次參女院、退着淨妙寺、別当律師定基儲寺家食上下、三綱・三昧僧等祿、律師又引出馬

寛仁元年二月二十七日 丙申 [日本紀略]

撰政被參木幡、為奉拜先公之墳墓也、公卿・上官等扈從

寛仁元年八月三十日 [御堂閔白記]

從宇治歸間、淨妙寺南方惟任來向、是為撰政使、有書、除目案内也、即於途中送返事、依車路可遲也、除目議了、

寛仁二年六月十六日 [小右記]

大納言書云、一日源大納言書云、故宮子孫不御坐、仁和寺親王御骨為紛失了、其彼可為善、不可必奉移木幡者、此事如何者、

答对云、仁和寺例非一門事、先祖占木幡山為藤氏墓所、仍奉置一門骨於彼山、專不惡也、藤氏繁昌、帝王国母于今不絶、抑有御遺命有何事乎、無指事不可被背前跡哉、抑可在高慮歟

寛仁二年七月十九日 [小右記目錄]

同年(寛仁二年)七月十九日、前太后御骨奉移木幡事

治安三年正月二十九日 [小右記]

〔朝力〕朝差善政宿祿・忠時宿祿等先遣春日宿所、左衛門府生貞光檢非違使遣宇治令行船事、宇治・泉木津等兼日仰貞光、令看督長上淀津船等、但宇治院禪室所被用屋形船并木幡別当定基僧

都乘船有屋形船、同借置

長元元年一月十日 [左經記]

候御堂、以来三百石獻御念仏僧非時祈、令分所司分引廿一口僧

廿口御念仏、一口木幡護摩僧也

永承六年ころ [醍醐雜事記] 卷五

之群。代鷲雀之賀。爰雲衲霞袂。或來自靈鷲山之巔。錫杖香爐。或出從鳳凰谷之底。道儀照地。九億之人皆來。法音沸天。三千之界盡動。弟子年來作功德。種種無量。半是爲菩提。半是爲現世。心污不必清淨。攀緣非無所慙。於此造塔。爲祖考先靈成等正覺也。爲自身滅罪生善。無上菩提也。夫近塔之石。變爲美玉。近塔之土。變爲黃金。度塔上之飛禽。避結使之羅。過塔下之走獸。免煩惱之箭。何況於至心之人乎。於造塔之人乎。然則此山之林中。縱有枯株。依造塔力可榮。何株非釋迦樹。此山之叢中。縱有寒草。依造塔力可暖。何草非妙法蓮。古之塔瓦文。有萬歲千秋樂未央之七字。推其樂字之趣。感淚難禁。現世則天下太平。理世安樂之樂。後世亦地下拔苦。往生極樂之樂。弟子所願。已同瓦文。所修功德。廻向十界。所修善根。引攝四恩。天神地祇。向惠日而增光。精靈冤魂。浴法雨而離垢。亦願上自紫宸。下及黔首。華夷消災。幽顯蒙益。南無一代教主釋迦尊。多寶。分身諸善逝。增益我願。助成我願。昔幼日童子之戲。聚沙施石。今長年丞相之勤。瑩玉範金。阿育者阿闍世王之孫也。假神力而責鬼俑。弟子者日本國王之舅也。浴皇恩而興佛法。愚丹所思。啓白如此。弟子某歸命稽主。敬白。

寬弘四年十二月二日 弟子左大臣正二位藤原朝臣道長敬白

寬弘四年十二月二日 「淨妙寺塔供養祝願文」〔本朝文粹〕十三

別紙

水不昇上 月不降下 一月高晴 衆水同泛 水月程隔 雖無昇降 感應道交 同通念願 粵左相府 曩志內催 木幡古墳 草創新寺 忽飾神道 爰開佛庭 晝夜六時 勤修三昧 露蒿遙契 慈尊龍花 風松永傳 妙法貝葉 一乘教法 今盛此中 多寶證明 必來此處 彼佛昔誓 供養全身 其處先須 起立一塔 仍課土木 遂以合成 条初初功 冬終終業 菴菓棗葉 其構雖微 魯匠殷工 其誠猶至 釋迦多寶 半座全身 普賢文珠 觀音勢至 眉間瑩出 頂上照來 二世尊前 四菩薩後 窮冬二日 吉日良辰 燒香散花 恭敬供養 作一心禮 嘔百口僧 霧集雲廻 或梵或唄 山表寒雪 四花假粧 林梢曉星 九枝添影 事已周備 福豈唐捐 列祖精靈 一族朽骨 別則考妣 及以兄弟 共證菩提 普關功德 先擎白業 敬獻紫宮 堯日輝長 舜風薰久 太上兩院 皇后仙闈 玉砌收塵 珠簾拂霧 中宮露暖 麗花鎮榮 內職風和 累葉無動 龍樓永樂 猿巖彌堅 三槐庭平 九棘門靜 施主蓄念 唯佛證知 照之見之 必滿必足 現世安穩 後世菩提 輔國周公 顧家曾子 天衆地類 倍增威光 上下是聞 親疎遠近 塵刹沙界 六趣四生 出三界門 四至衢道

寬弘四年十二月二日

寬弘四年十二月二日

〔潤 背〕上

一疑問云、諷誦祝願、其字訓并義如何云々

答曰(中略)、又寬弘四年十二月二日、淨妙寺供祝養願文、自

寬弘四年十月十日 癸卯 [御堂闕白記]

到木幡塔処、以明肇僧都、对方普門寺塔金物借持來

寬弘四年十一月二十三日 丙戌 [御堂闕白記]

到木幡、見塔、有感事

寬弘四年十一月二十八日 辛卯 [御堂闕白記]

詣木幡、見造塔

寬弘四年十二月一日 癸巳 [御堂闕白記]

詣木幡寺、塔供養雜事行置

寬弘四年十二月二日 甲午 [御堂闕白記]

以寅時、具女方詣木幡寺、塔會也、從是間雨下盛也、著寺、午

後雨止、入來上達殿上人、諸僧悉來、待時吉時、申時事初、其

裝束塔南廂入來上卿座、南北東納(納力)衆座、南北立長座、讚

(衆脱力)以下為座

依雨、三昧堂南西廂遷僧座、上達部殿上人從廊座著塔下、打鐘、

衆入從西外聚會所座著、導師祝願著高座、余事如常、具由見式

文、上達部右府、式部大輔二人不來、導師雅慶僧正、祝願定澄

大僧都、證(誠)上觀修僧正、納(納力)衆四十人、大僧都穆算、

少僧都明肇、明救、院源、律師觀昭、澄心、林懷、慶命、清壽、

尋光、如源、觀助、法橋慶算、扶公等、讚衆廿人、梵音衆廿人、

錫丈(杖)衆廿人、唄明憲、仁携、散花日助、遍救、引頭定基、

尋清、威儀師二人觀峰增耀渡者給、使左近中将公信、藏寮御諷誦使

兼綱、冷泉院相尹、皇太后宮明理、中宮高雅、春宮景理等也、

前一品宮無使被來、初内府一家上達部諷誦之人及出後、举燭、

事了還來

寬弘四年十二月二日 [供養同寺塔願文] [本朝文粹] 十三

別紙

弟子某歸命稽首。白佛言、木幡山淨妙寺者。松栢有心之地。佛

法肇興之場也。弟子爲奉貴祖考宗族之幽儀。發未曾有之願。累

累墳墓之緣邊。新建寺院。修法華三昧。設供養於無疆。期香花

於不朽。蓋慕古人廬墓側之跡。所草創也。曉夕參詣。孝之至也。

其由緒詳見寬弘二年十月供養之願文矣。方今此寺有佛像焉。有

經典焉。有禪侶焉。有鐘樓焉。有房舍焉。有庖浴焉。道場之體

漸具其下。成聚成邑。唯其所無者。塔婆而已。風聞。若善男子

善女人等。以清淨心造作佛塔。是人一生不爲一切毒藥所中。壽

命長遠。無有橫死。究竟當得不壞之身矣。非唯果報之殊勝。兼

爲佛庭之莊嚴。仍以心中發願之後。新結構多寶塔一基。其内安

置釋迦多寶二如來。普賢文殊。觀音勢至四菩薩像。不日而成。

若是從地湧出歟。穿雲而出歟。將亦自天飛來歟。金星銀星之左

右。饒護塔之魚。白雲青雲之低昂。迎遊塔之鳥。見露盤之耀日。

道場觀之胸已開。聞寶鐸之鳴風。菩提心之淚先落、如遇過去之

二親。振肝葉而歡喜。似對優曇之一現。合掌花而薰修。今日設

大會。供養此寶塔。囉百餘口之羅漢。仰三世佛之證明。率鸞鳳

めさせ給ひなどして、やがて三昧堂を建てさせ給ふ。僧坊を左右に建てさせ給ひ、中に馬道をあけて、十二人の僧を住ませ給ふ。別当・所司を定めさせ給、夏冬の法服を賜ひ、やがてその邊りの村、一つさと、なさせ給て、水清う澄み、煙絶えずして、事の便を賜はせてはぐ、みかへりみさせ給ふ程に、よろずの人数、つぎ棲み住す。御堂の供養寛仁三年十月十九日より。法花經百部が中に、我御手ずから書きて、一部読ませ給へり。七僧・百僧などさせ給ひて、法服うるはしく配らせ給ふ。その日藤氏の殿ばら、且は随喜のため、聴聞のゆへに残りなく集ひ給へり。さきさきの一人の人など、かくおぼし寄らざりけんと思えたり。との、御前佛の御前にて三昧の火を打たせ給。「我この大願の力によりて、この山に骨を埋み、屍を隠し給はん人、我先祖より始め奉り、親しき疎き分かず、すぎにし方より今行末に至るまで、菩提佛果を證し、且は自らの二世の願叶ひぬべくは、この火一度に出で、今日より後消えずして、我末の世の人々同じく勤め、三昧の燈火を消たず掲げ継ぐべくは、この火一度に疾く出づべし」と祈りて打たせ給しに、この火一度に出で、この廿餘年今に消えず。その日の御願文、式部大輔大江匡衡朝臣仕うまつれり。多く書き続けたれど、けしきばかりを記す。はじめの有様も聞かまほしう、よく願文のことばも、假名の心得ぬ事ども交じりてあれば、これにてえ寫しとらず。この

折は左大臣にてぞおはします。この寺の名を淨妙寺とつけたり。ことども果て、との、御前を始め奉りて、藤氏の上達部皆誦經させ給。僧ども縁賜りてまかり出でぬ。

寛弘二年十月十九日

〔大鏡〕

淨妙寺は、東三条のおと、の、大臣になり給て、御慶に、木幡にまいりたまへりし御共に、入道殿ぐしたてまつらせ給て、御覽するに、おほくの先祖の御骨おはするに、鐘のこゑき、給はぬ、いとうきことなり、わが身おもふさまになりたらば、三昧堂たてんと、御心のうちにおぼしめしくわだてたりけるとこそ、うけ給はれ。

寛弘二年十月九日

〔伊呂波字類抄〕七

木幡寺 寛弘二年十月十九日、関白左大臣道長供養三昧堂、勅准御齋会

寛弘二年十月二十三日

〔御堂関白記〕

作木幡作佛康淨(尚)賜祿物

寛弘二年十一月七日

〔御堂関白記〕

従内罷出、至木幡寺

寛弘二年

〔寺門高僧記〕十

関白太政大臣藤原道長 寛弘二年、関白左大臣建立淨妙寺
木幡、附智、静大僧正 為累代修三昧、心中発願、自手敲火、供香燈、願期三會、方資一門、即以大僧正觀修、為彼寺檢校、永代附彼門徒

之廟北、聚龍象以弘智峯、譏羊太傳之絶後胤、伴槐棘以高法棟、擬王丞相之拜先塋、黑白衣之雲集、豈唯三州五郡之淺契、内外戚之影從、抑亦見佛聞法之大縁、功德遍于法界、利益及于衆生、我願已滿、衆望亦足、以此一善、廻向四恩、天下安穩、万民快樂、敬禮釋迦多寶妙法大乘、妙光法師、普賢薩埵、入此道場、證明功德、天神地祇、及茲山幽靈善神「等」、被如來之衣、著菩薩之座、仰願三寶增益一念、嗟乎、煖寒木於大智之日、淚變蒼栢之煙、霑朽壤於甘露之泉、手播白蓮之種、劫石雖磷、願主之印不剝、芥城縱盡、不退之輪長轉、願共諸衆生、上征兜率、

西遇彌陀、弟子某、歸命稽首、敬白、

寛弘二年十月十九日

〔政事要略〕二十九

別紙

木幡寺咒願文

釋尊遺教	報恩作先	仲尼微言	顯親爲大	顯親之道
不如菩提	報恩之功	須資妙法	夫有勝地	號木幡山
三光昭臨	四神具足	元慶賢相	諡昭宣公	近超一身
長期万代	門族骸骨	悉以埋之	尔來所經	百有餘載
光華被世	子孫滿朝	便知斯山	靈勝無比	爰左相府
遠慮深謀	起一伽藍	修花三昧	其志所至	其旨可喜
擬多武峯	摸妙樂寺	是則幽顯	廣博施仁	寧非現當
眞實謝德	木石自古	恐有精靈	經營在今	定犯土禁
邪不勝正	德能伏妖	一善兼弘	百部和解	前年草創

今冬功終	吉日良辰	恭敬供養	春鳥山囀	不唱法音
夜泉洞喧	無告漏剋	鯨吼曉洞	螺吹寒木	佛事作聲
良曰拔苦	若男若女	或親或疎	貴賤幽靈	新舊枯骨
就中考妣	及以弟兄	別亦奉酬	東三條院	門排玄杞
車駕白牛	凡人栢城	皆登蓮座	芥城雖盡	我氏不衰
海田雖遷	我寺無廢	國作功德	先獻國恩	家殖善根
自爲家福	引導万姓	商略九原	併如此場	同到彼岸

皇后大臣陵墓多在木幡山中。此願文爲見寺之草創。便付墓之末。

寛弘二年十月十九日

〔栄華物語〕卷十五

別紙

又木幡といふ所は、太政大臣基経のおとゞ、後の御諡昭宣公なり、そのおとゞの點し置かせ給へりし所なり。藤氏の御墓と仰せ掟てたりけるところに、とゞ御前若くおはしましける時に、故とのゝ御供などにおはしましておほしけるやう、「我先祖より始め、親しき疎き分かず、いかでこれを佛となし奉らん」とおほしける御心ざし年月経けるを、「この折にこそ」とおほしめしけり。「いづれの人も、あるは先祖の建て給へる堂にてこそ、忌日にも説教・説法もし給めれ。眞實御身を斂められ給へるこの山には、たゞ標ばかりの石の卒都婆一本ばかり立てれば、又参り寄る人もなし。これいと本意なき事なり」とおほして、この山の頂を平らげさせ給て、高き石をば削り、短き所をば埋

鐘音何以驚來、非銘文何以示人、以功德助幽明、重宣茲義爲裁
銘曰、

龍門銅冶 鳧氏鐘懸 貢廟酬租 驚聖集賢 孝情廣被
妙響、遙傳 達無間地 及有頂天 現當蒙益 自他結緣
增法日映 覺長夜眠 六時拔苦 四恩登蓮 滅罪生善
功德無邊

〔本朝文粹〕為左大臣供養淨妙寺願文

弟子大日本國左大臣正二位藤原朝臣某前白靈山淨土釋迦尊言、
風聞天上天下、妙覺之理獨圓、三千大千、無緣之慈普疲、佛法
之冲邈、不可得而稱者也、弟子自竹馬鳩車、至而立強仕、不好
獨善企兼濟、不忘敬始願善終、昔弱冠著緋之時、從先考大相國、
屢詣木幡墓所、仰三重瞻四礫、古塚纍々、幽墟寂々、佛儀不見、
只見春花秋月、法音不聞、只聞溪鳥嶺猿、尔時不覺淚下、竊作
斯念、我若向後至大位、心事相諧者、爭於茲山脚、造一堂修三
昧福助過去、恢弘方來、思以涉歲、不敢語人、爰承累葉之慶、
浴皇華之恩年三十極人臣之位、十一年忝王佐之任、皇帝之爲舅
也、皇后之爲父也、榮餘於身、賞過於分、如履虎尾、如撫龍鬚、
因茲雖趨朝廷、雖居私廬、發菩提心、凝道場觀、行住坐臥事三
寶、造次顛沛婦一乘、抑檢家譜、萬歲藤之榮、所以卓犖萬姓、
其理可然、何者始祖內大臣、扶持宗廟、保安社稷、淡海公手草
詔勅、筆削律令、興佛法詳帝範、其後后妃丞相、積功累德、寔

繁有徒矣、建興福寺、法華寺、開勸學院、施藥院、忠仁公始長
講會、昭宣公點木幡墓所、貞信公建法性寺修三昧、九條右相府
建楞嚴院修三昧、先考建法興院修三昧、此外傍親列祖之善根德
本、不遑稱計、方今時々詣墳墓、爲建寺指點形勝、向彼松下、
則礫二恩父母之廟壇、問此巖頭、亦瘞同胞兄弟之芳骨、雖至孝
鍾愛之子孫、不能晨昏、雖近習舊勞之僕妾、不能陪侍、山嵐朝
掃庭、溪月夜舉燭而已、仍自長保六年三月十日、結花構償初心、
不材之所企、造普賢而爲刻木拜貌之志、匪石之所思、書妙法而
代立碑旌德之文、是以勵拙掌而馳筆區、以信爲嘉手、倩毘首而
加意匠、移孝禮尊顏、今日擇曜宿、始法華三昧、刻十月定星之
期、廻萬代不朽之計、于時蒙霧開、愛日暖、可謂天地和合、風
雨不違、祖考感應、垂冥助之令然也、別亦奉書法花經百部千軸
般若心經百卷、屈百餘口賢聖衆、以香花梵唄、洪鐘浮磬、寶蓋
幢幡、名衣上服、七珍百味、供養之演說之、青苔鋪設、自展七
淨瑠璃之茵、紅葉珍飛、暗成千花錦繡之帳、玉軸星羅、見崑山
之積玉、金言流布、知提河之有金、夫寺廟者、如來之墳墓也、
實相者、法身之舍利也、山城獨勝、有便於弘一乘、王舍不遠、
無煩於戀群僚、丹丘青塚、忽具如來之眞色、萬籟百泉、皆唱妙
法之梵音、疑是靈鷲山之乘五色雲、以飛來歟、將若法龍池之驚
六種動、以湧出歟、視目未曾視、聽耳未曾聽、彼端木者、魯之
賢士也、移冢於孔子之墓傍。王劭者、晉之重臣也。築寺於祖父

雨、付香舉燈明、白事由權三寶、堂僧時時剋吸螺、聲未調不快、余作念言、始吸螺欲奉三寶、取螺試吸之、螺聲長大也、万人盛悅之、留會之上達部春宮大夫・右衛門督・中宮權大夫・左大弁・修理大夫・三位中將・宰相中將等也、別當前大僧正觀修、三綱隨彼定、別當堂僧等送房具、寺名勸修付也、式部權大輔願文持來、有祿物、左大弁願文・咒願等書、從中宮名香給、使公信朝臣賜祿物供養三昧經、件經每卷初只手自書、此外法華經一百部・心經百供養、事了子時許還來、京雪雨下、寺無此事、還問月明々、還問、領作寺貞仲朝臣賜袖、

寬弘二年十月十九日

〔小右記〕

〔木幡寺供養事、法号淨妙寺、儀、〕今日木幡寺供養日也、僧前高坏十二枚、加并諷誦布信乃布折數□□二具拂曉送彼寺、左兵衛督早朝立過、同車参入、召寮馬令騎隨身等、亦有假隨身將監嘉武・將曹保春・符生保堪参着寺之間、見額銘、書淨妙寺、諸卿會合、左大臣、内大臣、帥、大納言道・懷、中納言齋、公、俊・隆・忠、参議有・權・行・正、經、三位二人、親信・兼隆俗客饗了諸卿着寺前座、先是打鐘、式了・口正入自南大門、用御齋會儀、講師乘輿講師前大僧正觀修、誦願十口僧外堂達二人用凡僧已講林懷・阿闍梨命也殊加請天台座主覺慶證誠云々、百僧納衆僧綱讚衆・梵音衆・錫杖衆等也、又有定者、但十一口僧證誠在其中、皆有滌服、

寬弘二年十月十九日

〔日本紀略〕

左大臣供養木幡淨妙寺三昧堂、准御齋會、今日始三昧、左大臣

於仏殿、取火打誓言云、若依此功、我子孫相繼可施榮華者、此火一度可付也、一度付之、衆人莫不感歎

寬弘二年十月十九日

〔權記〕

日出詣寺、書呪願之文等、木幡寺三昧堂供養、請僧百口列、以座主為證者、准御齋會之由、有宣旨、仍諸司具諷誦卅五ヶ所云々、此夕始三昧香火、大臣請誓敦（敲力）火、一度火付、衆人感歎、与右衛門督同車而還、夜半許歸家

寬弘二年十月十九日

〔百練抄〕

左大臣供養木幡淨名寺准御齋會、今日始三昧

寬弘二年十月十九日

〔扶桑略記〕

関白道長供養木幡三昧堂、儀式准御齋會、以觀修為寺別當

寬弘二年乙十月十九日甲午

〔政事要略〕

別紙

木幡寺鐘銘并序

木幡山者、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武之勝地也、四方似城、百里不絶、元慶太政大臣昭宣公、相地之宣、永為一門埋骨之處、尔來氏族弥廣、子孫繁昌、帝后必出於此門、王侯相將濟々焉、爰皇朝親舅左丞相、准曩祖墓域、多武峯側建立妙樂寺、修常行三昧之例、茲山下創建道場、修法花三昧、額曰木幡寺矣、寬弘二年歲次乙巳、九月丙午朔二十八日、癸酉、命彼梟氏鑄鐘一口、雖制器之志、出自一心、然鎔範之功、多緣衆力、盡使四恩結七寶蓮之縁、三界庇千金藤之蔭也、夫寺有鐘、々有銘、非

寬弘二年十月三日

〔御堂閔白記〕

至木幡寺、入夜還

寬弘二年十月九日

〔御堂閔白記〕

至木幡寺後、行宇治

寬弘二年十月十四日

〔御堂閔白記〕

到木幡寺、造作衡(漸力)成、山座主、法務僧都、法性寺僧等到

長谷

寬弘二年十月十五日

〔小右記〕

左大臣參木幡云々

寬弘二年十月十五日

〔御堂閔白記〕

木幡鐘從形開出、遣四位少將還來醍醐地、還來後於殿々(ママ)被入寺

云々

寬弘二年十月十七日 壬辰

〔御堂閔白記〕

早朝至木幡寺、定雜事、晚景還來、及額二面左大弁許、淨妙寺、

雨下

寬弘二年十月十八日 癸巳

〔御堂閔白記〕

式部大輔咒願文持來、參内、還出、右頭中將來、明日會可准御

齋會者、即内府承之云々、以則友朝臣、中務宮奉經外題書給

寬弘二年十月十八日

〔權 記〕

依左府命、書淨妙寺額二枚南真、西草、亦縫奉庇幡二旒藥助、傳分、花蔓代

一枚兵衛、佐料、詣彼殿、御出、仍空以

還、夜半起詣木幡

寬弘二年十月十九日 甲午

〔御堂閔白記〕

淨妙寺供養、天晴、以時寅出立、月如晝、辰始着寺、女方下借

屋、与春宮大夫同、巳時吉時打鐘、之聲如思、此間上達部十人

許先來、午時人々來具、未時入堂、大會儀如常、無樂、式部・

彈正着南大門内東西幄座、次諸僧入堂、外記行事、證者覺慶前

大僧正、道師前大僧正觀修、咒願大僧定證、唄大僧都濟信・前

大僧嚴久、散花少僧都院源・律師明肇、引頭慶命・尋光等律師、

堂達林懷・庄命等也、在法服、納衆册人、此中綱八人、讚衆廿

人、梵音衆廿、錫杖衆廿人、威儀二人、定者二人也、會指圖在

別、入禮上達部右府・内府・前帥・春宮大夫・右衛門督・左衛

門督・中宮權大夫・權中納言・藤中納言・勘解由長官・左兵衛

督・左大弁・大藏卿・修理大夫・三位中將・宰相中將等也、不

來人、尹中納言、式部大輔也、内藏寮・冷泉院・花山院、皇太

后宮、中宮、一品宮有御諷誦、一門男如可然所有此事、使々有

祿物、西時事了、人々還出、後始三昧、以院源僧都、令申事由、

此前打火可付香者、余取火打、白佛言、此願非為現世榮耀・壽

命福祿、只座此山先孝・先妣及奉始昭宣公諸亡靈、為無上菩提、

從今後、來々一門人々、為引導極樂也、心中清淨、願釋迦大師・

普賢菩薩自證明給、打火是為用清淨火也、早付為悅、晚付不為

恨、祈請打火不及二度、一度得火、盛渡數行、見聞道俗流渡如

淨妙寺史料

行木幡見造堂

寛弘二年九月六日

〔御堂関白記〕

長保六年二月十九日

〔御堂関白記〕

寛弘二年九月二十日

〔権記〕

木幡三昧堂可立所為定、到彼山辺、從鳥居北方河出、其北方有

詣左府、奉木幡寺鐘銘

平所、道東、晴明朝臣、光榮朝臣等定也

寛弘二年九月二十三日

〔権記〕

長保六年二月二十八日

〔御堂関白記〕

寛弘二年九月二十六日

〔権記〕

大藏卿帶持來、又加帶返、木幡堂所掃、為貞仲使

貞仲朝臣來、示鐘銘彫損二行之由、即書之

長保六年三月二日

〔御堂関白記〕

寛弘二年九月二十七日

〔権記〕

木幡堂所、即到宇治、入夜還

參内、詣左府、奉一尺鏡（鐘力、藥助丸奉也）木幡鐘料

長保六年三月二十三日

〔御堂関白記〕

寛弘二年九月二十八日

〔権記〕

見木幡堂立垣等

詣左府、候御共（供）詣木幡、秉燭歸給、即參内給、又候御共

長保六年閏九月七日

〔御堂関白記〕

寛弘二年九月二十八日

〔御堂関白記〕

後夜出清水寺、見木幡堂、春宮大夫、權大夫同道

鑄木幡鐘（鐘）、卯時許出立、同道上達部帥、春宮大夫、右衛門

長保六年十月二十三日

〔御堂関白記〕

督、中宮權大夫、權中納言、左大弁、大藏卿、修理大夫、三位

見木幡造堂

中將、宰相中將、鑄鐘午時、不快、彼寺客殿初食、亥時許還來、

寛弘二年六月十八日

〔御堂関白記〕

即与五人上達部參内宿、銅鐘（鐘）不足不快、仍加燒銅鑄加、時

經料紙賜經師令備

刻多移、不審無歟、工等賜祿

寛弘二年六月二十一日

〔御堂関白記〕

寛弘二年九月二十九日

〔御堂関白記〕

初木幡三昧經書、至彼寺、入夜歸參内、女方同之

罷出間、從木幡貞仲申云、鐘龍頭間、開見成了者

寛弘二年八月三日

〔御堂関白記〕

〔御堂関白記〕

浄妙寺年表

延喜8年(908)	12・29	藤原忠平が父基経の墓参に宇治を訪れる。以後、『貞信公記』に基経の墓への参拝の記事が散見する。	貞信公記
延長5年(927)		『延喜式』が完成し、諸陵寮に宇治郡の後宇治墓、次宇治墓などの記載が見える。	延喜式
長保3年(1001)	閏12・10	藤原安子の後宇治陵などに荷前史が派遣される。	権記
長保6年(1004)	2・19	藤原道長が浄妙寺の建立の場所を視察に行く。	御堂関白記
寛弘2年(1005)	10・19	浄妙寺三昧堂が完成し、落慶供養が行われる。	御堂関白記・小右記・本朝文粹
寛弘4年(1007)	12・2	浄妙寺多宝塔が供養される。	御堂関白記・本朝文粹・権記
寛仁元年(1017)	2・27	道長が父母・姉の墓参のために浄妙寺を訪れる。	御堂関白記
寛仁2年(1018)	6・19	藤原道子の遺骨が木幡へ改葬されることが論議され、小野宮実資が「木幡山は藤氏の墓所」という。	小右記
治安3年(1023)	1・29	春日祭使の一行が奈良へ向かうため、宇治の道長と木幡別当定基の屋形船を借用する。	小右記
万寿2年(1025)	8・16	故東宮妃嬉子の遺骨を木幡山に移す。	小右記・栄華物語
万寿4年(1027)	9・16	故皇太后妍子の遺骨を木幡山に移す。	小右記
長元元年(1028)	12・4	藤原道長が法成寺で死去し、7日にその遺骨が木幡に納められる。	小右記・栄華物語
永承6年(1051)頃	1・10	法成寺念仏僧として伺候した浄妙寺僧に非時料が支給される。	左経記
康平元年(1058)		法界寺の敷地として、浄妙寺領2町が与えられる。	醍醐雜事記
	3・30	藤原頼通が木幡の道長の墓に使を派遣して、法成寺焼亡のことを報告する。	康平記
康平5年(1062)	8・29	頼通が父道長の墓参に浄妙寺を訪れる。	康平記
康和元年(1099)	5・23	藤原師通が木幡堂舎の破損を調べさせる。	後二条師通記
永久3年(1115)	3・26	この2、3ヶ月、浄妙寺が鳴動するという。	殿暦
永久5年(1117)	8・18	浄妙寺の宝形・火焰が盗難にあい、木幡御墓が鳴動する。	殿暦
保元元年(1156)	11・23	山科小野郷司藤原経成が浄妙寺前預所宇治大輔の押領を撰閑家に訴える。	平安遺文2858号
永暦元年(1160)	5・5	後白河院庁が平範家による浄妙寺領押領を停止する。	平安遺文3093号
仁安2年(1167)	7・24	故藤原基実の遺骨が浄妙寺へ移される。	兵範記
承安3年(1173)	3・10	後白河院の近臣西光法師が浄妙寺境内に堂を供養する。	玉葉・百練抄
治承4年(1180)	7・14	中山忠親が浄妙寺・観音寺を参詣し、故女房の遺骨を東山堂に納める。	山槐記
文治4年(1188)	2・28	2月20日に死去した九条良通の遺骨が浄妙寺に埋骨される。	
建久3年(1192)	1・21	藤原氏管掌の浄妙寺別当職に、後白河院息聖護院聖恵法親王が補任され、以後聖護院宮家の相承となる。	玉葉
寛喜2年(1230)	閏1・7	浄妙寺陵が鳴動する。	
嘉禎元年(1225)	4・3	3月28日に死去した九条教実の遺骨が浄妙寺に埋骨される。	
延文2年(1356)	1・13	木幡の志水衛門太郎が浄妙寺領「ウツキ本」を(醍醐寺カ)如意童に売却する。	
貞治元年(1362)		この春、聖護院宮覚誉法親王が木幡で歌合を催す。	新統古今和歌集
応安2年(1369)	2・25	近衛道嗣が頼通の墓に参拝し、浄妙寺、観音寺、平等院を巡見する。	愚管記
永享3年(1431)	6・12	聖護院宮管領の浄妙寺執行職をめくり、源豪と伊勢盛行が争い、幕府が譜代相伝を認めて源豪に勝訴の判決を下す。	御前落居記録
寛正元年(1460)	6・10	雲泉大極が浄妙寺を訪問し、同寺の由緒について古老の話を聞く。	碧山日録
寛正3年(1462)	10・23	徳政一揆の蜂起により、浄妙寺御堂、木幡執行坊が放火される。(浄妙寺の終焉か)	碧山日録
昭和42年(1967)		木幡小学校の新設に伴い、浄妙寺跡が初めて調査される。	
平成2年(1990)		発掘調査により浄妙寺の中心的建物を確認される。	

玉葉	文治四年三月二十八日
玉葉	建久三年一月二十日
玉葉	建久三年一月二十一日
華頂要略 <small>四三 百十</small>	建久三年
諸門跡伝四	
百練抄	承久元年五月二十一日
明月記	寬喜二年閏正月七日
玉葉	嘉禎元年四月三日
園太曆	延文元年四月十五日
醍醐寺文書(十四函)	延文二年正月十三日
醍醐寺文書(十四函)	延文二年正月十三日
新統古今和歌集	貞治元年
愚管記	応安二年二月二十五日
後愚昧記	応安二年二月二十五日
御前落居記録	永享三年六月十二日
碧山日録	寬正元年六月十日
碧山日録	寬正三年十月二十三日

寺門高僧記(十)	寛弘二年	小右記	治安三年正月二十九日
御堂関白記	寛弘四年十月十日	左経記	長元元年一月十日
御堂関白記	寛弘四年十一月二十三日	醍醐雜事記(卷五)	永承六年ころ
御堂関白記	寛弘四年十一月二十八日	康平記	康平元年三月三十日
御堂関白記	寛弘四年十二月一日	左経記	長元元年一月十日
御堂関白記	寛弘四年十二月二日	醍醐雜事記(卷五)	永承六年ころ
本朝文粹(十三)供養同時塔願文	寛弘四年十二月二日	康平記	康平元年三月三十日
本朝文粹(十三)浄妙寺供養祝願文	寛弘四年十二月二日	康平記	康平五年八月二十九日
潤背(上)	寛弘四年十二月二日	後一条師通記	嘉保元年三月二日
百練抄	寛弘四年十二月二日	殿曆	康和元年五月二十三日
権記	寛弘四年十二月二日	殿曆	永久三年三月二十六日
日本紀略	寛弘四年十二月二日	殿曆	永久五年八月十八日
小右記	長和四年四月五日	平安遺文(二八五八号)	永久五年八月二十二日
御堂関白記	寛仁元年二月十一日	平安遺文(二九二二号)	保元元年十一月二十三日
御堂関白記	寛仁元年二月二十七日	平安遺文(三〇九三号)	保元元年五月十日
日本紀略	寛仁元年二月二十七日	兵範記	永曆元年五月五日
御堂関白記	寛仁元年八月三十日	兵範記	仁安二年一月二十三日
小右記	寛仁二年六月十六日	玉葉	仁安二年七月二十七日
小右記目録	寛仁二年七月十九日	百練抄	承安三年三月十日
		山槐記	承安三年三月十日
			治承四年七月十四日

参考資料

浄妙寺年表……………4

浄妙寺史料……………5

御堂関白記	長保六年二月十九日
御堂関白記	長保六年二月二十八日
御堂関白記	長保六年三月二日
御堂関白記	長保六年三月二十三日
御堂関白記	長保六年閏九月七日
御堂関白記	長保六年十月二十三日
御堂関白記	寛弘二年六月十八日
御堂関白記	寛弘二年六月二十一日
御堂関白記	寛弘二年八月三日
御堂関白記	寛弘二年九月六日
権記	寛弘二年九月二十日
権記	寛弘二年九月二十三日
権記	寛弘二年九月二十六日
権記	寛弘二年九月二十七日
権記	寛弘二年九月二十八日
御堂関白記	寛弘二年九月二十九日

御堂関白記	寛弘二年十月三日
御堂関白記	寛弘二年十月九日
御堂関白記	寛弘二年十月十四日
小右記	寛弘二年十月十五日
御堂関白記	寛弘二年十月十七日
御堂関白記	寛弘二年十月十七日
御堂関白記	寛弘二年十月十八日
権記	寛弘二年十月十八日
御堂関白記	寛弘二年十月十九日
中右記	寛弘二年十月十九日
日本紀略	寛弘二年十月十九日
権記	寛弘二年十月十九日
権記	寛弘二年十月十九日
扶桑略記	寛弘二年十月十九日
本朝文粹(十三)	寛弘二年十月十九日
政事要略(二十九)	寛弘二年十月十九日
栄華物語(卷十五)	寛弘二年十月十九日
大鏡	寛弘二年十月十九日
伊呂波字類抄(七)	寛弘二年十月十九日
御堂関白記	寛弘二年十月二十三日
御堂関白記	寛弘二年十一月七日